

人事委員会年報

平成27年度
(平成28年4月1日現在)

岩手県人事委員会

目 次

第1	平成27年度における人事委員会の活動概要	1
第2	人事委員会	
1	人事委員	3
2	人事委員会会議	
	(1) 年間開催状況	3
	(2) 審議事項	5
4	条例案等に対する意見	12
5	人事委員会規則、告示等の制定・改廃状況	14
6	委員会の調査活動	21
第3	事務局	
1	事務局	
	(1) 組織	22
	(2) 事務分掌	22
	(3) 事務局職員の配置	23
	(4) 事務局職員一覧表	24
	(5) 予算	25
	(6) 主な行事・業務の状況	26
	(7) 諸会議等	29
2	任用関係事務	
	(1) 概況	33
	(2) 職員採用試験の実施状況	34
	(3) 警察官昇任試験の実施状況	41
	(4) 選考による採用、昇任及び転任	42
3	給与関係事務	
	(1) 平成27年の給与等の報告	45
	(2) 初任給等規則の規定に基づく承認事務	58
	(3) 職員の状況	59
4	分限及び懲戒	
	(1) 分限処分の状況	65
	(2) 懲戒処分の状況	65
5	審査関係事務	
	(1) 公平審査関係	67
	(2) 職員苦情相談	69
	(3) 職員団体関係	70
	(4) 労働基準監督関係	70
	(5) 公平事務委託市町村等の事務の受託状況	72
6	参考資料	
	(1) 初任給基準表	73
	(2) 級別職務区分表	75
	(3) 給料の特別調整額	95
	(4) 職員の昇格実施基準	102
	(5) 管理職員等の範囲	103
	(6) 登録職員団体一覧	115
	(7) 号別区分表	116
	(8) 市町村等公平事務委託状況一覧	117

第1 平成27年度における人事委員会の活動概要

平成27年度における人事委員会の会議は、定例会21回、臨時会6回の計27回開催し、167案件について審議を行った。

なお、条例案に対する意見についての回答は1件であった。

任用関係では、Ⅰ種、Ⅱ種及びⅢ種並びに警察官A（男性・女性）、警察官B（男性・女性）採用試験を実施し、それぞれの採用候補者を決定した。

職員採用Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ種試験における採用予定数は、退職者の増加や復興業務等への対応等の要因により、統計上、平成2年度に続き過去2番目に多かった。

また、Ⅲ種試験のうち一般事務において特別募集を実施したほか、平成23年度から5年度連続となる任期付職員採用試験を実施した。

これら試験の実施結果の概況は、申込者総数が2,745人（前年度比48人増）、受験者総数が2,335人（前年度比115人増）と前年度を上回った。また、最終合格者の受験者に対する平均倍率は4.5倍で、採用予定数の増加により、前年度の5.2倍を下回った。

また、公募による身体障がい者を対象とした選考や警察官（武道指導）採用選考のほか、国体に向けた競技力の強化を図るため、平成27年度に初めて県職員（スポーツ経験者）採用選考を実施した（採用者4名）。

給与関係では、民間給与実態調査及び職員給与実態調査を実施し、調査結果等に基づき公民比較、国、他県比較、生計費の算定等を行い、平成27年10月19日に知事及び議会に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。

勧告においては、給与改定については、民間給与との較差（0.21%）に基づき、若年層に重点を置いた給料表の水準の引上げを行うこと、民間の支給割合に見合うよう期末手当・勤勉手当を引上げること（期末手当0.05月分、勤勉手当0.15月分）とした。

また、平成28年4月1日からの給与改定については、本県職員の給与実態や国及び他の都道府県における見直し状況、民間事業所の給与水準との均衡を考慮し、世代間の公民の給与差を見直す給与表水準の引下げ（平均1%程度引下げ）や地域手当・単身赴任手当等勤務実態に応じた諸手当を引上げる給与制度の総合的な見直しを行うこととした。

公務運営に関する事項においては、有為な人材の確保、フレックスタイム制の拡充、長時間勤務の解消、心身の健康管理等について報告を行った。

公平審査関係では、不利益処分についての不服申立ての係属件数が、平成26年度からの繰越分である県関係4件に加え、平成27年度新たに県関係1件と市町村関係2件が係属し計7件となった。このうち、市町村関係1件は取下げ、県関係3件を打切り、県関係2件を決裁し、平成27年度末の係属件数は市町村関係1件となった。勤務条件に関する措置の要求の係属件数はなかった。

職員苦情相談については、受理件数が37件となり、前年度の受理件数（20件）と比較し大幅増、平成17年度の制度開始以来、最多件数となった。

また、地方公務員法の一部改正により、平成28年4月から再就職者による現職職員への働きかけを禁止する職員等の退職管理に関する条例が制定されたことに伴い、現職職員が再就職者から働きかけを受けた

場合の人事委員会への届出手続など必要な事項を定める職員等の退職管理に関する規則を制定し、各任命権者に対し、新しい制度の適正な運用を求めた。

市町村等の公平委員会の事務の受託関係については、管理職員等の指定、職員からの苦情相談などを行った。なお、受託市町村等は平成 28 年 4 月 1 日現在で、13 市 15 町 4 村、22 一部事務組合、3 広域連合の合計 57 団体となっている。

このほか、全国人事委員会連合会総会、東北・北海道地区人事委員会協議会委員長・事務局長会議、同協議会委員・事務局長合同会議等に参加して、他県等の人事委員会との情報交換や共同研究を行った。

人 事 委 員 会

第2 人事委員会

1 人事委員

人事委員会の委員長及び委員は、次表のとおりである。

(平成28年4月1日現在)

職名	氏名	委員就任期間	備考
委員長	熊谷 隆司	平成24.10.12～平成26.7.18 (前委員長残任期間) 平成26.7.19～平成30.7.18	弁護士 委員長就任 平成24.10.12
委員	飛澤 重嘉	平成21.7.17～平成25.7.16 平成25.7.17～平成29.7.16	(元)岩手県理事
委員	小原 忍	H27.7.3～H31.7.2	㈱岩手めんこいテレビ取締役副社長 ㈱岩手銀行社外監査役

2 人事委員会会議

本年度における人事委員会の会議の開催回数は、定例会21回、臨時会6回の計27回であった。

各月ごとの開催状況は、次のとおりである。

(1) 年間開催状況

月別	開催回数		議 案 件 数										協議 件数	報告 件数
	定例	臨時	規則	告示等	通知	試験	審査	承認	勸告	意見	その他	計		
4	2	0	3									3	1	7
5	2	0					1	1				2	1	8
6	2	0				1	4					5	0	5
7	1	0									1	1	0	3
8	2	0				1						1	1	9
9	2	3	2			2	2					6	5	7
10	2	1							1			1	3	4
11	2	0				3						3	3	4
12	1	0										0	1	3
1	1	0				1						1	2	3
2	2	0								1		1	4	3
3	2	2	33	2	1	5	3	5			1	49	14	3
計	21	6	38	2	1	13	10	6	1	1	2	73	35	59

〔過去3年間の開催状況〕

年 度 別	開催回数		議 案 件 数										協 議 件 数	報 告 件 数
	定 例	臨 時	規 則	告 示 等	通 知	試 験	審 査	承 認	勸 告	意 見	そ の 他	計		
H27	21	6	38	2	1	13	10	6	1	1	2	73	35	59
H26	22	7	24	1	0	20	8	10	1	3	3	70	28	56
H25	23	11	27	2	0	15	8	10	1	3	1	67	29	83

(2) 審議事項

回数	開催 年月日	議案及び協議事項等
1	27.4.3 (金) (定例)	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労働基準法別表第一の号別区分についての覚書別表（号別区分表）の補正について 2. 平成27年度事業計画表について 3. 平成26年度懲戒処分及び分限処分の状況について
2	27.4.24 (金) (定例)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正について 2. 公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 3. 公平事務委託市町村等管理職員等指定基準の一部改正について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不利益処分についての不服申立て（26人委（不）第1号事案）の裁決書案について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成27年職種別民間給与実態調査の実施概要について 2. 平成26年度採用候補者名簿からの採用状況について 3. 平成27年度岩手県警察官（武道指導）採用選考の実施について 4. 解雇予告除外認定について
3	27.5.14 (木) (定例)	<p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不利益処分についての不服申立て（26人委（不）第1号事案）の裁決書案について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 職員の苦情相談の処理状況について 2. 関係労働団体からの要請書について 3. 平成27年度東北・北海道地区人事委員会協議会委員長・事務局長会議の概要について 4. 給与制度の総合的見直しについて
4	27.5.28 (木) (定例)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不利益処分についての不服申立て（26人委（不）第1号事案）の裁決について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成27年度岩手県職員採用Ⅲ種試験（特別募集）第1次試験の実施状況について 2. 平成27年度身体障がい者を対象とした岩手県職員採用選考の実施について 3. 平成26・27年度全国人事委員会連合会審査部会の研究報告（中間報告）について 4. 解雇予告除外認定について
5	27.6.10 (水) (定例)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成27年度岩手県職員採用Ⅲ種候補者名簿（特別募集）を確定することについて <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成27年度岩手県職員採用Ⅰ種試験の申込状況について
6	27.6.26 (金) (定例)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不利益処分についての不服申立て（その1）の受理について 2. 不利益処分についての不服申立て（その2）の受理について 3. 議案第1号の事案に係る審理の委任及び審理長の指名について 4. 議案第2号の事案に係る審理の委任及び審理長の指名について

回数	開催 年月日	議案及び協議事項等
		報告事項 1. 平成27年度岩手県警察官A採用試験の申込状況について 2. 平成27年度岩手県任期付職員採用試験（一般事務）の申込状況について 3. 第123回全国人事委員会連合会総会の概要について 4. 平成27年6月県議会定例会の会期・日程等について
7	27.7.6 (月) (定例)	議事 1. 委員長職務代理者の指定について 報告事項 1. 平成27年職種別民間給与実態調査の実施状況について 2. 平成27年度岩手県職員採用Ⅲ種候補者名簿（特別募集）からの採用状況について 3. 人事委員会委員に係る旧姓使用の取扱いについて
8	27.8.10 (月) (定例)	議案 1. 平成27年度岩手県職員採用Ⅰ種候補者名簿を確定することについて 報告事項 1. 平成27年人事院勧告の概要について 2. 岩手県人事委員会の業務の状況の報告について 3. 平成27年度岩手県警察官A採用試験第1次試験の実施状況について 4. 平成27年度岩手県任期付職員採用試験第1次試験の実施状況について 5. 27人委（不）第1号事案の取下げについて 6. 関係労働団体からの要請について
9	27.8.27 (木) (定例)	協議事項 1. 平成27年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告事項 1. 平成27年度身体障がい者を対象とした岩手県職員採用選考の申込状況について 2. 関係労働団体からの要請について 3. 平成27年度東北・北海道地区人事委員会協議会委員・事務局長合同会議の概要について
10	27.9.4 (金) (臨時)	協議事項 1. 平成27年職員の給与等に関する報告及び勧告について
11	27.9.10 (木) (定例)	議案 1. 平成27年度岩手県警察官採用候補者名簿（警察官A）を確定することについて 2. 平成27年度岩手県任期付職員採用候補者名簿を確定することについて 協議事項 1. 平成27年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告事項 1. 平成27年度岩手県警察官（武道指導（大卒程度））採用選考の実施結果について 2. 平成27年度岩手県職員（スポーツ経験者）採用選考の実施結果について 3. 平成27年度第1回現場職員の声を聴く会の概要について

回数	開催 年月日	議案及び協議事項等
12	27.9.17 (木) (臨時)	<p>議案</p> <p>1. 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について</p> <p>協議事項</p> <p>1. 平成27年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>報告事項</p> <p>1. 平成27年度岩手県職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験及び警察官B採用試験の申込状況について</p> <p>2. 関係労働団体からの要請について</p>
13	27.9.25 (金) (臨時)	<p>議案</p> <p>1. 職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部改正について</p> <p>2. 不利益処分についての不服申立ての受理について</p> <p>3. 議案第2号の事案に係る審理の委任及び審理長の指名について</p> <p>協議事項</p> <p>1. 平成27年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p>
14	27.9.30 (水) (定例)	<p>協議事項</p> <p>1. 平成27年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>報告事項</p> <p>1. 関係労働団体からの要請について</p> <p>2. 平成27年9月県議会定例会の会期・日程等について</p>
15	27.10.8 (木) (定例)	<p>協議事項</p> <p>1. 平成27年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>報告事項</p> <p>1. 関係労働団体からの要請について</p>
16	27.10.14 (水) (臨時)	<p>協議事項</p> <p>1. 平成27年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>2. 平成28年度岩手県職員（任期付職員経験者）採用選考の実施について</p> <p>報告事項</p> <p>1. 平成27年度岩手県警察官B採用試験第1次試験の実施状況について</p>
17	27.10.19 (月) (定例)	<p>議案</p> <p>1. 平成27年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>報告事項</p> <p>1. 平成27年度岩手県職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験第1次試験の実施状況について</p> <p>2. 平成27年度身体障がい者を対象とした岩手県職員採用選考の実施結果について</p>
18	27.11.12 (木) (定例)	<p>議案</p> <p>1. 平成27年度岩手県職員採用Ⅱ種・Ⅲ種候補者名簿を確定することについて</p> <p>2. 平成27年度岩手県警察官（警部補・巡査部長）昇任候補者名簿を確定することについて</p> <p>報告事項</p> <p>1. 給与に関する動向について</p> <p>2. 平成27年9月県議会定例会の状況について</p>

回数	開催 年月日	議案及び協議事項等
19	27.11.26 (木) (定例)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成27年度岩手県警察官採用候補者名簿（警察官B）を確定することについて <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 労働基準及び労働安全衛生に関する事業場調査結果に係る指導について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成27年度岩手県警察官（武道指導（高卒程度））採用選考の実施結果について 不利益処分についての不服申立て事案の状況について 職員からの苦情相談の状況について 平成27年12月県議会定例会の会期・日程等について
20	27.12.10 (木) (定例)	<p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 地方公務員法改正における今後の対応について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 特定任期付職員の任期の更新について 平成28年度における受験者確保の取組について 地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて
21	28.1.26 (火) (定例)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成27年度岩手県警察官（警部）昇任候補者名簿を確定することについて <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 職の新設等に伴う格付け（給料の特別調整額等）について 平成28年度岩手県職員採用試験等の実施について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 公務員の給与の状況について 岩手県獣医師会からの要請書について 平成27年度第2回現場職員の声を聴く会の概要について
22	28.2.10 (水) (定例)	<p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 岩手県議会2月定例会に提案される条例案について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 不利益処分についての不服申立て（27人委（不）第2号事案）の審査の進行状況について 平成28年2月県議会定例会の会期・日程等について
23	28.2.25 (木) (定例)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 条例案に対する意見について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 職の新設等に伴う格付け（給料の特別調整額等）について へき地手当等に関する規則の一部改正について 不利益処分についての不服申立て（27人委（不）第2号事案）の判定方針について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 関係労働団体からの要請について

回数	開催 年月日	議案及び協議事項等
24	28.3.4 (金) (臨時)	<p>議案</p> <p>1. 職員の勤務延長の期限の延長について</p> <p>協議事項</p> <p>1. 単身赴任手当に関する規則の一部改正について</p> <p>2. 特地勤務手当等に関する規則の一部改正について</p> <p>3. 管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正について</p> <p>報告事項</p> <p>1. 人事委員会会議運営要領の制定について</p>
25	28.3.10 (木) (定例)	<p>議案</p> <p>1. 不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部改正について</p> <p>2. 職員からの苦情相談に関する規則の一部改正について</p> <p>3. 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>4. 職員の選考による採用、昇任及び転任並びに職務の級の決定について</p> <p>5. 職員の選考による昇任の決定について</p> <p>協議事項</p> <p>1. 職員の任用に関する規則の一部改正について</p> <p>2. 給料表の適用範囲に関する規則の一部改正について</p> <p>3. 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について</p> <p>4. 職員の給料の調整額に関する規則の一部改正について</p> <p>5. 初任給調整手当に関する規則の一部改正について</p> <p>6. 地域手当に関する規則の一部改正について</p> <p>7. 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について</p> <p>8. 不利益処分についての不服申立て（27人委（不）第2号事案）の裁決書案について</p> <p>報告事項</p> <p>1. 関係労働団体からの要請について</p>
26	28.3.16 (水) (臨時)	<p>議案</p> <p>1. 岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部改正について</p> <p>2. 人事記録の管理に関する規則の一部改正について</p> <p>3. 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正について</p> <p>4. 給料の特別調整額に関する規則の一部改正について（県警分）</p> <p>5. 職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部改正について</p> <p>6. 級別職務区分表の告示の一部改正について（県警分）</p> <p>7. 岩手県人事委員会事務局規程の一部改正について</p> <p>8. 岩手県人事委員会公印規程の一部改正について</p> <p>9. 平成28年度岩手県職員採用Ⅰ種試験の実施について</p> <p>10. 平成28年度岩手県職員採用Ⅱ種試験の実施について</p> <p>11. 平成28年度岩手県職員採用Ⅲ種試験の実施について</p> <p>12. 平成28年度岩手県任期付職員採用試験の実施について</p>

回数	開催 年月日	議案及び協議事項等
		<p>13. 平成 28 年度岩手県警察官採用試験の実施並びに警視総監、千葉県人事委員会及び神奈川県警察本部長との警察官採用試験の第 1 次試験の共同実施について</p> <p>14. 事務局職員の人事について</p> <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 職員等の退職管理に関する規則の制定について 2. 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則等の規定による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の制定について 3. 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事務局職員の人事について
27	28. 3. 25 (金) (定例)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 職員の任用に関する規則の一部改正について 2. 一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正について 3. 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部改正について 4. 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について 5. 職員等の退職管理に関する規則の制定について 6. 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則等の規定による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の制定について 7. 給料表の適用範囲に関する規則の一部改正について 8. 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について 9. 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第 5 条第 4 項の規定による給料月額等を受ける職員の給料の切替えに関する規則の制定について 10. 職員の給料の調整額に関する規則の一部改正について 11. 給料の特別調整額に関する規則の一部改正について 12. 初任給調整手当に関する規則の一部改正について 13. 地域手当に関する規則の一部改正について 14. 単身赴任手当に関する規則の一部改正について 15. 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について 16. 特勤勤務手当等に関する規則の一部改正について 17. へき地手当等に関する規則の一部改正について 18. 管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正について 19. 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について 20. 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について 21. 農林漁業普及指導手当に関する規則の一部改正について 22. 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について 23. 級別職務区分表の告示の一部改正について 24. 岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部改正について 25. 職員の選考による採用及び職務の級の決定について 26. 給料の特別調整額の適用区分を 1 種上位とすることについて承認することについて

回数	開催 年月日	議案及び協議事項等
		27. 校長の採用による職務の級等の決定について 28. 不利益処分についての不服申立て（50 岩人委（不）第 8454 号事案及び 50 岩人委（不）第 8458 号事案）に係る審査の打切りについて 29. 不利益処分についての不服申立て（56 岩人委（不）第 29 号事案）に係る審査の打切りについて 30. 不利益処分についての不服申立て（27 人委（不）第 2 号事案）の裁決について

4 条例案等に対する意見

県議会から条例案について意見を求められ、次のとおり回答した。

意見提出 年月日	件名	内容	意見
28.3.1	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（議案第34号）	特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合を改定し、並びに地方公務員法の一部改正に伴い号給別基準職務表を定めるとともに、併せて所要の整備をすること。	平成28年2月17日付け議案第248号により意見を求められた下記条例案につきましては、適当なものと認められます。 なお、議案第36号及び議案第66号の条例案中、給料の特別調整額及び管理職手当の一部を減額する措置については、本県の諸般の情勢に鑑み行う特例的な措置であり、やむを得ないと考えます。しかしながら、特例的な減額措置は平成17年度から実施され、その期間は長期にわたっており、本委員会としては、早期に勧告に基づく給与水準が確保されるよう望むものであります。
	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（議案第35号）	任期付研究員の給料月額及び期末手当の支給割合を改定し、並びに地方公務員法の一部改正に伴い号給別基準職務表を定めるとともに、併せて所要の整備をすること。	
	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（議案第36号）	一般職の職員の給料月額、初任給調整手当及び単身赴任手当の支給限度額、地域手当の級地の区分及び支給割合並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定し、並びに管理職員特別勤務手当の支給範囲を拡大するとともに、地方公務員法の一部改正に伴い級別基準職務表を定め、諸般の情勢に鑑み管理又は監督の地位にある職員に支給されるべき給料の特別調整額を減額する等所要の改正をすること。	
	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（議案第37号）	国の例に準じて退職手当の調整額を改定するとともに、併せて所要の整備をすること。	
	職員等の退職管理に関する条例（議案第38号）	地方公務員法の規定に基づき、職員等の退職管理に関し必要な事項を定めること。	
	人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（議案第39号）	地方公務員法の一部改正に伴い、任命権者が知事に対し報告すべき人事行政の運営の状況に職員の人事評価の状況を加える等所要の改正をすること。	

<p>市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（議案第 66 号）</p>	<p>市町村立学校職員の給料月額、単身赴任手当の支給限度額、地域手当の級地の区分及び支給割合並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定し、並びに管理職員特別勤務手当の支給範囲を拡大するとともに、地方公務員法の一部改正に伴い級別基準職務表を定め、諸般の情勢に鑑み管理又は監督の地位にある職員に支給されるべき管理職手当を減額する等所要の改正をすること。</p>
<p>市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例（議案第 67 号）</p>	<p>義務教育学校において特別支援教育に直接従事することを本務とする職員に給料の調整額を支給すること。</p>
<p>義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（議案第 68 号）</p>	<p>給与等の特例の適用対象となる教育職員に義務教育学校の教育職員を加え、及び地方公務員法の一部改正に伴い所要の整備をすること。</p>

5 人事委員会規則、告示等の制定・改廃状況

平成 27 年度に行った人事委員会規則の制定・改廃の内容は、次のとおりである。

(1) 規則

公布年月日 番 号	規 則 名	施 行 年月日	概 要
27.5.1 規則第 13 号	公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	27.5.1	公平事務委託市町村等の組織改編に伴い、所要の改正を行った。
27.5.1 規則第 14 号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	27.5.1	児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
27.9.29 規則第 15 号	職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部を改正する規則	27.10.1	共済年金と厚生年金の一元化に伴い、所要の改正を行った。
27.9.29 規則第 16 号	公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	27.9.29	職員を派遣することができる公益法人等の追加等に伴い、所要の改正を行った。
28.3.22 規則第 1 号	不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則	28.4.1	行政不服審査法の全部改正に伴い、所要の改正を行った。
28.3.22 規則第 2 号	職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則	28.4.1	行政不服審査法の全部改正に伴い、所要の改正を行った。
28.3.25 規則第 3 号	職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則	28.4.1	行政不服審査法の全部改正に伴い、「不服申立て」を「審査請求」改める所要の改正を行った。
28.3.25 規則第 4 号	岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則	28.4.1	地方公務員法の一部改正に伴い、「勤務成績の評定」を「人事評価」に改める等所要の改正を行った。
28.3.25 規則第 5 号	人事記録の管理に関する規則の一部を改正する規則	28.4.1	地方公務員法の一部改正に伴い、「勤務評定」を「人事評価」に改める等所要の改正を行った。
28.3.25 規則第 6 号	給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則	28.3.28	警察本部の組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
28.3.25 規則第 7 号	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	28.3.25 (27.4.1 適用) (28.4.1 施行)	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、初任給調整手当の月額及び手当の支給を受ける職の範囲について、所要の改正を行った。
28.3.25 規則第 8 号	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	28.3.25 (27.12.1 適用) (28.4.1 施行)	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正及び行政不服審査法の全部改正等に伴い、勤勉手当の成績率の改正、育児休業に係る勤務期間の取扱いの変更及び処分説明書に係る文言の整理等の改正

公布年月日 番 号	規 則 名	施 行 年月日	概 要
			を行った。
28. 3. 25 規則第 9 号	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	28. 3. 25 (27. 4. 1 適用) (28. 4. 1 施行)	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
28. 3. 25 規則第 10 号	職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	28. 3. 25 (27. 4. 1 適用)	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
28. 3. 29 規則第 11 号	職員等の退職管理に関する規則	28. 4. 1	地方公務員法の一部改正及び職員等の退職管理に関する条例の制定に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を新たに制定した。
28. 3. 31 規則第 12 号	職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	28. 4. 1	特殊勤務手当のうち、教育業務連絡手当について、学校教育法等の一部を改正する法律の施行により、本県において新たに「義務教育学校」が設けられることに伴い、所要の改正を行った。
28. 3. 31 規則第 13 号	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	28. 4. 1	学校教育法等の一部を改正する法律の施行により、本県においても義務教育学校が設置されること及び職の新設等に伴い、所要の改正を行った。
28. 3. 31 規則第 14 号	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	28. 4. 1	地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
28. 3. 31 規則第 15 号	給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則	28. 4. 1	知事部局及び労働委員会の組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
28. 3. 31 規則第 16 号	へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	28. 4. 1	6年ごとに実施することとされているへき地学校、準へき地学校及び指定学校の指定の見直し等について、所要の改正を行った。
28. 3. 31 規則第 17 号	職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部を改正する規則	28. 4. 1	学校教育法等の一部を改正する法律の施行により、本県において新たに「義務教育学校」が設けられることに伴い、所要の改正を行った。
28. 3. 31 規則第 18 号	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	28. 4. 1	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、管理職員特別勤務手当の支給対象に平日深夜の勤務が追加されることから、当該手当の支給のために記録する、管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿の様式の改正を行った。
28. 3. 31 規則第 19 号	農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則	28. 4. 1	独立行政法人に係る改革を促進するための農林水産省関係法律の整備に関する

公布年月日 番 号	規 則 名	施 行 年月日	概 要
			法律の施行により、独立行政法人水産大学校が解散し、当該業務が国立研究開発法人水産研究・教育機構に承継されることに伴い、手当支給職員に関する規程について、所要の改正を行った。
28.3.31 規則第20号	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	28.4.1	県の組織改編等に伴い、各任命権者から内申があった職について、地方公務員法第52条第4項の規定に基づき、同条第3項ただし書に規定する管理職員等として所要の改正を行った。
28.3.31 規則第21号	地域手当に関する規則の一部を改正する規則	28.4.1	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、地域手当の支給地域等について所要の改正を行った。
28.3.31 規則第22号	特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	28.4.1	5年ごとに実施することとされている特勤公署及び準特勤公署の指定の見直し等、所要の改正を行った。
28.3.31 規則第23号	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	28.4.1	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
28.3.31 規則第24号	単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	28.4.1	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、単身赴任手当の加算額に係る距離区分を新設するとともに、加算額について所要の改正を行った。
28.3.31 規則第25号	管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	28.4.1	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、平日深夜に勤務した管理職員に支給する手当額等について、所要の改正を行った。
28.3.31 規則第26号	一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	28.4.1	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号）の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
28.3.31 規則第27号	公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	28.4.1	職員を派遣することができる公益法人等の移行等に伴い、所要の改正を行った。
28.3.31 規則第28号	一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	28.4.1	一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
28.3.31 規則第29号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則等の規定による給料の切替えに伴	28.4.1	平成28年4月1日から実施する給与制度の総合的見直しに伴う現給保障の取扱いについては、条例により規定されてい

公布年月日 番 号	規 則 名	施 行 年月日	概 要
	う経過措置に関する規則		るが、その例外的な取扱いに係る規則を制定した。
28. 3. 31 規則第 30 号	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第 5 条第 4 項の規定による給料月額等を受ける職員の給料の切替えに関する規則	28. 4. 1	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例等により、給料月額の切替えに関し必要な事項を定める規則を制定した。

(2) 訓令

制定年月日 番 号	訓 令 名	施 行 年月日	概 要
28. 3. 25 訓令第 1 号	岩手県人事委員会公印規程の一部を改正する訓令	28. 4. 1	公印の保管及び使用の適正な執行を図るため、知事部局の例にならい、所要の改正を行った。
28. 3. 25 訓令第 2 号	岩手県人事委員会事務局規程の一部を改正する訓令	28. 4. 1	行政不服審査法の全部改正に伴い、「不服申立て」を「審査請求」に改める等所要の改正を行った。
28. 3. 31 訓令第 3 号	岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令	28. 4. 1	職員等の退職管理に関する規則の制定、職員の任用に関する規則の一部改正等に伴い、所要の改正を行った。

(3) 告示

制定年月日 番 号	告 示 名	施 行 年月日	概 要
28. 3. 25 告示第 1 号	級別職務区分表の一部を改正する告示	28. 3. 28	警察本部の組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
28. 3. 31 告示第 2 号	不利益処分についての不服申立てに関する規則第 50 条の規定による判定書の送達に代えて送達すべき書類を交付する旨の告示	28. 3. 31	判定書を送達すべき者の所在が容易に知れないため、公示の方法により送達した。
28. 3. 31 告示第 3 号	級別職務区分表の一部を改正する告示	28. 4. 1	学校教育法の一部を改正する法律の施行により、本県においても義務教育学校が設置されること及び組織改編による職の新設等に伴い、所要の改正を行った。

(4) 通知

通知年月日 番 号	通 知 名	適 用 (施行) 年月日	概 要
27. 4. 30 人委職第 20 号	「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	27. 5. 1	小学生の子を療育する職員が早出遅出勤務をすることができる事由を定める規定について、国に準じた所要の改正を行うこと及びその他所要の改正を行った。
28. 3. 25 人委職第 239 号	「職員の給料の調整額に関する規則の調整基本額について」の通知について	28. 4. 1	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、職員の給料の調整額の調整基本額を定めた。
28. 3. 25 人委職第 240 号	「給与条例等の一部改正に伴う差額の支給等について」の通知について	28. 3. 25	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、平成 27 年 4 月 1 日に遡及して支給される給与と既に支給された給与との差額の支給等について、必要な事項を定めた。
28. 3. 25 人委職第 242 号	「期末手当及び勤勉手当に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	27. 12. 1 適用 28. 4. 1 施行	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、勤勉手当に係る成績率及び勤勉手当の額の総額の範囲について、所要の改正を行った。
28. 3. 29 人委職第 244 号	職員等の退職管理に関する規則の運用等について	28. 4. 1	地方公務員法の一部改正及び職員等の退職管理に関する条例の制定に伴い、職員等の退職管理に関する規則の運用等について、必要な事項を定めた。
28. 3. 31 人委職第 245 号	「給料の特別調整額に関する規則等の規定に基づく校長、副校長及び教頭の指定について」の通知の一部改正について	28. 4. 1	学校教育法等の一部を改正する法律の施行により、義務教育学校が設置されることに伴い、当該学校における管理職手当の支給対象職を定める等、所要の改正を行った。
28. 3. 31 人委職第 250 号	「初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の運用について」の通知の一部改正について	28. 4. 1	初任給等規則の改正に伴い、第 2 条関係中「正規の試験」を「採用試験」に改めるなどの改正、独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行及び歯科技工士法等の入り改正に伴う所要の改正、職業能力開発総合大学校における特定応用課程の修了者に係る学歴免許等資格区分表の改正及び人事給与業務の効率化のため、昇給において職員を昇給させなかった場合の通知を省略できるよう所要の改

通知年月日 番 号	通 知 名	適 用 (施行) 年月日	概 要
			正を行った。
28.3.31 人委職第251号	「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則等の規定による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の運用について」の通知について	28.4.1	給与制度の総合的見直しに伴う現給保障の例外的な取扱いに係る規則の運用について、必要な事項を定めた。
28.3.31 人委職第252号	「管理職員特別勤務手当に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	28.4.1	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、平日深夜にやむを得ず勤務した場合を支給対象とすることについて、所要の改正を行った。
28.3.31 人委職第253号	「平成28年改正給与条例附則第5項等の規定に基づく号給の調整について」の通知について	28.4.1	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第5項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例附則第5項に基づく平成28年4月1日における号給の調整について、通知した。
28.3.31 人委職第254号	「職員の昇格の実施基準について」の通知の全部改正について」の通知の一部改正について	28.4.1	実習教諭の職が新設されることに伴い、所要の改正を行った。
28.3.31 人委職第255号	「実習教諭及び寄宿舎指導員の昇格の実施基準について」の通知の制定について	28.4.1	実習教諭の職の新設及び実習科目を10単位以上修得することを昇格要件とする実習教諭等の昇格基準の見直しに伴い、「実習助手及び寄宿舎指導員の昇格の実施基準について」の通知を廃止し、新たに実施基準について定めた。
28.3.31 人委職第256号	「職員の特殊勤務手当に関する規則の運用について」の通知の一部改正について	28.4.1	学校教育法等の一部を改正する法律の施行により、本県においても義務教育学校が設置されることに伴い、所要の改正を行った。
28.3.31 人委職第257号	「職員の給与の支給に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	28.4.1	学校教育法等の一部を改正する法律の施行により、本県においても義務教育学校が設置されることに伴い、所要の改正を行った。
28.3.31 人委職第258号	「宿日直手当に関する規則の運用について」の通知の一部改正について	28.4.1	岩手県立花巻農業高等学校の寄宿舎が廃止されていることから、所要の改正を行った。

通知年月日 番 号	通 知 名	適 用 (施行) 年月日	概 要
28. 3. 31 人委職第 260 号	「特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の運用について」の通知の制定について	28. 4. 1	「特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則」の附則に基づく「人事委員会の定める公署」等について定めた。
28. 3. 31 人委職第 261 号	「職員の分限についての手続及び効果に関する規則及び職員の懲戒の手続及び効果等に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	28. 4. 1	行政不服審査法の改正に伴い、処分説明書中の教示の表記について所要の改正を行った。
28. 3. 31 人委職第 263 号	職員の任用に関する規則の実施について	28. 4. 1	地方公務員法の一部改正に伴い、職員の任用に関する規則を改正したことから規則の実施について定めた。
28. 3. 31 人委職第 264 号	「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例の運用について」の通知の一部改正について	28. 4. 1	一般職の任期付職員の採用等に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する規則及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
28. 3. 31 人委職第 265 号	「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例の運用について」の通知の一部改正について	28. 4. 1	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部改正に伴い、所要の改正を行った。

6 委員会の調査活動

(1) 現場職員の声を聴く会

人事委員会委員が県行政の第一線に赴き、現場の実態を視察するとともに、そこで働く職員から生の声を聞くことにより、県職員の業務や意識、生活に対する理解を深め、もって人事行政の適正かつ円滑な推進に資することを目的として実施した。

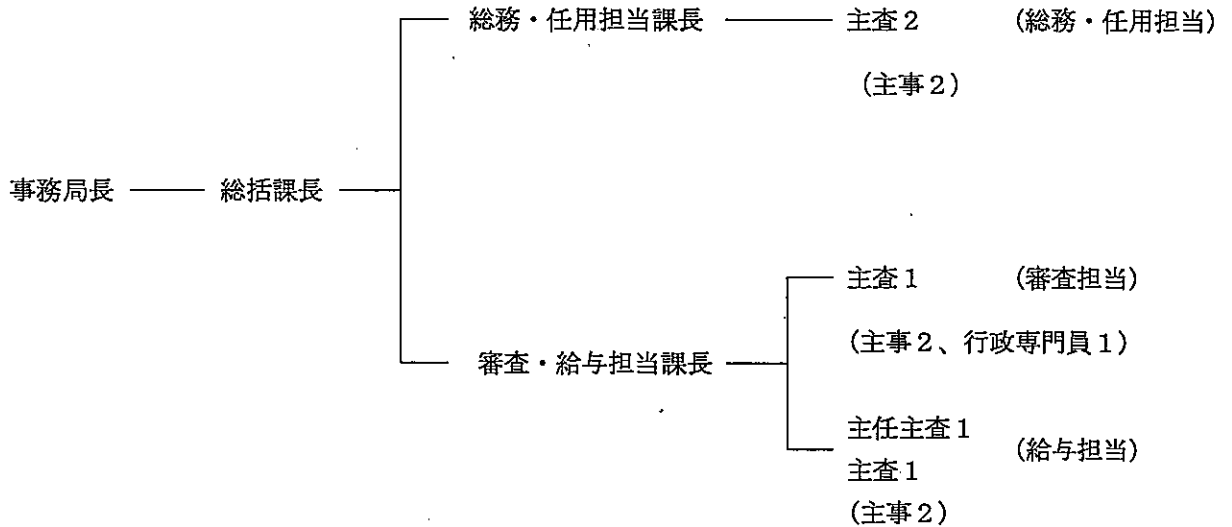
実施日	概要
平成 27 年 9 月 4 日 (金)	<p>1 調査公所名 沿岸広域振興局 鶉住居川水門、片岸防潮堤 (河川海岸災害復旧工事現場) 中妻仮設公舎 (派遣職員向け公舎)</p> <p>2 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 概要説明及び現場調査 ・ 意見交換 <p>復興事業の進捗状況及び職員の勤務状況について 職員の超過勤務等の人事管理の状況について 公舎環境の状況について</p>
平成 28 年 1 月 14 日 (木)	<p>1 調査公所名 二戸市立福岡中学校 岩手県立軽米高校</p> <p>2 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 概要説明及び施設・授業見学 ・ 意見交換 <p>学校概要及び教職員の勤務状況について 多忙化等に対する対応状況について 職員の勤務環境上の課題等について</p>

事 務 局

第3 事務局

1 事務局（平成28年4月1日現在）

(1) 組織



(2) 事務分掌

担当	分掌事務
総務・任用担当	1 人事委員会の会議に関する事。
	2 公印に関する事。
	3 事務局職員の任用、給与、その他人事に関する事。
	4 人事委員会の規則、訓令等の公布又は公表に関する事。
	5 行政文書の收受、審査、発送及び整理保存に関する事。
	6 物品の管理に関する事。
	7 予算経理に関する事。
	8 広報に関する事。
	9 人事記録に関する事の管理及び人事に関する統計報告の作成に関する事。
	10 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃についての意見の申出に関する事（審査・給与担当の分掌事務に係るものを除く。）。
	11 職員の競争試験及び選考に関する事。
	12 職員の人事評価及び研修についての総合的企画及び勧告に関する事（審査・給与担当の分掌事務に係るものを除く。）。
	13 情報公開に関する事務の総括に関する事。
	14 個人情報保護に関する事務の総括に関する事。
	15 審査・給与担当の事務に属さない事。

担当	分 掌 事 務
審 査 ・ 給 与 担 当	1 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の申立てに関する事。
	2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求に関する事。
	3 職員に対する不利益処分についての審査請求に関する事。
	4 職員からの苦情相談に関する事。
	5 職員団体の登録に関する事。
	6 労働基準監督機関の職権に関する事。
	7 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度についての調査研究等に関する事。
	8 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃についての意見の申出に関する事（総務・任用担当の分掌事務に係るものを除く。）。
	9 職員に対する給与の支払の監理に関する事。
	10 職員の人事評価及び研修についての総合的企画及び勧告に関する事（総務・任用担当の分掌事務に係るものを除く。）。
	11 給料表についての報告及び勧告に関する事。
	12 その他法令又は条例に基づく人事委員会の所掌に属する事務のうち、審査又は給与に係るものに関する事。

(3) 事務局職員の配置

職員の定数は、岩手県定数条例（昭和 27 年条例第 18 号）に基づき、昭和 40 年以降 19 名とされていたが、行政改革の一環として行われた定数の見直しにより、昭和 61 年 4 月 1 日以降 18 名とされた。

なお、現員は、平成 18 年 4 月 1 日から 17 名、平成 20 年 4 月 1 日から事務局の組織改編に伴い、総務課が廃止され 16 名、平成 21 年 4 月 1 日から 15 名となっていたが、平成 28 年 4 月 1 日から再任用職員の配置により 16 名となっている。

課・担当名	定数(実質)	現 員	備 考	
事務局長	1	1		
職 員 課	総括課長	1	1	
	総務・任用担当	5	(総務) 2 (任用) 3	総務・任用担当課長を含む。
	審査・給与担当	9	(審査) 5 (給与) 4	審査・給与担当課長を含む。
計	16	16		

(4) 事務局職員一覧表

職 名	氏 名	在職期間
事 務 局 長	佐藤 新	26. 4. 1～
【職員課】		
総 括 課 長	坊良 英樹	27. 4. 1～
(総務・任用担当)		
総務・任用担当課長	加藤 勝章	27. 4. 1～
主 査	松崎 浩恵	26. 4. 1～
主 査	工藤 研	25. 4. 1～
主 事	小笠原 暢子	27. 4. 1～
主 事	樋澤 浩也	28. 4. 1～
(審査・給与担当)		
審査・給与担当課長	武蔵 百合	28. 4. 1～
(審査担当)		
主 査	千葉 絵理	26. 4. 1～
主 事	佐々木 修平	27. 4. 1～
主 事	小野寺 誠	27. 4. 1～
(給与担当)		
主 任 主 査	品川 孝文	28. 4. 1～
主 査	石川 真姫	27. 4. 1～
主 事	細川 星児	26. 4. 1～
主 事	菊池 和也	27. 4. 1～

(注) 在職期間は、人事委員会事務局職員として在職した期間である。

(5) 予算

人事委員会関係の予算は、次のとおりである。

ア 歳入

(単位：千円)

科 目	平成28年度 当 初 額	平 成 27 年 度			摘 要
		当初額	補正額	総 額	
1 4 諸 収 入	3,149	3,039	34	3,119	
5 受託事業収入	2,398	2,401	31	2,432	
1 受託事業収入	2,398	2,401	31	2,432	公平委員会事務受託
1 総 務	2,398	2,401	31	2,432	
8 雑 入	751	638	167	805	
4 雑 入	751	638	167	805	
2 総 務	751	638	167	805	雇用保険料 警察官採用試験共同実施負担金

イ 歳出

(単位：千円)

科 目	平成28年度 当 初 額	平 成 27 年 度			摘 要
		当初額	補正額	総 額	
2 総 務 費	177,044	153,330	△ 5,339	147,991	
8 人事委員会費	177,044	153,330	△ 5,339	147,991	
1 委員会費	6,935	6,996	△ 151	6,845	
1 報 酬	6,300	6,372	0	6,372	委員報酬 (3人)
9 旅 費	350	339	△ 101	238	
10 交 際 費	80	80	△ 50	30	
19 負担金補助 及び交付金	205	205	0	205	
2 事務局費	170,109	146,334	△ 5,188	141,146	
2 給 料	61,768	61,648	△ 2,608	59,040	職員 (16人)
3 職員手当等	60,402	35,587	△ 1,750	33,837	職員手当
4 共 済 費	22,313	21,519	△ 472	21,047	
7 賃 金	3,014	2,969	135	3,104	期限付臨時職員
8 報 償 費	986	1,024	△ 306	718	
9 旅 費	3,887	4,105	△ 341	3,764	
10 交 際 費	40	40	△ 20	20	
11 需 用 費	5,977	5,754	1,584	7,338	
12 役 務 費	1,910	2,052	△ 49	2,003	
13 委 託 料	6,293	8,115	△ 1,339	6,776	職員採用・給与関係
14 使用料及び 賃借料	1,523	1,525	85	1,610	採用試験会場使用料
18 備品購入費	80	80	△ 45	35	
19 負担金補助 及び交付金	1,916	1,916	△ 62	1,854	採用試験関係

(6) 主な行事・業務の状況

年月日	行事・業務内容
27. 4. 1~17	職員採用Ⅲ種試験(特別募集)受験申込受付
27. 4. 3	第1回人事委員会定例会
27. 4. 9~10	職種別民間給与実態調査説明会(東京都)
27. 4. 24	第2回人事委員会定例会
27. 4. 27	東北・北海道地区人事委員会協議会委員長・事務局長会議(仙台市)
27. 5. 10	職員採用試験Ⅲ種試験(特別募集)第1次試験(盛岡市)
27. 5. 11~5. 22	職員採用Ⅰ種試験受験申込受付
27. 5. 11~6. 19	警察官A(男性・女性)採用試験及び大卒程度の警察官(武道指導)採用選考申込受付
27. 5. 14	第3回人事委員会定例会
27. 5. 22	職員採用Ⅲ種試験(特別募集)第1次試験合格発表
27. 5. 28	第4回人事委員会定例会
27. 5. 29~6. 19	任期付職員(一般事務)採用試験受験申込受付
27. 5. 29~7. 3	任期付職員(総合土木・建築)採用試験受験申込受付
27. 6. 2~4	職員採用Ⅲ種試験(特別募集)第2次試験(盛岡市)
27. 6. 8~7. 3	県職員(スポーツ経験者)採用選考受考申込受付
27. 6. 10	第5回人事委員会定例会
27. 6. 12	全国人事委員会連合会第123回総会(東京都)
27. 6. 12	職員採用Ⅲ種試験(特別募集)最終合格発表
27. 6. 26	第6回人事委員会定例会
27. 6. 28	職員採用試験Ⅰ種試験第1次試験(滝沢市・東京都)
27. 6. 30~7. 2	給与実務担当者説明会(仙台市)
27. 7. 6	第7回人事委員会定例会
27. 7. 9~10	全国人事委員会連合会公平審査事務研修会(名古屋市)
27. 7. 12	警察官A(男性・女性)採用試験第1次試験(滝沢市)
27. 7. 12	任期付職員(一般事務)採用試験第1次試験(滝沢市、東京都)
27. 7. 12	大卒程度の警察官(武道指導)採用選考第1次選考(滝沢市)
27. 7. 13	職員採用Ⅰ種試験第1次試験合格発表
27. 7. 15~8. 7	身体障がい者を対象とした職員採用選考受考申込受付
27. 7. 17	警察官A(男性・女性)採用試験第1次試験(教養試験・体力検査)合格発表
27. 7. 21~31	職員採用Ⅰ種試験第2次試験(盛岡市)
27. 7. 21~8. 28	警察官B(男性・女性)採用試験及び高卒程度の警察官(武道指導)採用選考申込受付
27. 7. 22	県職員(スポーツ経験者)採用選考第1次選考(盛岡市)
27. 8. 6	人事院勧告
27. 8. 7	警察官A(男性・女性)採用試験(作文試験)第1次試験合格発表
27. 8. 7	大卒程度の警察官(武道指導)採用選考第1次選考合格発表
27. 8. 7	任期付職員(一般事務・総合土木・建築)採用試験第1次試験合格発表
27. 8. 7	県職員(スポーツ経験者)採用選考第1次選考合格発表
27. 8. 10	職員採用Ⅰ種試験最終合格発表
27. 8. 10	人事院勧告説明会(全人連主催、東京都)
27. 8. 10	人事院勧告説明会(仙台市)
27. 8. 10	第8回人事委員会定例会
27. 8. 17~28	職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験受験申込受付
27. 8. 20~28	任期付職員(一般事務・総合土木・建築)採用試験第2次試験(盛岡市)
27. 8. 24	岩手県地方公務員共闘会議との局長会見
27. 8. 25	全国人事委員会事務局長会議(総務省主催、東京都)

年月日	行事・業務内容
27. 8. 25～26	東北・北海道地区人事委員会協議会委員・事務局長合同会議(福島県)
27. 8. 27	第9回人事委員会定例会
27. 9. 1	県職員(スポーツ経験者)採用選考第2次選考(盛岡市)
27. 9. 1～3	警察官A(男性・女性)採用試験第2次試験(盛岡市)
27. 9. 3	大卒程度の警察官(武道指導)採用選考第2次選考(盛岡市)
27. 9. 4	第10回人事委員会臨時会
27. 9. 4	「現場職員の声を聴く会」(沿岸広域振興局管内)
27. 9. 7	東北・北海道地区人事委員会協議会給与事務会議(札幌市)
27. 9. 10	第11回人事委員会定例会
27. 9. 11	警察官A(男性・女性)採用試験最終合格発表
27. 9. 11	任期付職員(一般事務・総合土木・建築)採用試験最終合格発表
27. 9. 11	大卒程度の警察官(武道指導)採用選考最終合格発表
27. 9. 11	県職員(スポーツ経験者)採用選考最終合格発表
27. 9. 15	岩手県地方公務員共闘会議との総括課長会見
27. 9. 17	岩手県自治体労働組合総連合との総括課長会見
27. 9. 17	第12回人事委員会臨時会
27. 9. 20	警察官B(男性・女性)採用試験第1次試験(滝沢市・金ケ崎町・釜石市・宮古市・久慈市)
27. 9. 20	高卒程度の警察官(武道指導)採用選考第1次選考(滝沢市・金ケ崎町・釜石市・宮古市・久慈市)
27. 9. 20	身体障がい者を対象とした職員採用選考第1次選考(滝沢市)
27. 9. 24	身体障がい者を対象とした職員採用選考第1次選考合格発表
27. 9. 25	第13回人事委員会臨時会
27. 9. 27	職員採用Ⅱ種試験第1次試験(滝沢市)
27. 9. 27	職員採用Ⅲ種試験第1次試験(滝沢市・金ケ崎町・釜石市・宮古市・久慈市)
27. 9. 29	岩手県地方公務員共闘会議との事務局長会見
27. 9. 30	第14回人事委員会定例会
27. 10. 1	岩手県自治体労働組合総連合との総括課長会見
27. 10. 6	岩手県地方公務員共闘会議との委員長会見
27. 10. 8	第15回人事委員会定例会
27. 10. 9	身体障がい者を対象とした職員採用選考第2次選考(盛岡市)
27. 10. 9	警察官B(男性・女性)採用試験第1次試験合格発表
27. 10. 9	高卒程度の警察官(武道指導)採用選考第1次選考合格発表
27. 10. 14	第16回人事委員会臨時会
27. 10. 16	職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験第1次試験合格発表
27. 10. 16	身体障がい者を対象とした職員採用選考最終合格発表
27. 10. 19	第17回人事委員会定例会
27. 10. 19	職員の給与等に関する報告及び勧告
27. 10. 26～11. 6	職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験第2次試験(盛岡市)
27. 11. 12	第18回人事委員会定例会
27. 11. 13	職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験最終合格発表
27. 11. 17～19	警察官B(男性・女性)採用試験第2次試験(盛岡市)
27. 11. 18～19	高卒程度の警察官(武道指導)採用選考第2次選考(盛岡市)
27. 11. 26	第19回人事委員会定例会
27. 11. 27	警察官B(男性・女性)採用試験最終合格発表
27. 11. 27	高卒程度の警察官(武道指導)採用選考最終合格発表

年 月 日	行 事 ・ 業 務 内 容
27. 12. 10	第20回人事委員会定例会
27. 12. 28	岩手県庁業務セミナー(盛岡市)
28. 1. 14	「現場職員の声を聴く会」(二戸市立福岡中学校、岩手県立軽米高校)
28. 1. 25～26	東北・北海道地区人事委員会協議会給与事務研修会兼全人連給与部会ブロック別勉強会 (東京都)
28. 1. 26	第21回人事委員会定例会
28. 1. 28	東北・北海道地区人事委員会協議会任用事務会議(盛岡市)
28. 2. 10	第22回人事委員会定例会
28. 2. 19	岩手県庁業務セミナーin東京(東京都)
28. 2. 25	第23回人事委員会定例会
28. 3. 4	第24回人事委員会臨時会
28. 3. 10	第25回人事委員会定例会
28. 3. 16	第26回人事委員会臨時会
28. 3. 16	岩手県職員・警察官業務説明会(盛岡市)
28. 3. 25	第27回人事委員会定例会

(7) 諸会議等

平成 27 年度において開催された人事委員会関係の諸会議等の状況は、次のとおりである。

ア 全国人事委員会連合会

会議名	期日 (会場)	会議の内容
第 123 回総会	27.6.12 (東京都)	<p>永年勤続者の表彰</p> <p>1. 総務大臣表彰 (10 年勤続委員)</p> <p>議 事</p> <p>1. 平成 26 年度決算について</p> <p>2. 平成 27 年度事業計画案及び予算案について</p> <p>3. 第 124 回総会について</p> <p>4. 第 59 回公平審査事務研修会について</p> <p>5. 平成 28・29 年度専門部会の運営について</p> <p>報 告</p> <p>1. 平成 26・27 年度専門部会の結果報告について</p> <p>2. 第 57 回公平審査事務研修会の結果報告について</p> <p>3. 第 58 回公平審査事務研修会について</p> <p>4. 平成 27 年度理事について</p> <p>5. 「園遊会」「桜を見る会」への招待者について</p> <p>6. ブロック活動状況報告について</p> <p>役員選挙</p> <p>講 演</p> <p>1. 「国家公務員給与等をめぐる動きについて」 人事院事務総局給与局長 古屋 浩明 氏</p>
第 58 回公平審査 事務研修会	27.7.9 ～10 (愛知県)	<p>研究テーマ</p> <p>1. 精神疾患で休職中の者に対する分限免職処分について</p> <p>2. 転任処分にかかる手続について</p> <p>3. 職務分担の変更に関する措置要求について</p> <p>講演</p> <p>1. 「当面する地方公務員行政の課題」 総務省公務員部公務員課長 加松 正利 氏</p>
平成 26・27 年度 全国人事委員会 連合会審査部会	27.4.20 (仙台市) 27.7.17 (仙台市)	<p>A 班研究テーマ「苦情相談に関する研究」</p> <p>第 3 回研究会</p> <p>【全体会議】第 2 次草案について、今後のスケジュールについて</p> <p>【班別会議】研究の方向性・草案の修正作業等について、今後のスケジュールについて</p> <p>第 4 回研究会</p> <p>【全体会議】最終草案について、研究報告書のはしがき (案) 及び巻末資料 (案) について、今後のスケジュールについて</p> <p>【班別会議】最終草案の確定に向けての修正点等の確認について</p>

会議名	期日 (会場)	会議の内容
平成27・28年度 全国人事委員会 連合会給与部会	27.7.2 (東京都)	第1回 1. 平成27年度の給与部会の活動について 2. 平成27年度の給与勉強会について 3. 第123回全人連総会について
	27.9.2 (東京都)	第2回 1. 平成27年度「参考モデル給料表」の取扱いについて 2. 情報交換
平成27・28年度 全国人事委員会 連合会給与勉強 会	28.2.26 (東京都)	給与制度の総合的見直しへの対応に伴う影響について ①各団体における総合的見直しへの対応 ②平成27年勧告における各団体の公民較差とその解消方法 ③各団体における平成28年以降の勧告に係る課題など

イ 東北・北海道地区人事委員会協議会

会議名	期日 (会場)	会議の内容
委員長・事務局長 会議	27.4.27 (仙台市)	講演 1. 「地方公務員の給与について」 総務省自治行政局公務員部給与能率推進室 定員給与調査官 彌榮 定美 氏 議 事 1. 東北・北海道地区人事委員会協議会規約の一部改正について 2. 平成26年度事業報告及び歳入歳出決算について 3. 平成27年度事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)について 4. 平成27年度東北・北海道地区人事委員会協議会幹事委員会の 選出について 5. 平成27年度東北・北海道地区人事委員会協議会監事委員会の 選出について 6. 平成27年度全国人事委員会連合会役員(会長・副会長)選出 のための選考委員の選出について 報告事項 1. 平成27年度全国人事委員会連合会理事の選出について 2. 平成27年度全国人事委員会連合会役員会の概要について 意見交換 1. 人材確保の取組について 2. 人口減少問題等の取組状況について
委員・事務局長合 同会議	27.8.25 ～26 (福島市)	【委員・事務局長合同会議】 議題 1. 県外(首都圏等)での採用試験実施に関する諸課題について 2. 各道県における今年度の人事委員会勧告・報告内容の検討状 況について

会議名	期日 (会場)	会議の内容
		<p>【委員会議】 議題 1. 朝型勤務の導入とフレックスタイム制について 2. 採用試験における民間経験者枠の設定に係る効果や課題について</p> <p>【事務局長会議】 議題 1. 地方公務員法改正（新たな人事評価制度の導入等）に伴う給与制度の検討状況と勧告における取扱いについて 2. 採用試験等に係る情報公開及び受験者に対する情報開示について 3. ハラスメント対策について 4. 申込倍率の低い技術職種に係る試験実施内容（受験資格・試験内容等）、実施方法（追加募集等）について 5. 苦情相談について（資料交換） 6. 高卒程度試験における受験者の現状について（資料交換）</p>
給与事務会議	27.9.7 (札幌市)	<p>【課長・係長合同会議】 (1) 協議事項 1. 本年の改定について 2. 地方公務員法改正に伴う給与制度の勧告における取扱いについて 3. 人事評価結果の給与への反映について (2) その他</p> <p>【分科会】 (1) 課長意見交換会 1. 獣医師等の初任給基準等の見直しについて 2. 諸手当の改正について (2) 係長意見交換会 1. 地方公務員法改正に伴う給与制度の検討状況について 2. 特勤手当等及びへき地手当等の見直しについて 3. 給料の調整額について 4. 聴取事項</p>
給与事務研修会 兼全人連給与部 会ブロック別勉強会	28.1.25 ～26 (東京都)	<p>【勉強会】 1. 降格時対応号給表の作成の考え方について 説明者 岩手県人事委員会事務局職員課 藤原ひろみ 2. 人事評価の給与への反映について 説明者 岩手県人事委員会事務局職員課 藤村朗</p> <p>【研修会】 意見交換 1. 地方公務員法改正に伴う人事委員会規則改正予定等について 2. 民間給与実態調査の実施体制について 3. 民間給与実態調査における賞与の調査方法について</p>

会議名	期日 (会場)	会議の内容
		4. 期末・勤勉手当の在職期間の考え方について 5. 給与の支払監理の実施状況について 6. 獣医師に係る初任給調整手当について 7. へき地手当の見直しについて 8. 勧告書の職員平均給与月額について 9. 今後の公民較差の取扱いについて
任用事務会議	28.1.28 (盛岡市)	聴取事項 1. 職員の任用に関する人事委員会規則の改正について 2. 選考の実施について 3. 高校卒程度試験について 4. 採用に係る競争試験での標準点方式の実施状況について 5. 最終合格者決定における同順位者の取扱いについて 6. 第1次試験の採点処理について 7. 知的障がい者、精神障がい者を対象とした採用（選考）試験について 8. 身体障害者を対象とした採用試験及び採用選考考査について 9. 身体障害者を対象とした採用試験の実施状況等について 10. 一般の採用試験における障害者等に対する特別な措置等について 11. 警察官採用試験の身体検査について 12. 辞退者対策について 13. 受験者確保対策に係る説明会等の実施状況について 14. 道県外での応募者確保対策について 15. 女性の受験者確保等について 16. 民間就職情報サイト登録による効果等について

ウ 総務省関係

会議名	期日 (会場)	会議の内容
全国人事委員会 事務局長会議	27.8.25 (東京都)	1. 人事院の勧告について 2. 当面の人事管理行政及び勤務条件等の諸課題について 3. 給与及び定員の諸問題について 4. 地方公務員共済組合制度等の当面の諸問題について 5. 地方公務員の労働安全衛生について 6. 女性活躍推進法案について

任 用 関 係 事 務

2 任用関係事務

(1) 概況

ア 採用広報活動

複雑化・高度化する行政ニーズに適切に対応するためには、多様で有為な人材の確保が必要であるが、県職員採用試験の受験者数は、従来にも増して、民間企業及び他の公務員採用試験の動向等の影響を強く受けるようになっており、よりきめ細かな採用広報活動が求められている。

そのため、採用広報活動の実施にあたっては、単なる試験情報の提供に止まらず、本県行政の実情や業務の内容への理解を促進することにより、県職員への志望意欲の高い受験者を1人でも多く確保するよう努めている。

平成27年度は、12月と3月に盛岡で、2月には東京で業務説明会を開催し、知事からのメッセージ、各職種の現役職員による業務紹介等を行った。

そのほか、東京都の被災地支援の一環として、東京都職員採用PRイベントにおいて岩手・宮城・福島3県のPRスペースを提供いただき、広報活動を実施した。

イ 競争試験の概要

平成27年度に実施した採用試験の状況は、(2)のウの表のとおりである。

I種試験は、職種区分を12に分けて実施しており、平成27年度は全12職種で実施した。II種試験は2職種、III種試験は6職種、警察官採用試験は4職種で実施した。また、III種試験のうち一般事務の職種で特別募集を実施したほか、東日本大震災津波からの復興事業等の一時的な業務の増加に伴う職員の不足に対応するため、平成23年度から5年度連続で任期付職員採用試験を実施した。

なお、警察官A(男性)及び警察官B(男性)採用試験の第1次試験については、例年と同様に東京都(警視庁)、埼玉県、千葉県及び神奈川県等の4都県の依頼を受けて共同で実施した。依頼都県の当初採用予定数は20人(前年度比増減なし)であり、最終合格者数は合計11人(同5人増)であった。

平成27年度に実施した採用試験における採用状況は、(2)のエの表のとおりである。

全試験の平成18年度以降の申込者数の推移は(2)のオの表のとおりである。県職員採用試験の申込者数は平成20年度を機に増加傾向にあるが、警察官採用試験の申込者は平成18年度以降減少傾向にある。

ウ 選考の概要

選考による採用は50人(前年度比24人減)、選考による昇任は72人(同7人増)、転任は5人(同2人増)で、合計127人(同15人減)について承認した。このうち委員会付議級に係るものは79人(同13人増)であった。

このうち、選考による採用については、例年実施している身体障がい者を対象とした職員採用選考、警察官(武道指導)採用選考と新たにスポーツ経験者採用選考を実施した。

(2) 職員採用試験の実施状況

ア 採用試験の日程等

平成27年度に実施した採用試験の日程等は、次のとおりである。

試験の種類		受付期間	試験日	試験地	採用候補者名簿 確定年月日 (合格発表日)
I種	第1次試験	27. 5. 11～ 27. 5. 22	27. 6. 28	滝沢市、東京都	(27. 7. 13)
	第2次試験		27. 7. 21～31	盛岡市	27. 8. 10 (27. 8. 11)
II種	第1次試験	27. 8. 17～ 27. 8. 28	27. 9. 27	滝沢市	(27. 10. 16)
	第2次試験		27. 10. 26～ 11. 6	盛岡市	27. 11. 12 (27. 11. 13)
III種	第1次試験	27. 8. 17～ 27. 8. 28	27. 9. 27	滝沢市、金ケ崎町、釜石市、 宮古市、久慈市	(27. 10. 16)
	第2次試験		27. 10. 26～ 11. 6	盛岡市	27. 11. 12 (27. 11. 13)
III種 (特別募集)	第1次試験	27. 4. 1～ 27. 4. 17	27. 5. 10	盛岡市	(27. 5. 22)
	第2次試験		27. 6. 2～4	盛岡市	27. 6. 10 (27. 6. 12)
警察官A (男性)	第1次試験	27. 5. 11～ 27. 6. 19	27. 7. 12	滝沢市	教養・体力(27. 7. 17) 作文(27. 8. 7)
	第2次試験		27. 9. 1～3	盛岡市	27. 9. 10 (27. 9. 11)
警察官A (女性)	第1次試験	27. 5. 11～ 27. 6. 19	27. 7. 12	滝沢市	教養・体力(27. 7. 17) 作文(27. 8. 7)
	第2次試験		27. 9. 1～3	盛岡市	27. 9. 10 (27. 9. 11)
警察官B (男性)	第1次試験	27. 7. 21～ 27. 8. 28	27. 9. 20	滝沢市、金ケ崎町、釜石市、 宮古市、久慈市	(27. 10. 9)
	第2次試験		27. 11. 17～19	盛岡市	27. 11. 26 (27. 11. 27)
警察官B (女性)	第1次試験	27. 7. 21～ 27. 8. 28	27. 9. 20	滝沢市、金ケ崎町、釜石市、 宮古市、久慈市	(27. 10. 9)
	第2次試験		27. 11. 17～19	盛岡市	27. 11. 26 (27. 11. 27)
任期付職員 (一般事務)	第1次試験	27. 5. 29～ 27. 6. 19	27. 7. 12	滝沢市、東京都	(27. 8. 7)
	第2次試験		27. 8. 20～28	盛岡市	27. 9. 10 (27. 9. 11)
任期付職員 (総合土木)	第1次試験	27. 5. 29～ 27. 7. 3	—	(提出書類による選考)	(27. 8. 7)
	第2次試験		27. 8. 20～28	盛岡市	27. 9. 10 (27. 9. 11)
任期付職員 (建築)	第1次試験	27. 5. 29～ 27. 7. 3	—	(提出書類による選考)	(27. 8. 7)
	第2次試験		27. 8. 20～28	盛岡市	27. 9. 10 (27. 9. 11)

イ 採用試験の受験資格及び試験方法

平成27年度に実施した採用試験の受験資格及び試験方法は、次のとおりである。

試験種類	受験資格	試験方法	
		第1次試験	第2次試験
I種	<p>(一般行政B及び総合土木Bを除く職種)</p> <p>(ア) 昭和58年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者(平成27年4月1日における年齢が21歳以上32歳未満の者)</p> <p>(イ) 平成6年4月2日以降に生まれた者〔平成27年4月1日における年齢が21歳未満の者〕で大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは平成28年3月31日までに卒業見込の者又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者</p> <p>(一般行政B及び総合土木B) 昭和50年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者(平成27年4月1日における年齢が21歳以上40歳未満の者)</p>	<p>○教養試験 (一般行政B及び総合土木Bを除く職種) 多肢選択式40題 120分 (50題中40題の選択解答制)</p> <p>(一般行政B及び総合土木B) 多肢選択式75題 90分</p> <p>○専門試験 (一般行政A) 課題1題 論文試験と合わせて120分 (5題中1題選択解答制)</p> <p>(一般行政B及び総合土木Bを除く職種) 多肢選択式40題 120分 (一般行政A、総合土木A及び総合化学は、50題中40題の選択解答制)</p> <p>(総合土木B) 多肢選択式30題と記述式1題 120分</p> <p>○論文試験 (一般行政A) 課題1題 専門試験と合わせて120分</p> <p>(一般行政B) 課題2題 120分</p> <p>(一般行政A及び一般行政Bを除く職種) 課題1題 80分</p>	<p>○人物試験 個別面接 集団討論 適性検査</p> <p>○身体検査</p>
II種	<p>平成元年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者(平成27年4月1日における年齢が19歳以上26歳未満の者)</p>	<p>○教養試験 多肢選択式40題 120分 (50題中40題の選択解答制)</p> <p>○論文試験 課題1題 80分</p>	<p>○人物試験 個別面接 適性検査</p> <p>○身体検査</p>

試験種類	受験資格	試験方法	
		第1次試験	第2次試験
Ⅲ種	平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者(平成27年4月1日における年齢が17歳以上21歳未満の者) ただし、大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは平成28年3月31日までに卒業する見込の者を除く。	○教養試験 多肢選択式50題 120分 ○専門試験 (林業、総合土木、機械、電気) 多肢選択式40題 120分 ○作文試験 課題1題 60分	○人物試験 個別面接 適性検査 ○身体検査
Ⅲ種 (特別募集)	平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者(平成27年4月1日における年齢が18歳以上22歳未満の者) ただし、大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは平成27年6月30日までに卒業する見込の者を除く。	○教養試験 多肢選択式40題 120分 ○作文試験 課題1題 60分	○人物試験 個別面接 適性検査 ○身体検査
警察官	(警察官A(男性)) 昭和57年4月2日以降に生まれた男子〔平成27年4月1日における年齢が33歳未満の男子〕で大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成28年3月31日までに卒業見込の者	○教養試験 多肢選択式40題 120分 (50題中40題の選択解答制) ○体力検査① 腕立て腕屈伸及び上体起こし ○作文試験 課題1題 60分	○人物試験 個別面接 適性検査 ○身体検査 ○体力検査② 反復横跳び及び20メートルシャトルラン
	(警察官A(女性)) 昭和57年4月2日以降に生まれた女子〔平成27年4月1日における年齢が33歳未満の女子〕で大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成28年3月31日までに卒業見込の者		
	(警察官B(男性)) 昭和61年4月2日から平成10年4月1日生まれの男子〔平成27年4月1日における年齢が17歳以上29歳未満の男子〕。ただし、警察官Aの受験資格を有する者を除く。	○教養試験 多肢選択式50題 120分 ○作文試験 課題1題 60分	○人物試験 個別面接 適性検査 ○身体検査 ○体力検査 ○身体計測
	(警察官B(女性)) 昭和61年4月2日から平成10年4月1日生まれの女子〔平成27年4月1日における年齢が17歳以上29歳未満の女子〕。ただし、警察官Aの受験資格を有する者を除く。		

試験 種類	受 験 資 格	試 験 方 法	
		第 1 次 試 験	第 2 次 試 験
任期付 職員	(一般事務) 平成10年4月1日までに生まれた 者〔平成27年4月1日における年齢 が17歳以上の者〕	○教養試験 多肢選択式50題 120分 ○作文試験 課題1題 60分	○人物試験 個別面接 ○身体検査
	(総合土木) 次のいずれかの要件を満たしてい る者(平成27年4月末現在) (ア) 1級又は2級土木施工管理技 士の資格を有する者 (イ) 2級土木施工管理技術検定試 験の受験資格相当の実務経験を有 する者	○記述試験 受験申込時に提出された書 類による選考	
	(建築) 次のいずれかの要件を満たしてい る者(平成27年4月末現在) (ア) 1級又は2級建築士の資格を 有する者 (イ) 2級建築士の受験資格相当の 実務経験を有する者		

ウ 平成27年度I種・II種・III種・警察官採用試験等実施結果

試験の種類 及び職種区分	採用 予定数 (変更後)	第 1 次 試 験					第 2 次 試 験		最 終 倍 率 (B)/(D)	前年度 合格者数	対前年度 増減	
		申込者数 (A)	受験者数 (B)	合格者数 (C)	受験率 (B)/(A) ×100	倍 率 (B)/(C)	受験者数	合格者数 (D)				
I 県 種	一般行政(A)	49	380 (126)	308 (101)	118 (33)	81.1	2.6	111 (32)	62 (21)	5.0	54 (22)	▲1 (8)
	一般行政(B)	11	163 (45)	133 (42)	26 (5)	81.6	5.1	25 (5)	13 (2)	10.2	11 (0)	2 (2)
	社会福祉	11	47 (31)	43 (28)	24 (18)	91.5	1.8	24 (18)	12 (9)	3.6	7 (6)	5 (3)
	心理	2	12 (11)	10 (9)	6 (5)	83.3	1.7	6 (5)	3 (3)	3.3	4 (4)	▲1 (▲1)
	農学	22	42 (12)	36 (11)	32 (10)	85.7	1.1	28 (9)	22 (9)	1.6	10 (4)	12 (5)
	畜産	7	4 (2)	3 (1)	2 (1)	75.0	1.5	2 (1)	2 (1)	1.5	3 (1)	▲1 (0)
	林学	9	13 (2)	10 (1)	9 (1)	76.9	1.1	9 (1)	8 (1)	1.3	8 (2)	0 (▲1)
	水産	6	8 (0)	8 (0)	7 (0)	100.0	1.1	7 (0)	6 (0)	1.3	6 (0)	0 (0)
	総合土木(A)	17	56 (6)	46 (5)	31 (5)	82.1	1.5	29 (5)	20 (4)	2.3	13 (1)	7 (3)
	総合土木(B)	13	15 (1)	12 (0)	9 (0)	80.0	1.3	8 (0)	6 (0)	2.0	6 (0)	6 (0)
	建築	1	6 (2)	3 (1)	3 (1)	50.0	1.0	3 (1)	2 (1)	1.5	3 (0)	▲1 (1)
	機械	5	8 (0)	6 (0)	6 (0)	75.0	1.0	6 (0)	5 (0)	1.2	2 (0)	3 (0)
	電気	5	22 (0)	16 (0)	10 (0)	72.7	1.6	9 (0)	6 (0)	2.7	6 (0)	0 (0)
	総合化学	6	27 (7)	23 (6)	14 (4)	85.2	1.6	14 (4)	7 (3)	3.3	8 (0)	▲1 (3)
	計(12職種)	164	803 (245) [30.5%]	657 (205) [31.2%]	297 (83) [27.9%]	81.8	2.2	281 (81) [28.8%]	174 (54) [31.0%]	3.8	141 (40) [28.4%]	33 (14) [2.7%増]
II 種	一般事務	10	238 (108)	190 (88)	54 (25)	79.8	3.5	43 (20)	18 (10)	10.6	18 (8)	0 (2)
	警察事務	6	105 (63)	82 (47)	20 (11)	78.1	4.1	18 (9)	10 (7)	8.2	10 (7)	0 (0)
	計(2職種)	16	343 (171) [49.9%]	272 (135) [49.6%]	74 (36) [48.6%]	79.3	3.7	61 (29) [47.5%]	28 (17) [60.7%]	9.7	28 (15) [53.6%]	0 (2) [7.1%増]
III 員 種	一般事務	51	407 (137)	378 (127)	140 (66)	92.9	2.7	134 (63)	70 (45)	5.4	50 (25)	20 (20)
	警察事務	4	27 (14)	26 (13)	10 (6)	96.3	2.6	10 (6)	5 (4)	5.2	4 (3)	1 (1)
	林業	6	12 (2)	11 (2)	6 (1)	91.7	1.8	5 (0)	5 (0)	2.2	-	5 (0)
	総合土木	9	17 (1)	11 (1)	10 (1)	64.7	1.1	10 (1)	9 (1)	1.2	10 (1)	▲1 (0)
	機械	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	-	-	-	-	-	-
	電気	1	2 (0)	1 (0)	1 (0)	50.0	1.0	1 (0)	1 (0)	1.0	1 (0)	0 (0)
計(6職種)	72	465 (154) [33.1%]	427 (143) [33.5%]	167 (74) [44.3%]	91.8	2.6	160 (70) [43.8%]	90 (50) [55.6%]	4.7	65 (29) [44.6%]	25 (21) [10.9%増]	
III (特別 種)	一般事務	13	145 (38)	135 (35)	36 (10)	93.1	3.8	35 (9)	16 (6)	8.4	-	-
	計(1職種)	13	145 (38) [26.2%]	135 (35) [25.9%]	36 (10) [27.8%]	93.1	3.8	35 (9) [25.7%]	16 (6) [37.5%]	8.4	-	-
県職員計(20職種) ※特別募集を除く。		252	1,611 (570) [35.4%]	1,356 (483) [35.6%]	538 (193) [35.9%]	84.2	2.5	502 (180) [35.9%]	292 (121) [41.4%]	4.6	234 (84) [35.9%]	58 (37) [5.5%増]
警 察 官	警察官A(男性)	40	247 <2>	196 <1>	126	79.4	1.6	109	49	4.0	46	3
	警察官A(女性)	6	63	49	32	77.8	1.5	29	10	4.9	13	▲3
	小計	46	310	245	158	79.0	1.6	138	59	4.2	59	0
	警察官B(男性)	38	258 <2>	239 <2>	144	92.6	1.7	133	48	5.0	48	0
	警察官B(女性)	6	52	47	24	90.4	2.0	19	8	5.9	8	0
	小計	44	310	286	168	92.3	1.7	152	56	5.1	56	0
警察官計(4職種)		90	620	531	326	85.6	1.6	290	115	4.6	115	0
県職員・警察官計 (24職種) ※特別募集を除く。		342	2,231 (685) [30.7%]	1,887 (579) [30.7%]	864 (249) [28.8%]	84.6	2.2	792 (228) [28.8%]	407 (139) [34.2%]	4.6	349 (105) [30.1%]	58 (34) [4.1%増]
任 期 付 職 員	一般事務	47	300 (112)	244 (89)	114 (40)	81.3	2.1	105 (38)	55 (22)	4.4	35 (11)	20 (11)
	総合土木	38	56 (1)	56 (1)	48 (1)	100.0	1.2	40 (1)	35 (1)	1.6	36 (0)	▲1 (1)
	建築	2	13 (0)	13 (0)	8 (0)	100.0	1.6	4 (0)	3 (0)	4.3	-	3 (0)
	計(3職種)	87	369 (113) [30.6%]	313 (90) [28.8%]	170 (41) [24.1%]	84.8	1.8	149 (39) [26.2%]	93 (23) [24.7%]	3.4	71 (11) [15.5%]	22 (12) [9.2%増]
全合計(27職種) ※特別募集を除く。		429	2,600 (798) [30.7%]	2,200 (669) [30.4%]	1,034 (290) [28.0%]	84.6	2.1	941 (267) [28.4%]	500 (162) [32.4%]	4.4	420 (116) [27.6%]	80 (46) [4.8%増]

(注) 1 採用予定数は、各試験における最終合格者名簿確定時点の数である。
 2 受験者数は、途中棄権者を含む数である。
 3 ()内は、女性の内数、[]内は女性の占める割合(増減)である。
 4 警察官の数は、本県を第一志望とする者の数である。< >内の数は、共同試験実施に係る他都県を第一志望とする者の数である。

エ 平成27年度Ⅰ種・Ⅱ種・Ⅲ種・警察官等採用候補者の採用状況等

(平成28年4月1日現在)

試験の種類 及び職種区分	採用 予定数	名簿 記載者数 (A)	採用者数 (B)	辞退者数 (C)	名簿 残存者数 (A)-{(B)+(C)}	採用率	辞退率	前年度 採用者数	対前年度 増減数	
						$\frac{(B)}{(A)-{(B)+(C)}} \times 100$	$\frac{(C)}{(A)} \times 100$			
	人	人	人	人	人	%	%	人	人	
Ⅰ 種 職 員	一般行政(A)	49	62	47	11	4	92.2	17.7	34	13
	一般行政(B)	11	13	11	0	2	84.6	0.0	6	5
	社会福祉	11	12	11	0	1	91.7	0.0	7	4
	心理	2	3	2	0	1	66.7	0.0	3	▲1
	農学	22	22	15	5	2	88.2	22.7	9	6
	畜産	7	2	2	0	0	100.0	0.0	3	▲1
	林学	9	8	7	1	0	100.0	12.5	4	3
	水産	6	6	6	0	0	100.0	0.0	4	2
	総合土木(A)	17	20	17	1	2	89.5	5.0	9	8
	総合土木(B)	13	6	4	0	2	66.7	0.0	5	▲1
	建築	1	2	1	1	0	100.0	50.0	3	▲2
	機械	5	5	4	1	0	100.0	20.0	1	3
	電気	5	6	4	1	1	80.0	16.7	6	▲2
	総合化学	6	7	5	1	1	83.3	14.3	5	0
	計(12職種)	164	174	136	22	16	89.5	12.6	99	37
Ⅱ 種 職 員	一般事務	10	18	11	4	3	78.6	22.2	6	5
	警察事務	6	10	3	4	3	50.0	40.0	4	▲1
	計(2職種)	16	28	14	8	6	70.0	28.6	10	4
Ⅲ 種 職 員	一般事務	51	70	43	27	0	100.0	38.6	32	11
	警察事務	4	5	2	1	2	50.0	20.0	3	▲1
	林業	6	5	4	1	0	100.0	20.0	-	4
	総合土木	9	9	6	3	0	100.0	33.3	7	▲1
	機械	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気	1	1	1	0	0	100.0	0.0	1	0
	計(6職種)	72	90	56	32	2	96.6	35.6	43	13
Ⅲ(特 別 種 職 員)	一般事務	13	16	15	1	0	100.0	6.3	-	15
	計(1職種)	13	16	15	1	0	100.0	6.3	-	15
県職員計(20職種) ※特別募集を除く。		252	292	206	62	24	89.6	21.2	152	54
警 察 官	警察官A(男性)	40	49	38	11	0	100.0	22.4	34	4
	警察官A(女性)	6	10	7	3	0	100.0	30.0	6	1
	警察官B(男性)	38	48	42	6	0	100.0	12.5	38	4
	警察官B(女性)	6	8	7	1	0	100.0	12.5	7	0
	計(4職種)	90	115	94	21	0	100.0	18.3	85	9
県職員・警察官計(24職) ※特別募集を除く。		342	407	300	83	24	92.6	20.4	237	63
任 期 付 職 員	一般事務	47	55	41	14	0	100.0	25.5	29	12
	総合土木	38	35	27	8	0	100.0	22.9	24	3
	建築	2	3	2	1	0	100.0	33.3	-	2
	計(3職種)	87	93	70	23	0	100.0	24.7	53	17
合計(27職種) ※特別募集を除く。		429	500	370	106	24	93.9	21.2	290	80

(注) 1 採用予定数は、各試験における最終合格者名簿確定時点の数である。

2 採用者数には、4月2日以降に採用予定となっている者を含む。

オ 申込者数等の推移(過去10年間)

事項		年度										
		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
県 職 員 計	I 種	申込者数(人)	674 (502)	599 (366)	756 (482)	851 (504)	852 (531)	900 (587)	801 (500)	802 (521)	904 (627)	803 (543)
		受験者数(人)	473 (344)	442 (259)	541 (330)	598 (341)	626 (379)	678 (432)	606 (364)	616 (392)	704 (477)	657 (441)
		合格者数(人)	24 (10)	39 (13)	50 (21)	78 (28)	80 (32)	107 (42)	124 (33)	134 (60)	141 (65)	174 (75)
		最終倍率(倍)	19.7 (34.4)	11.3 (19.9)	10.8 (15.7)	7.7 (12.2)	7.8 (11.8)	6.3 (10.3)	4.9 (11.0)	4.6 (6.5)	5.0 (7.3)	3.8 (5.9)
	II 種	申込者数(人)	176 (115)	142 (99)	180 (180)	144 (144)	275 (275)	289 (289)	372 (372)	411 (411)	380 (380)	343 (343)
		受験者数(人)	137 (84)	105 (67)	125 (125)	105 (105)	215 (215)	212 (212)	286 (286)	325 (325)	306 (306)	272 (272)
		合格者数(人)	7 (2)	5 (2)	5 (5)	3 (3)	9 (9)	7 (7)	27 (27)	18 (18)	28 (28)	28 (28)
		最終倍率(倍)	19.6 (42.0)	21.0 (33.5)	25.0 (25.0)	35.0 (35.0)	23.9 (23.9)	30.3 (30.3)	10.6 (10.6)	18.1 (18.1)	10.9 (10.9)	9.7 (9.7)
	III 種	申込者数(人)	244 (244)	227 (227)	227 (227)	280 (280)	271 (271)	302 (302)	306 (296)	379 (369)	407 (394)	465 (434)
		受験者数(人)	223 (223)	208 (208)	200 (200)	259 (259)	243 (243)	265 (265)	278 (268)	355 (345)	385 (373)	427 (404)
		合格者数(人)	25 (25)	18 (18)	21 (21)	30 (30)	38 (38)	39 (39)	49 (49)	50 (50)	65 (54)	90 (75)
		最終倍率(倍)	8.9 (8.9)	11.6 (11.6)	9.5 (9.5)	8.6 (8.6)	6.4 (6.4)	6.8 (6.8)	5.7 (5.5)	7.1 (6.9)	5.9 (6.9)	4.7 (5.4)
	県 職 員 計	申込者数(人)	1,094 (861)	968 (692)	1,163 (889)	1,275 (928)	1,398 (1,077)	1,491 (1,178)	1,479 (1,168)	1,592 (1,301)	1,691 (1,401)	1,611 (1,320)
		受験者数(人)	833 (483)	755 (400)	866 (405)	962 (495)	1,084 (407)	1,155 (485)	1,170 (346)	1,296 (412)	1,395 (1,156)	1,356 (1,117)
		合格者数(人)	56 (37)	62 (33)	76 (47)	111 (61)	127 (79)	153 (88)	200 (109)	202 (128)	234 (147)	292 (178)
		最終倍率(倍)	14.9 (13.1)	12.2 (12.1)	11.4 (8.6)	8.7 (8.1)	8.5 (5.2)	7.5 (5.5)	5.9 (3.2)	6.4 (3.2)	6.0 (7.9)	4.6 (6.3)
警察官	申込者数(人)	1,384	1,255	1,127	1,121	1,113	1,140	940	713	579	620	
	受験者数(人)	1,154	1,071	949	926	935	949	799	587	467	531	
	合格者数(人)	152	137	107	106	81	131	116	133	115	115	
	最終倍率(倍)	7.6	7.8	8.9	8.7	11.5	7.2	6.9	4.4	4.1	4.6	
県 職 員 ・ 警 察 官 計	申込者数(人)	2,478 (861)	2,223 (692)	2,290 (889)	2,396 (928)	2,511 (1,077)	2,631 (1,178)	2,419 (1,168)	2,305 (1,301)	2,270 (1,401)	2,231 (1,320)	
	受験者数(人)	1,987 (483)	1,826 (400)	1,815 (405)	1,888 (495)	2,019 (407)	2,104 (485)	1,969 (346)	1,883 (412)	1,862 (1,156)	1,887 (1,117)	
	合格者数(人)	208 (37)	199 (33)	183 (47)	217 (61)	208 (79)	284 (88)	316 (109)	335 (128)	349 (147)	407 (178)	
	最終倍率(倍)	9.6 (13.1)	9.2 (12.1)	9.9 (8.6)	8.7 (8.1)	9.7 (5.2)	7.4 (5.5)	6.2 (3.2)	5.6 (3.2)	5.3 (7.9)	4.6 (6.3)	
任 期 付	申込者数(人)						678 (518)	821 (595)	398 (306)	382 (323)	369 (300)	
	受験者数(人)						584 (426)	729 (503)	339 (247)	333 (274)	313 (244)	
	合格者数(人)						114 (64)	199 (94)	95 (61)	71 (35)	93 (55)	
	最終倍率(倍)						5.1 (6.7)	3.7 (5.4)	3.6 (4.0)	4.7 (7.8)	3.4 (4.4)	
合 計	申込者数(人)	2,478 (861)	2,223 (692)	2,290 (889)	2,396 (928)	2,511 (1,077)	3,309 (1,696)	3,240 (1,763)	2,703 (1,607)	2,652 (1,724)	2,600 (1,620)	
	受験者数(人)	1,987 (483)	1,826 (400)	1,815 (405)	1,888 (495)	2,019 (407)	2,688 (911)	2,698 (849)	2,222 (659)	2,195 (1,430)	2,200 (1,361)	
	合格者数(人)	208 (37)	199 (33)	183 (47)	217 (61)	208 (79)	398 (152)	515 (203)	430 (189)	420 (182)	500 (233)	
	最終倍率(倍)	9.6 (13.1)	9.2 (12.1)	9.9 (8.6)	8.7 (8.1)	9.7 (5.2)	6.8 (6.0)	5.2 (4.2)	5.2 (3.5)	5.2 (7.9)	4.4 (5.8)	

(注) 1 ()内の数字は、事務系職種のものである。
 2 最終倍率=受験者数/合格者数
 3 平成26年度の追加募集と平成27年度の特別募集を除く。

(3) 警察官昇任試験の実施状況（警察本部長に委任）

ア 警察官昇任試験の日程等

平成27年度に実施した警察官昇任試験の日程等は、次のとおりである。

試験の種類	第1次試験		第2次試験		第3次試験		昇任候補者名簿 確定年月日
	試験日	場 所	試験日	場 所	試験日	場 所	
警 部 昇任試験	27. 8. 6	盛岡東、盛岡西、水沢、釜石、二戸の各警察署	27. 9. 8	警察本部	27. 11. 12		28. 1. 26
警 部 補昇任試験	27. 6. 9	県下15警察署、東北管区警察学校	27. 6. 29	警察本部 盛岡西、北上、釜石、二戸の各警察署	27. 8. 27	[口述試験] 警察本部 [術科試験] 警察学校	27. 11. 12
巡査部長昇任試験	27. 6. 9	県下15警察署、警察大学校	27. 6. 30	警察本部 盛岡西、北上、釜石、二戸の各警察署	27. 8. 20 及び 27. 8. 21		27. 11. 12

イ 平成27年度警察官昇任試験実施結果

試験の種類	昇任 予定者数 人	申 込 者 数 人	第1次試験 受験者数 人	第2次試験 受験者数 人	第3次試験 受験者数 人	第3次試験 合格者数 人	最 終 倍 率 倍
警 部 昇任試験	25	260	245	110	38	25	9.8
警 部 補昇任試験	43	399	397	121	55	43	9.2
巡査部長昇任試験	55	484	480	137	79	55	8.7
合 計	123	1,143	1,122	368	172	123	9.1

(注1) 第1次試験受験者数は免除者数を含み、その数は以下のとおりである。

警部昇任試験13人、警部補昇任試験18人、巡査部長昇任試験25人

(注2) 最終倍率＝第1次試験受験者数／第3次試験合格者数

(4) 選考による採用、昇任及び転任

ア 選考による採用(任命権者に委任しているものは除く)

平成27年度に承認した選考による採用は、次のとおりである。

給料表		行政職								
職務の級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
任命権者	知事	6	6	6	3	3	2	1	1	1
	教育委員会	6						1		
	警察本部長									
計		12	6	6	3	3	2	2	1	1

給料表		公安職					教育職(1)	計
職務の級		1級	2級	3級	4級	7級	4級	
任命権者	知事							29
	教育委員会						1	8
	警察本部長	2	4	1	3	3		13
計		2	4	1	3	3	1	50

イ 選考による昇任(任命権者に委任しているものは除く)

平成27年度に承認した選考による昇任は、次のとおりである。

給料表		行政職			公安職		教育職(1)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	計
職務の級		8級	9級	10級	8級	9級	4級	5級	4級	7級	7級	
任命権者	知事	24	11	2			1	1		1		40
	医療局長								7	1	1	9
	企業局長	2										2
	議会議長	1	1									2
	教育委員会	3										3
	警察本部長	1			10	5						16
計		31	12	2	10	5	1	1	7	2	1	72

ウ 転任

平成27年度に承認した転任は、次のとおりである。

区分	給料表区分を異にする転任	任用規則第14条第5号に該当する職からそれ以外の職へ転任	計
任命権者			
知事		4	4
教育委員会		1	1
計		5	5

(参考)

1 平成27年度身体障がい者を対象とした岩手県職員採用選考の実施状況

(1) 採用選考の日程等

受付期間	選 考 日		場 所	合格者決定 年 月 日
	第1次選考	第2次選考		
27. 7. 15 }	27. 9. 20		滝 沢 市	27. 10. 16
27. 8. 7		27. 10. 9	盛 岡 市	

(2) 採用選考の結果

採 用 予 定 数	第 1 次 選 考					第 2 次 選 考		最終倍率 (B)/(D)
	申込者数 (A)	受考者数 (B)	合格者数 (C)	受考率 (B)/(A) ×100	倍 率 (B)/(C)	受考者数	合格者数 (D) [採用者数]	
人 7	人 15	人 14	人 12	% 93.3	倍 1.2	人 12	人 7 [7]	倍 2.0

2 平成27年度警察官（武道指導）採用選考の実施状況

(1) 採用選考の日程等

	受付期間	第1次考査	第2次考査	場 所	合格者決定 年 月 日
大卒程度	27. 5. 11 ～ 27. 6. 19	27. 7. 12	27. 9. 3	盛 岡 市	27. 9. 11
高卒程度	27. 7. 21 ～ 27. 8. 28	27. 9. 20	27. 11. 18 ～ 27. 11. 19	盛 岡 市	27. 11. 27

(2) 採用選考の結果

	採 用 予 定 数	第 1 次 選 考					第 2 次 選 考		最終倍率 (B)/(D)
		申込者数 (A)	受考者数 (B)	合格者数 (C)	受考率 (B)/(A) ×100	倍 率 (B)/(C)	受考者数	合格者数 (D) [採用者数]	
大卒程度	人 4	人 12	人 12	人 4	% 100.0	倍 3.0	人 4	人 2 [1]	倍 6.0
高卒程度		人 7	人 7	人 7	% 100.0	倍 1.0	人 6	人 1 [1]	倍 7.0

3 平成27年度岩手県職員(スポーツ経験者)採用選考の実施状況

(1) 採用選考の日程等

受付期間	選 考 日		場 所	合格者決定 年 月 日
	第1次選考	第2次選考		
27.6.8)	27.7.22		盛岡市	27.9.11
27.7.3		27.9.1	盛岡市	

(2) 採用選考の結果

採用 予定数	第1次選考					第2次選考		最終倍率 (B)/(D)
	申込者数 (A)	受考者数 (B)	合格者数 (C)	受考率 (B)/(A) ×100	倍 率 (B)/(C)	受考者数	合格者数 (D) [採用者数]	
人	人	人	人	%	倍	人	人	倍
5	11	10	6	90.9	1.7	6	4 [4]	2.5

給 与 関 係 事 務

3 給与関係事務

(1) 平成 27 年の給与等の報告及び勧告

本委員会は、平成 27 年 10 月 19 日、地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、議会及び知事に対し、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行った。

その概要は、次のとおりである。

【報告】

I はじめに

人事委員会は、地方公務員法に基づき、中立かつ専門的な人事機関として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し調査研究を行い、その結果を報告するとともに、講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に対し勧告することとされている。

この勧告は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した、適正な職員の給与、勤務時間その他の勤務条件を確保する機能を有するものである。

このため、本委員会は職員の給与の実態を把握するとともに、民間事業所従業員の給与、生計費などを調査研究し、必要な検討を行ったのでその結果を報告する。

II 職員の給与に関する事項

1 職員の給与決定に関する基礎的諸条件

職員（一般職の職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員をいう。）の給与についてその実態を把握するとともに、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業所における従業員の給与並びに物価及び生計費等職員の給与を決定するために必要な基礎的諸条件について調査研究を行っているが、本年の概要は、次のとおりである。

(1) 職員の給与等の状況

ア 職員数及び平均年齢等

職員の総数は 18,056 人であり、昨年 18,215 人に比べ 159 人 (0.9%) の減少となっている。給料表別に主なものをみると、教育職給料表(2)適用者（小中学校等の教育職員）で 124 人、行政職給料表適用者で 29 人の減少となっている。

次に、職員の平均年齢は 44.2 歳で、昨年に比べ 0.2 歳高くなっており、最も高いのは医療職給料表(1)適用者（医師等）の 48.7 歳、最も低いのは公安職給料表適用者の 39.0 歳である。

また、年齢階層別にみると、職員数が最も多いのは 45 歳から 49 歳までの 3,440 人、次いで多いのは 50 歳から 54 歳までの 3,404 人である。

イ 平均給与月額

行政職給料表適用者の本年 4 月における平均給与月額は、366,002 円となっており、また、警察官、教員、医師等を含めた職員全体の平均給与月額は、399,702 円であり、昨年に比べ行政職給料表適用者では 264 円 (0.1%)、職員全体では 991 円 (0.2%) の増加となっている。

なお、職員の給与は、給与条例等の附則により、給料の特別調整額等について平成 17 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間、減額措置が行われている。この減額措置がないものとした場合、本年における行政職給料表適用者の平均給与月額は、366,668 円となっており、また、職員全体の平均給与月額は 400,108 円であり、昨年に比べ行政職給料表適用者では 91 円 (0.0% (0.02%)) の減少、職員全体では 781 円 (0.2%) の増加となっている。

ウ 平均経験年数

職員の平均経験年数は 22.4 年で、昨年に比べ 0.1 年長くなっており、最も長いのは教育職給料表(2)

適用者（小中学校等の教育職員）の24.3年、最も短いのは公安職給料表適用者の18.4年である。

エ 性別構成

職員の性別構成比は、男性61.4%、女性38.6%であり、昨年に比べ女性の割合は0.2ポイントの増加となっている。

オ 学歴別構成及び修学年数

職員の学歴別構成比は、大学卒76.4%、短大卒5.0%、高校卒18.6%、中学卒0.0%（0.03%）であり、昨年の学歴別構成比に比べ大学卒は増加、短大卒及び高校卒は減少、中学卒は横ばいとなっている。

また、平均修学年数は、15.2年となっている。

(2) 民間給与の調査

ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で15.9%、高校卒で14.8%となっている。そのうち初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で65.2%、高校卒で53.6%となっており、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で177,781円、高校卒で150,274円となっている。

イ 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所の割合は一般の従業員（係員）で38.4%、課長級では31.8%となっており、ベースアップを中止した事業所の割合は一般の従業員（係員）で11.8%、課長級では14.8%、ベースアップの慣行のない事業所の割合は一般の従業員（係員）で49.8%、課長級では53.4%となっている。

また、定期昇給を実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）で88.2%、課長級では74.3%となっている。

(3) 物価及び生計費

総務省統計局の調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べて盛岡市では0.2%、全国では0.6%それぞれ上昇している。

総務省統計局の家計調査を基礎として本委員会が算定した本年4月における盛岡市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ172,420円、192,370円及び212,310円となっている。

2 職員の給与水準

(1) 職員民間との給与比較

ア 公民較差

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあっては行政職給料表適用者、民間にあってはこれに類似する職種の者について、責任の度合、学歴、年齢等が同等と認められる者同士の給与を対比させ、精密に比較を行った。その結果、給料の特別調整額の減額措置がないものとした場合、職員の給与が民間の給与を1人当たり平均788円（0.21%）下回っていた。

なお、減額措置後では、職員の給与が民間の給与を1人当たり平均1,449円（0.40%）下回っていた。

公民比較給与		較差(A)－(B)	
民間(A)	職員(B)	較差額	較差率

367,368 円	366,580 円 (365,919 円)	788 円 (1,449 円)	0.21 % (0.40 %)
-----------	----------------------------	----------------------	----------------------

(注) () 内は、給与条例附則の規定による給料の特別調整額の減額措置後の数値である。

イ 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額との4.13月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数(3.95月)を上回っている。

項	目	金額等
平均所定内給与月額	下半期(A1)	353,833 円
	上半期(A2)	345,946
特別給の支給額	下半期(B1)	734,490 円
	上半期(B2)	707,680
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.08 月分
	上半期(B2/A2)	2.05
	計	4.13 月分

(注) 下半期とは平成26年8月から平成27年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

(2) 本県と国との給与比較

平成26年4月における行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給と本県の行政職給料表適用者の給料の月額を、学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により国家公務員を100として比較した本県職員の指数は98.3となっている。

3 人事院の給与等に関する報告及び勧告

人事院は、本年8月6日に、国会及び内閣に対し、職員の給与に関する報告及び職員の給与の改定に関する勧告を行うとともに、職員の勤務時間に関する報告及び職員の勤務時間の改定に関する勧告並びに公務員人事管理に関する報告を行った。

4 給与改定

本委員会は、冒頭述べたとおり、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえながら、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内の民間事業所従業員の給与を重視しつつ、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

(1) 本年の給与改定

ア 給料表

人事院においては、国家公務員の月例給が民間を0.36%(1,469円)下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、民間初任給との間に差があることや、給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、若年層を中心に俸給表全体の水準を引き上げる勧告を行った。

本県においては、前記2(1)のとおり、本年4月における本県職員の月例給が民間を0.21%(788円)下回っていることから、本年の民間給与との較差等を考慮し、これに見合うよう月例給の引上げ改定を行うことが適当である。

その場合、本県においても国と同様に世代間における公民の給与差が認められることから、若年層

に重点を置きながら給料表の改定を行うことが適当である。

なお、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行うことが適当である。

この改定は、本年4月時点の比較に基づいて本県職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施することとする。

再任用職員については職員の改定状況を踏まえ据え置くこととし、任期付研究員及び特定任期付職員については引上げ改定を行うことが適当である。

イ 初任給調整手当

医師等に対する初任給調整手当について、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、所要の改定を行い、本年4月に遡及して実施することが適当である。

ウ 通勤手当

通勤手当については、実費弁償的な手当としての性格上、交通機関における運賃等の状況や県内の昨今のガソリン価格の動向等を考慮し、今後の改定の必要性について検討することが適当であると考ええる。

エ 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合(4.13月)が職員の年間支給月数(3.95月)を上回っており均衡を図るため、支給月数を0.20月引き上げ、4.15月分とすることが適当である。

また、支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を参考に勤勉手当への配分割合を高めることとし、期末手当に0.05月分、勤勉手当に0.15月分を配分する。

なお、支給期への配分については、6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとするが、本年度については12月期の期末手当及び勤勉手当に配分することとする。

再任用職員については、支給月数を0.10月引き上げ2.20月分とする。引上げ分の配分については、期末手当に0.05月分、勤勉手当に0.05月分を配分し、支給期への配分については、職員と同様とする。

任期付研究員及び特定任期付職員については、期末手当の支給月数を0.15月引き上げ3.10月分とする。支給期への配分については、6月期及び12月期の支給月数が均等になるよう配分することとするが、本年度については12月期に配分することとする。

(2) 給与制度の総合的見直し

国においては、本年4月から、地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し及び職務や勤務実績に応じた給与配分を内容とする俸給表、諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しが実施されている。

また、他の都道府県においては、42都道府県が本年4月から国に準じた給与制度の総合的見直しを実施しているが、一部の団体においては地域民間との給与水準の均衡を図るなど地域の実情を踏まえた見直しが行われている。

本県においては、昨年の報告の中で、給与制度の総合的見直しの実施について給与構造改革の経過措置の廃止及び昇給回復を実施した上で、職員の給与実態を踏まえた検討が必要であると言及したところである。

本年の職員給与と民間給与を比較したところ、50歳台後半層の給与は職員が民間を上回り、逆に若年層の給与は職員が民間を下回っており、世代間における公民の給与差について国家公務員と同様の課

題が認められた。

このような本県職員の給与実態やこれまで県内の民間給与水準との均衡を重視してきたこと、また、既に国や多くの都道府県が実施していることなどを考慮し、本県においても給与制度の総合的見直しを行うことが適当である。

ア 給料表

(ア) 行政職給料表

民間との給与水準の均衡においては諸手当の改正や経過措置等も勘案した上で、本年の人事院勧告による俸給表を踏まえて、高齢層を最大3%程度引き下げ、若年層については1%程度引き上げることにより、前記4(1)アによる給料表の水準を平均1%程度引き下げることとする。

なお、40歳台や50歳台前半層職員の在職実態を踏まえ、昇給機会を確保するため4級及び5級について8号給の増設を行うことが適当である。

再任用職員の給料月額については、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた見直しを行うことが適当である。

(イ) 行政職給料表

行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行うことが適当である。ただし、医療職給料表(1)については、医師の処遇を確保する観点から、引下げ改定を行っていない本年の人事院勧告の俸給表に準拠する。

なお、号給の増設については、行政職給料表と同様の考え方にに基づき、次のとおり8号給の増設を行うことが適当である。

また、再任用職員の給料月額については、行政職給料表の給料月額の改定に準じた見直しを行うことが適当である。

給料表	級
公安職給料表	5級及び6級
教育職給料表(1)	2級及び特2級
教育職給料表(2)	2級及び特2級
研究職給料表	3級
医療職給料表(2)	5級
医療職給料表(3)	5級

(ウ) 実施時期

平成28年4月1日から実施し、同日に新たな給料表に切り替える。

(エ) 給料表の水準の引下げに伴う経過措置

給料表の水準の引下げに際しては、職員の生活への影響を考慮して、新たな給料表の給料月額が平成28年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、同年4月1日から平成31年3月31日までの3年間に限り、経過措置としてその差額を給料として支給することが適当である。

イ 地域手当

(ア) 支給地域の区分及び支給割合等

本県においても、人事院勧告に準じて、現行の支給地域の区分及び支給割合を改定することが適当である。

見直し後の地域手当の支給地域及び支給割合については、次のとおりとすることが適当である。

支給地域	支給割合
東京都の特別区に属する地域	20/100
豊田市及び大阪市に属する地域	16/100
さいたま市、府中市及び名古屋市に属する地域	15/100
福岡市に属する地域	10/100
仙台市に属する地域	6/100

(イ) 地域手当の特例

医療職給料表(1)の適用を受ける職員については、国の医師に係る地域手当の改定に準じて、支給割合を16%に改める。

(ウ) 地域手当の特例

平成28年4月1日から実施する。

ウ 単身赴任手当

(ア) 基礎額及び加算額

昨年の人事院勧告では、民間における単身赴任者に対する手当の支給額や帰宅費用の支給回数が公務を上回っていること及び職員の経済的負担の実情等を考慮し、基礎額及び加算額を引き上げることとしたところである。本県においても国と同様の傾向が見られたことから、国と同様に改定することが適当である。

(イ) 実施時期

平成28年4月1日から実施する。

エ 管理職員特別勤務手当

(ア) 平日深夜の勤務に対する手当の支給

昨年の人事院勧告では、国における管理監督職員の勤務実態を考慮し、平日深夜に勤務した場合に対しても手当を支給することとしたところである。本県においても国と同様に改定することが適当である。

(イ) 実施時期

平成28年4月1日から実施する。

Ⅲ 公務運営に関する事項

1 人材の確保

(1) 有為な人材の確保

本委員会では、有為な人材の確保に向けて、職員募集のホームページ等により情報発信を行うほか、大学生・高校生向けの岩手県庁業務セミナーや各学校での個別説明会を開催するなど広報活動を行い、受験者の確保に取り組んできたところである。

こうした中で、復興事業に伴う人員の需要増や退職年齢に達する職員の増加により採用数が増える一方で、少子化に伴う若年層の減少や景気の回復に伴う民間志向の高まりなどを要因として、受験者の確保が困難となっていることから、県職員採用試験の最終倍率は低下傾向にあり、特に技術系職種では、最終倍率が概ね1～2倍となっている。

今後はこれまでの取組に加え、任命権者と連携して公務員志望者の掘り起こしに向けて効果的な広報活動を強化するとともに、有為な人材を幅広く採用するための試験の在り方について検討していくこととする。

障がい者の雇用については、これまで身体障がい者を対象とした採用選考を実施し、雇用の促進に努めてきたところであるが、任命権者においては、引き続き精神障がい者を含む障がい者雇用について検討を進めていく必要があると考える。

(2) 女性の登用の拡大

本県においては、「いわて男女共同参画プラン」(平成23年3月策定)の中で、政策決定過程における女性の参画を促進するため、「県職員管理監督者(主査級以上)に占める女性の割合」を平成27年度末までに17.0%とすることを目標にし、女性の登用拡大に取り組んでいるところであり、平成26年度は14.1%と平成23年度と比較して2.7ポイント増加している状況にある。

また、本委員会が実施する県職員採用試験受験者に占める女性の割合は、過去5年の平均が39.5%となっているとともに、本県の平成27年度の行政職給料表適用者に占める女性職員の割合は25.5%と平成22年度と比較して3.3ポイント増加しており、今後も職員全体に占める女性の割合は、一定の水準を保ちながら推移することが見込まれる。

さらに、本年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、県において女性に対する昇進等の機会の積極的な提供やその活用を通じ、更なる女性の活躍推進に関する取組を進めることとされたところである。

こうした状況を踏まえ、任命権者においては、女性職員を対象とする研修等を拡充するとともに、各職場における人事管理・人材育成に責任を有する管理職員の意識啓発など様々な取組を通じて、意欲と能力のある女性職員の一層の登用につなげていくことが重要であると考えます。

2 柔軟で多様な働き方の実現と勤務環境の整備

(1) フレックスタイム制の拡充

本県では、フレックスタイム制について、国や民間の導入状況を踏まえ、研究成果の向上などの効果が期待できるとして、平成6年から試験研究機関の研究職給料表適用職員等について導入し、その後、任期付研究員にも適用しているが、平成27年9月現在、制度を利用している職員はいない状況である。

本年、人事院は、近年のワーク・ライフ・バランスに対する意識の高まりや働き方に対するニーズの多様化等を踏まえ、公務の運営に支障がないよう十分に配慮した上で、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充することを勧告した。

本委員会では、その検討に当たり任命権者や職員団体から意見や要望を聞いたところ、職員の仕事と育児や介護等との両立の推進など期待されるものの、運用に当たっては、適正な勤務時間管理、総労働時間の抑制、管理監督者の組織マネジメント等、適切な職場環境を整えていく必要があるとの意見があったところである。

これらを踏まえ、全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充することは、ワーク・ライフ・バランスの実現やより柔軟な働き方の推進に資するものと認められるものの、運用上の解決すべき課題があることから、本県における復興業務等の状況、国や他の都道府県の動向等も注視しながら拡充について検討を進める必要があると考える。

(2) 両立支援の推進

本県では、職員の職業生活と家庭生活の両立支援制度について、これまで育児休業や育児短時間勤務制度、子の看護休暇や短期介護休暇等の特別休暇制度などを整備してきたところである。

平成26年度の職員の育児休業の取得率(当該年度に新たに取得した職員の割合)は、女性職員はほぼ全員が取得している状況にあるものの、男性職員は1%程度の取得にとどまっている。

また、知事部局において実施した「子育て支援等に関する職員アンケート」(平成26年)結果によれば、子育て支援制度を知っている職員及び職場が子育てしやすいと感じている職員それぞれの割合が5

年前のアンケート結果と比較して伸びていないことが課題とされている。

これらを踏まえ、県では本年7月に「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援のための特定事業主行動計画（第2期前期計画）」を策定し、「子育てしやすい職場環境づくり」などに積極的に取り組んでいくこととしている。

両立支援の推進を図っていくことは、職員の健康保持や優秀な人材の確保に資するだけでなく、女性職員の一層の登用につなげていくための環境を整備する上でも極めて重要である。任命権者においては、両立支援に関する制度が職員に有効に活用されるよう制度の一層の周知を図るとともに、制度を活用しやすい職場環境づくりを引き続き進める必要があると考える。

(3) 長時間勤務の解消

超過勤務の縮減については、これまでも言及してきたところであり、職員の超過勤務時間数は、東日本大震災津波の発生後は例年を上回る状況となっていたが、任命権者において、人員の確保や業務改善など多様かつ積極的な取組が行われた結果、昨年度の超過勤務時間数は、震災発生前の水準まで減少したが、復興関連事業の本格化に伴い、依然として高い水準にある公所も見られるところである。

また、経済協力開発機構（OECD）の調査結果で日本の教育職員の勤務時間が参加国の中で最も長いことが明らかとなったが、本県の教育職員についても総勤務時間数が多い状況にある。

このため、任命権者においては、業務等に応じた適切な人員体制を確立するとともに、管理監督者が勤務実態の的確な把握に努めながら業務の見直しや職員の意識改革を行うなど、管理監督者のリーダーシップと職員の相互理解の下で総勤務時間の縮減や年次休暇等の計画的な取得促進等の取組が進められることを期待するものである。

(4) 心身の健康管理

職員が心身ともに健康で職務に従事できることは、職業生活と家庭生活の両立、さらには、多様な県民ニーズにこたえ、質の高い行政サービスを提供していく観点からも重要である。

任命権者においては、これまでも職員の心身の健康管理対策として様々な取組がなされてきている。特に東日本大震災津波の発生以降は、復旧・復興に伴う業務量の増加などが職員に与える影響を考慮し、メンタルヘルスチェックや健康相談なども行われているところである。しかしながら、長期療養者のうち精神疾患によるものの割合が高い傾向が継続している。

本委員会としては、引き続き復興の推進が求められる中で、職員の心身の健康面に対する十分な配慮が必要であることから、任命権者において、メンタルヘルス対策、管理監督者による職場環境の改善や職員の不調の早期発見等の支援など重点的かつ能動的な取組が継続されることを期待するものである。

(5) ハラスメント対策

パワー・ハラスメントなどのいわゆるハラスメントについては、任命権者において防止等に関する基本方針や要綱の策定、相談窓口の設置等の取組が進められてきたところである。

ハラスメントは、職員の勤労意欲を減退させ、ひいては職員の心の健康に悪影響を及ぼす要因にもなり得るものであることから、その防止に向け、職員への一層の意識啓発と相談窓口等の周知を行う必要があると考える。

本委員会としては、本年9月に任命権者に対し、ハラスメント対策の一層の充実を文書で要請したところであるが、引き続きハラスメントの無い職場環境づくりを目指した取組が推進されることを期待するものである。

3 公務員の高齢期の雇用問題

本年の人事院報告では、民間同様のフルタイム中心の勤務の実現を通じて再任用職員の能力及び経験

を本格的に活用する必要があり、引き続き公務内外における高齢期雇用の実情等の把握に努めつつ、各府省において再任用職員の能力及び経験の一層の活用が図られるよう取り組む旨言及したところである。また、総務省は平成 25 年 3 月の通知において、地方公務員の雇用と年金を確実に接続するため、年金支給開始年齢に達するまでは原則として再任用希望者をフルタイムの職に再任用すること等を地方公共団体に要請している。

本年 4 月における本県の再任用職員は、全体で 274 人と、昨年の 236 人から 38 人（16.1%）増加し、そのうちフルタイム勤務が約 7 割となっている。また、来年度には年金支給開始年齢が 62 歳に引き上げられ、年金支給開始まで最長 2 年間となることから今後も再任用希望者の増加が見込まれるところである。

このため、任命権者は再任用を希望する職員の再任用に努めているが、今後の再任用希望者の増加、若年層の人口減少に伴う新規採用の困難性等も考慮し、それぞれの定員事情や人員構成の特性等を踏まえた計画的な人事管理、再任用職員の能力及び経験を有効に活用できる配置等について、国や他の都道府県における動向等にも留意しながら、早急に検討を進める必要があると考える。

なお、再任用職員の給与については、本年の人事院報告では、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続きその在り方について必要な検討を行っていくとしていることから、本県においても他の都道府県の動向等を踏まえて、検討を進める必要があると考える。

4 地方公務員法の改正

人事評価制度の導入等による能力及び実績に基づく人事管理の徹底や、元職員による働きかけの禁止等の規制の導入による退職管理の適正の確保を主な内容とした改正地方公務員法が、平成 28 年 4 月 1 日から施行されることから、関係条例や規則の整備、職員への周知等、適切に対応を進めていく必要があると考える。

IV おわりに

本年の給与勧告は、公民較差を踏まえ月例給は給料表の引上げ改定、特別給は期末手当及び勤勉手当の双方について引上げ改定を行うこととした。また、世代間の給与配分の見直しや諸手当の改定を行うこととした。

東日本大震災津波からの復興事業がピークを迎えている中、全ての職員がそれぞれの職務に全力を挙げて精励していると認識している。職員にあっては、県民の公務に寄せる期待と信頼にこたえるよう、高い倫理感を保ち、県民の視点に立ってその職責を果たされることを要望する。

議会及び知事におかれては、地方公務員法に定める職員の給与決定の根本基準、給与勧告制度の意義や役割に加え、上記の状況を十分に理解され、別紙第 2 の勧告を実施されるよう要請する。

【勧告】

職員の給与について、次の措置を講ずるよう勧告を行った。

I 改定の内容

1 本年の給与改定

(1) 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の改正

ア 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

イ 初任給調整手当

(ア) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額限度413,300円とすること。

(イ) 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額限度を50,500円とすること。

ウ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 平成27年12月期の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

期末手当の支給割合を1.4月分とし、勤勉手当の支給割合を0.85月分とすること。再任用職員については、期末手当の支給割合を0.825月分とし、勤勉手当の支給割合を0.4月分とすること。

b 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.2月分とし、勤勉手当の支給割合を1.05月分とすること。再任用職員については、期末手当の支給割合を0.725月分とし、勤勉手当の支給割合を0.5月分とすること。

(イ) 平成28年6月期以降の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分及び1.375月分とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.775月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.65月分及び0.8月分とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.375月分とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分及び1.175月分とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.975月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.55月分及び0.7月分とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.475月分とすること。

(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

ア 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

イ 期末手当

(ア) 平成27年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

(イ) 平成28年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.55月分とすること。

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

ア 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

イ 特定任期付職員の期末手当

(7) 平成27年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

(4) 平成28年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.55月分とすること。

2 平成28年4月1日からの給与改定

(1) 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の改正

ア 給料表

1の(1)のアによる改定後の給料表を別記第4のとおり改定すること。

イ 地域手当

(7) 地域手当の支給割合を次に掲げる級地の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすること。

a 1級地 100分の20

b 2級地 100分の16

c 3級地 100分の15

d 4級地 100分の12

e 5級地 100分の10

f 6級地 100分の6

g 7級地 100分の3

(4) 医師及び歯科医師に係る特例について、当分の間、支給割合を100分の16とすること。

ウ 単身赴任手当

単身赴任手当の基礎額を月額30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額の限度を月額70,000円とすること。

エ 管理職員特別勤務手当

(7) 特定管理職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第1項、第4条及び第5条又は市町村立学校職員の給与等に関する条例第26条の2第1項、第26条の3及び第26条の4の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間（正規の勤務時間以外の時間に限る。）に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

(4) (7)の管理職員特別勤務手当の額は、(7)による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とすること。

(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

1の(2)のアによる改定後の給料表を別記第5のとおり改定すること。

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

1の(3)のアによる改定後の給料表を別記第6のとおり改定すること。

II 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、平成27年4月1日から実施すること。ただし、Iの1の(1)のウの(ア)、(2)のイの(ア)及び(3)のイの(ア)については同年12月1日から、Iの1の(1)のウの(イ)、(2)のイの(イ)、(3)のイの(イ)、2及びIIの2の(1)については、平成28年4月1日から実施すること。

2 経過措置等

(1) 平成31年3月31日までの間における差額の支給

ア Iの2による改定後の給料表の適用の日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。

イ 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（アの職員を除く。）についてアによる給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、アに準じて、給料を支給すること。

ウ 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮してア又はイによる給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、ア又はイに準じて、給料を支給すること。

(2) その他所要の措置

(1)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

【平成27年 人事委員会勧告の取扱い】

本県職員の給与については、勧告どおりの改定が行われた。

(平成28年2月定例会 平成28年3月24日 議決)

【まとめ】

平成27年の人事委員会報告の概要は上記のとおりであり、県内の民間事業所従業員の給与水準を職員給与に的確に反映させる観点から検討を行ったものである。

【平成27年4月の給与改定】

月例給については、本年4月における本県職員の月例給が民間を0.21%（788円）下回っていることから、本年の民間給与との較差等を考慮し、これに見合うよう月例給の引上げ改定を行うことが適当であると判断し、この改定は本年4月時点の比較に基づいて本県職員と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施することが適当であると判断した。

特別給の支給割合については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合（4.13月）が職員の年間支給月数（3.95月）を上回っており均衡を図るため、支給月数を0.20月引き上げ、4.15月分とすることが適当であると判断した。

【平成28年4月の給与改定】

国においては、平成27年4月から、地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し及び職務や勤務実績に応じた給与配分を内容とする俸給表、諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しが実施されており、他の都道府県においては、42都道府県が国に準じた給与制度の総合的見直しを

実施している状況であった。

本県においては、平成 26 年の報告の中で、給与制度の総合的見直しの実施について給与構造改革の経過措置の廃止及び昇給回復を実施した上で、職員の給与実態を踏まえた検討が必要であると言及したところであり、本年の職員給与と民間給与を比較したところ、50 歳台後半層の給与は職員が民間を上回り、逆に若年層の給与は職員が民間を下回っており、世代間における公民の給与差について国家公務員と同様の課題が認められた。

このような本県職員の給与実態やこれまで県内の民間給与水準との均衡を重視してきたこと、また、既に国や多くの都道府県が実施していることなどを考慮し、本県においても給与制度の総合的見直しを行うことが適当であると判断した。

以上のように、職員と県民双方の納得を得られる報告となるよう腐心したところであるが、今後も人事委員会としての説明責任を十分に果たしていくよう努める必要がある。

なお、平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までの間、給料の特別調整額及び管理職手当の減額が実施されることとなったが、本県の諸般の情勢に鑑み行う特例的な措置であり、やむを得ないと考えるが、早期に勧告に基づく給与水準が確保されるよう望むものである。

(2) 初任給等規則の規定に基づく承認事務

昇給、昇格及び給料表異動等について、任命権者からの申請に係る承認事務を処理した。

承認事務の処理件数

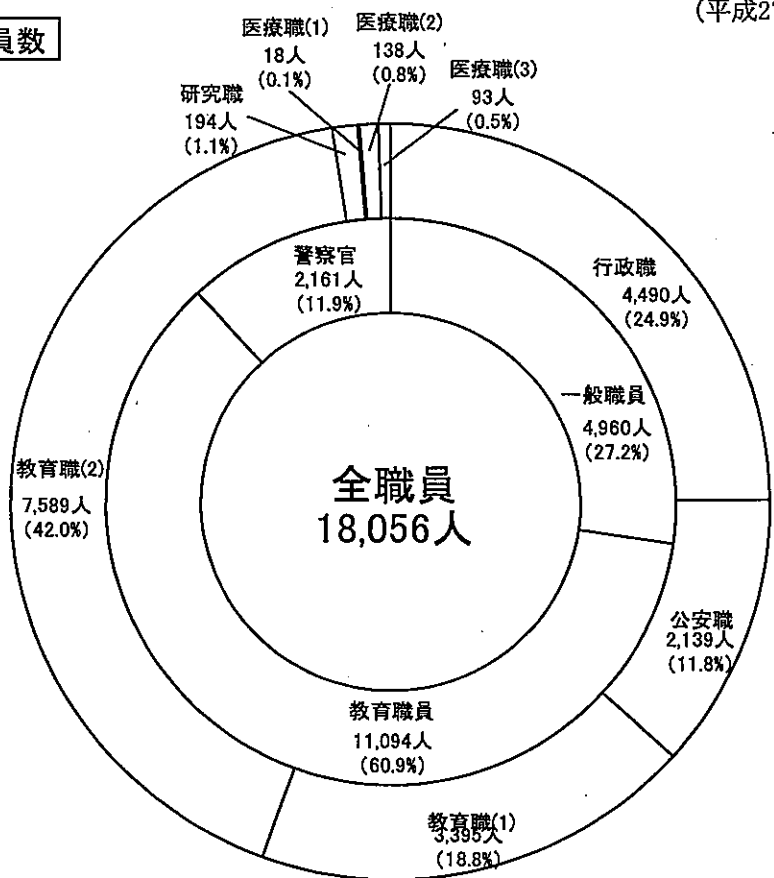
項目	任命権者								計
	知事	議会議長	教育委員会	警察本部長	代表監査委員	人事委員会	選挙管理委員会	海区漁業調整委員会	
採用者の職務の級等の承認事務	2	1	13						16
採用者の号給の承認事務	20		46	18					84
昇格者の職務の級の承認事務	40		3	16					59
昇給の承認事務									
部付・課付等の職員の職務の級の承認事務			1	2					3
その他の承認事務	4		1						5
計	66	1	64	36					167

(3) 職員の状況

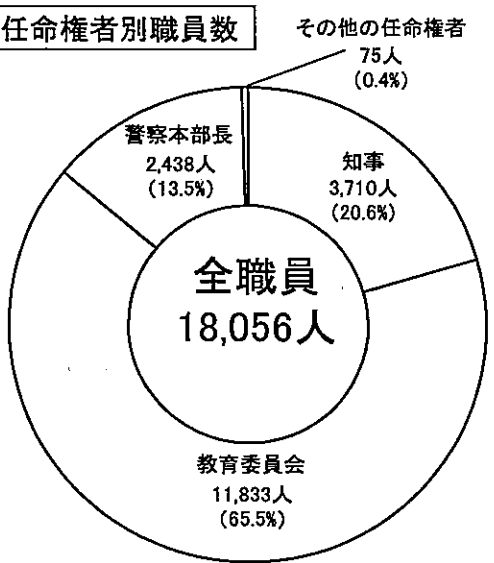
ア 給料表別、任命権者別職員数

(平成27年4月1日現在)

給料表別職員数



任命権者別職員数



その他の任命権者内訳 (人)

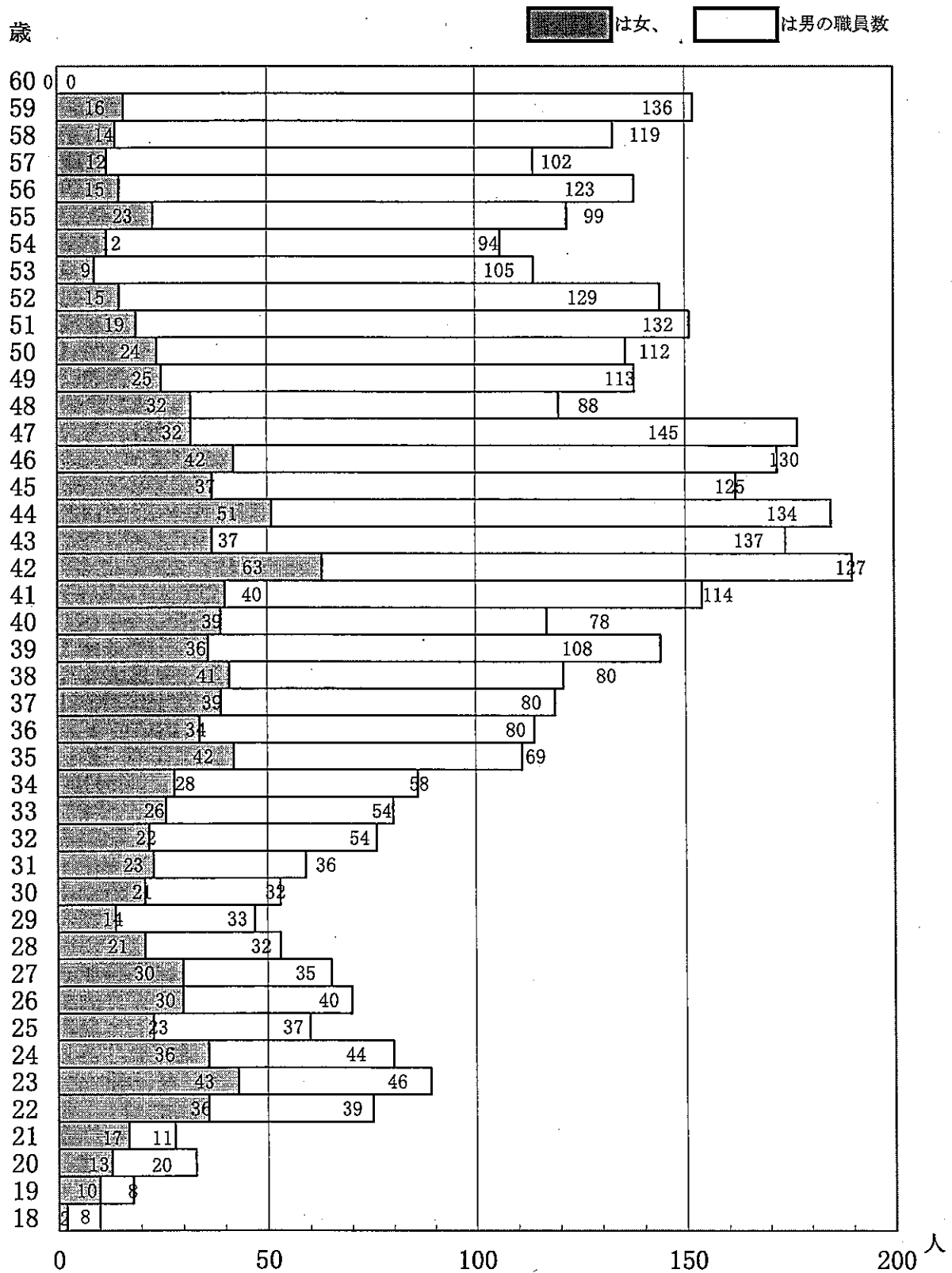
議会議長	32
人事委員会	15
代表監査委員	19
選挙管理委員会	5
海区漁業調整委員会	4

注1 本図において「職員」とは、一般職の職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例に定める給料表の適用を受ける常勤の職員をいう。(再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は除く。)(以下参考4の表まで同じ。)

注2 端数処理のため、構成比が100%にならない場合がある。

イ 年齢別、性別職員数

(行政職 平成27年4月1日現在)



ウ 給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数、平均扶養親族数、学歴別・性別人員構成及び平均給与月額

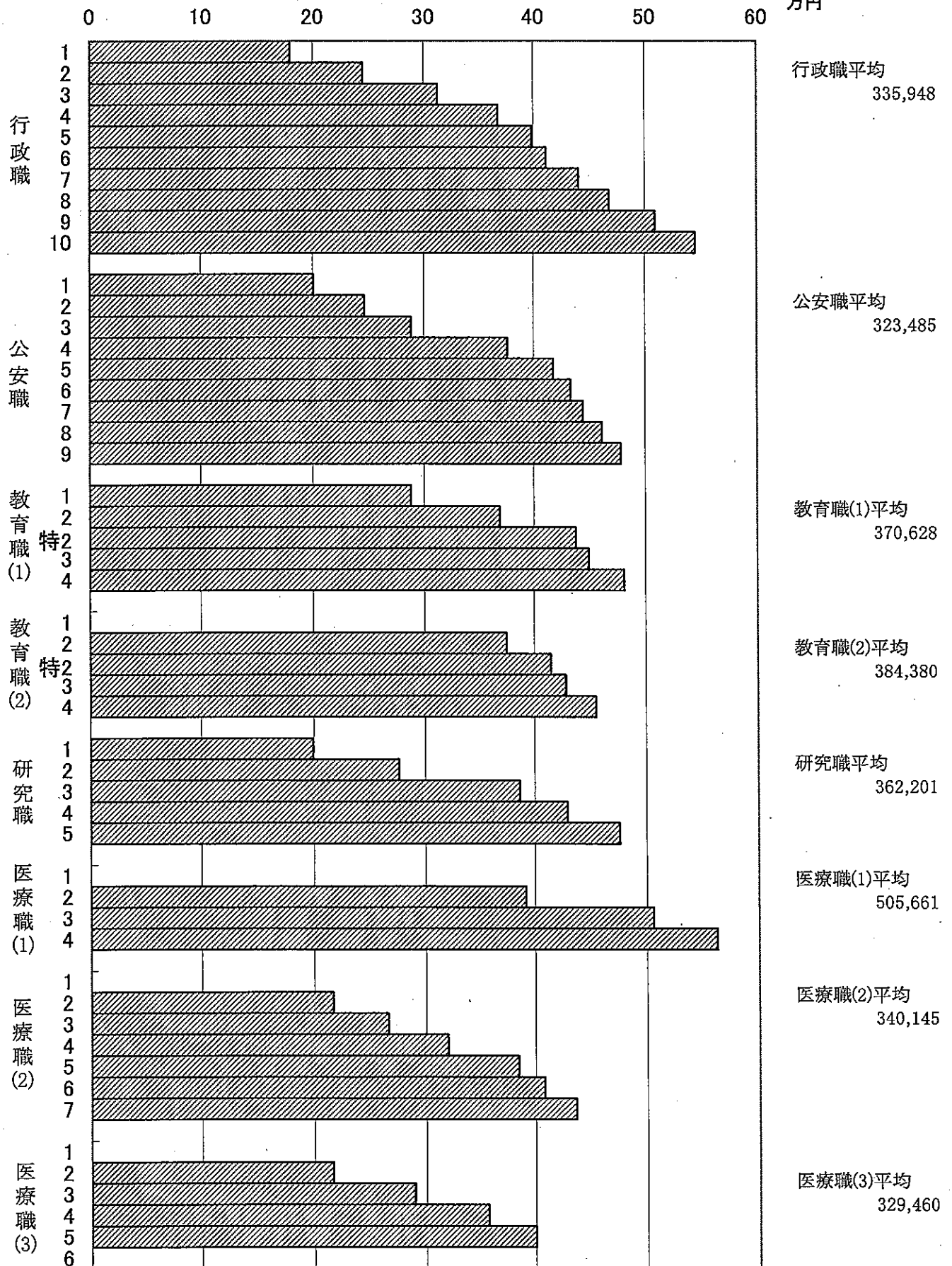
(平成27年4月1日現在)

区分 給料表	職員数	平均 年齢	平均 経験 年数	平均 扶養 親族 数	学歴別人員構成				性別人員構成		平均 給与 月額
					大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女	
	人	歳	年	人	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	円
計	18,056	44.2	22.4	1.03	13,793 (76.4)	899 (5.0)	3,358 (18.6)	6 (0.0)	11,088 (61.4)	6,968 (38.6)	399,702 (400,108)
行政職	4,490	42.6	22	1.13	2,244 (50.0)	66 (1.5)	2,174 (48.4)	6 (0.1)	3,346 (74.5)	1,144 (25.5)	366,002 (366,668)
公安職	2,139	39	18.4	1.3	983 (46.0)	116 (5.4)	1,040 (48.6)	—	1,985 (92.8)	154 (7.2)	346,081 (346,336)
教育職 (1)	3,395	44	21.5	1.05	3,141 (92.5)	113 (3.3)	141 (4.2)	—	2,042 (60.1)	1,353 (39.9)	414,045 (414,230)
教育職 (2)	7,589	46.7	24.3	0.9	7,042 (92.8)	547 (7.2)	—	—	3,468 (45.7)	4,121 (54.3)	428,663 (429,046)
研究職	194	43.9	21.2	1.24	188 (96.9)	4 (2.1)	2 (1.0)	—	153 (78.9)	41 (21.1)	393,436 (394,158)
医療職 (1)	18	48.7	18.5	1.56	18 (100.0)	—	—	—	14 (77.8)	4 (22.2)	837,828 (841,824)
医療職 (2)	138	43.8	20.5	0.99	114 (82.6)	24 (17.4)	—	—	76 (55.1)	62 (44.9)	370,647 (370,987)
医療職 (3)	93	41.6	19.5	31.00	63 (67.7)	29 (31.2)	1 (1.1)	—	4 (4.3)	89 (95.7)	344,884 (344,884)

※ 平均給与月額欄の()内は、条例附則による減額前の額である。

工 給料表別、級別平均給料月額

(平成27年4月1日現在)
万円



(参考1) 給料表別職員数の推移(各年4月1日現在)

給料表	年											
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	20,979	20,545	20,147	19,764	19,418	19,135	18,800	18,695	18,409	18,218	18,058	
行政職	5,528	5,370	5,210	5,053	4,885	4,764	4,631	4,552	4,517	4,519	4,490	
公安職	2,069	2,072	2,097	2,097	2,106	2,107	2,090	2,222	2,159	2,161	2,139	
教育職(1) (旧教育職(2))	3,920	3,831	3,731	3,660	3,624	3,582	3,530	3,482	3,443	3,381	3,395	
教育職(2) (旧教育職(3))	8,679	8,579	8,459	8,356	8,253	8,177	8,078	7,975	7,842	7,713	7,589	
研究職	294	232	226	219	210	208	202	197	196	192	194	
医療職(1)	29	24	26	22	20	20	16	17	17	17	18	
医療職(2)	295	286	263	237	214	188	167	159	143	139	138	
医療職(3)	162	151	135	120	106	89	86	91	92	93	93	
指定職												
特定任期付職員	1									1	1	
2号任期付研究員	2									2	1	

- (注)1 県立大学の地方独立行政法人化に伴い、平成17年度から従前の教育職給料表(1)が廃止され、教育職給料表(2)が教育職給料表(1)に、教育職給料表(3)が教育職給料表(2)となったものである。
2 平成16年度までの教育職給料表(1)～(3)を、旧教育職(1)～(3)としている。
3 旧教育職給料表(1)は県立大学及び県立大学短期大学部の教育職員に、指定職給料表は県立大学の学長及び副学長に適用されていたものである。
(以下参考3まで同じ。)

(参考2) 給料表別平均年齢の推移(各年4月1日現在)

給料表	年											
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
計	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	41.4	41.8	42.2	42.5	42.8	43.2	43.5	43.7	43.9	44.0	44.2	
行政職	41.1	41.5	41.9	42.2	42.4	42.6	42.7	42.9	42.8	42.7	42.6	
公安職	41.6	41.6	41.1	40.5	40.3	40.1	40.2	39.2	39.5	39.2	39.0	
教育職(1) (旧教育職(2))	41.9	42.2	42.4	42.5	42.8	43.1	43.3	43.4	43.6	43.7	44.0	
教育職(2) (旧教育職(3))	41.3	41.9	42.6	43.1	43.7	44.4	45.0	45.6	45.9	46.3	46.7	
研究職	41.0	41.2	42.0	42.0	42.8	43.4	43.5	43.6	44.2	44.5	43.9	
医療職(1)	43.9	46.0	47.4	48.8	45.1	44.0	46.7	47.6	48.8	49.4	48.7	
医療職(2)	40.2	40.6	40.8	41.3	41.3	41.9	42.9	43.5	43.8	44.2	43.8	
医療職(3)	41.4	40.9	41.5	42.5	43.1	44.6	45.0	44.4	43.0	42.1	41.6	
指定職												
特定任期付職員	44.0									—	—	
2号任期付研究員	38.0									—	—	

(参考3) 給料表別平均給料月額推移(各年4月1日現在)

給料表	17		18		19		20		21		22		23	24	25	26	27
	円	円	円	円	円	円	減額前	円	減額前	円	円	減額前	円	円	円	円	円
計	368,322	368,984	366,806	356,628	364,535	355,365	363,237	353,120	360,932	362,085	360,503	360,691	360,255	361,798			
行政職	349,926	351,106	349,094	340,035	347,826	337,609	345,355	333,924	341,594	340,953	339,482	337,857	335,988	335,948			
公安職	366,971	363,738	355,286	339,663	346,933	334,574	341,738	328,215	335,247	334,529	325,804	326,418	323,290	323,485			
教育職(1) (旧教育職(2))	373,290	373,360	369,664	358,646	366,220	357,841	365,400	356,366	363,892	364,777	364,422	365,390	366,460	370,628			
教育職(2) (旧教育職(3))	379,031	380,591	380,150	370,678	378,963	370,653	378,924	369,549	377,768	380,274	380,519	381,270	382,184	384,380			
研究職	365,886	365,903	366,171	355,565	363,693	357,528	365,671	357,088	365,219	364,502	364,405	367,702	367,727	362,201			
医療職(1)	494,458	508,945	510,473	502,236	521,590	473,804	489,825	464,910	480,085	499,293	501,464	511,629	514,823	505,661			
医療職(2)	335,423	336,168	333,415	325,966	333,003	323,417	330,355	325,523	332,495	340,600	341,123	341,997	343,839	340,145			
医療職(3)	359,285	350,878	352,691	347,631	354,725	349,657	356,793	354,132	361,359	361,133	354,209	342,432	334,983	329,460			
指定職																	
特定任期付職員	585,000																
2号任期付研究員	406,000																

(注) 本表における平均給料月額は、いわゆる基本給に相当する給料月額のみ平均値である。「減額前」の欄は、条例附則による減額前の額である。

(参考4) 職員給与と民間給与との較差の推移(各年4月1日現在)

区分	23		24		25		26		27	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
職員給与	370,817	372,226	368,662	370,060	368,419	369,419	366,868	367,892	365,919	366,580
民間給与	—	—	369,889	—	369,538	—	368,907	—	367,368	—
較差	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	—	—	0.33	△0.05	0.30	0.03	0.56	0.28	0.40	0.21

(注) 本表における職員給与は行政職給料表適用者の給与月額(超過勤務手当等以外の諸手当を含む。)の、民間給与は民間事業所における事務・技術関係職種(行政職相当)従業者の給与月額(超過勤務手当等以外の諸手当を含む。)の平均値である。「減額前」の欄は、条例附則による減額前の額である。

分 限 及 び 懲 戒

4 分限及び懲戒

職員の分限についての手続及び効果に関する規則（昭和 37 年人事委員会規則第 9 号）第 4 条及び職員の懲戒についての手続及び効果に関する規則（昭和 37 年人事委員会規則第 10 号）第 4 条に基づき、任命権者から提出された処分説明書（写）による職員の分限及び懲戒の状況は次のとおりである。

平成 27 年度における懲戒処分の報告件数は 32 件、分限処分の報告件数は 1 件である。県民からの信頼を引き続き確保するため、法令順守意識の徹底により、不祥事が根絶されるよう、各任命権者においてコンプライアンスの確立に引き続き積極的に取り組むことが望まれる。

(1) 分限処分の状況

平成 27 年度における分限処分の報告件数は教育委員会における 1 件であり、刑事事件提訴によるものである。

ア 27 年度の状況

		免職	降任	休職	計
勤務成績不良					0
心身故障					0
職に必要な適格性					0
刑事事件提訴		1			1
計		1	0	0	1
任命権者別	知事部局				0
	教育委員会	1			1
	警察本部				0
	その他権者				0

イ 過去の実績等

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
勤務成績不良		1				
心身故障						
刑事事件提訴		2			2	1
計		3	0	0	2	1
処分の種類	免職					1
	降任	1				
	休職	2			2	

(2) 懲戒処分の状況

平成 27 年度における懲戒処分の報告件数は 32 件であり、平成 26 年度の 25 件から大幅に増加した。事由別にみると、一般サービス、業務処理、公金等取扱の「欠勤、不適切処理等」が平成 26 年度の 7 件から 16 件に大幅に増加した。また、交通事故、酒気帯び運転、速度超過の「交通法規違反等」は 10 件と平成 26 年度の 14 件から 4 件減少した。任命権者別にみると、教育委員会 17 件、知事部局 14 件、警察本部 1 件となった。

ア 27年度の状況

処分事由		処分の種類	免職	停職	減給	戒告	計
一般服務・業務処理	違法な職員団体活動		0	0	0	0	0
	欠勤、不適切処理等		1	2	4	9	16
	小計		1	2	4	9	16
その他非行	交通法規違反等		2	1	1	6	10
	その他		2	2	1	0	5
	小計		4	3	2	6	15
監督責任関係			0	0	0	1	1
計			5	5	6	16	32
任命権者別	知事部局		1	2	5	6	14
	教育委員会		3	3	1	10	17
	警察本部		1	0	0	0	1
	その他権者		0	0	0	0	0

イ 過去の実績

処分事由		処分の種類	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般服務・業務処理	違法な職員団体活動		0	0	0	0	0
	欠勤、不適切処理等		8	17	3	22	7
	小計		8	17	3	22	7
その他非行	交通法規違反等		25	11	20	14	14
	その他		10	13	2	6	2
	小計		35	24	22	20	16
監督責任関係			2	4	8	1	2
計			45	45	33	43	25
任命権者別	知事部局		8	18	14	4	4
	教育委員会		32	24	15	28	21
	警察本部		5	3	4	11	0
	その他権者		0	0	0	0	0

審 查 関 係 事 務

5 審査関係事務

(1) 公平審査関係

ア 勤務条件に関する措置の要求

県関係、受託市町村等関係ともに、平成 27 年度係属した事案はなかった。

イ 不利益処分についての審査請求

(ア) 概要

a 県関係

県関係の不利益処分についての審査請求事案は、平成 27 年度末において係属している事案はないが、平成 26 年度からの繰越しである県職員関係 49.4.11 等事案（2 件）及び県職員関係 55.4.16 事案（1 件）の合計 3 件及び平成 27 年度中に受理した 1 件を裁決した。

これらの事案の具体的な処理状況は、次のとおりである。

(a) 49.4.11 等事案、55.4.16 事案

平成 28 年 3 月 25 日に、2 事案 3 件（49.4.11 等事案（2 件）、55.4.16 事案（1 件））について、請求人の所在が不明となってから 1 年以上経過したため、不利益処分についての審査請求に関する規則第 48 条第 1 項第 5 号に基づき、打切りのうえ審査を終了した。

(b) 懲戒免職処分取消請求事案（27 人委（不）第 2 号事案）

口頭審理を行い、平成 28 年 3 月 25 日に裁決（棄却）を行った。

b 受託市町村等関係

受託市町村等関係の不利益処分についての審査請求事案は、平成 27 年度末において、平成 27 年度中に受理した 2 件のうち 1 件は取下げを受理し、残りの 1 件が係属している。

これらの事案の具体的な処理状況は、次のとおりである。

(a) 懲戒免職処分取消請求事案（27 人委（不）第 1 号事案）

平成 27 年 7 月 29 日に取下げを受理した。

(b) 懲戒減給処分取消請求事案（27 人委（不）第 3 号事案）

平成 27 年 9 月 25 日に受理を決定し、口頭審理を行っている。

(イ) 状況

事 案 名		受理 総数	平成 26 年度末ま での処理 済件数	平成 26 年度末 係属件 数	平成 27 年度中 の申立 件数	平成 27 年度中 の取下 げ件数	平成 27 年度中 の判定 件数	平成 27 年度末 係属件 数
県 関 係	49.4.11 等事案	48	46	2	0	0	2	0
	55.4.16 事案	50	49	1	0	0	1	0
	26人委(不)第1号事案	1	0	1	0	0	1	0
	27人委(不)第2号事案	1	-	-	1	0	1	0
(小計)		100	95	4	1	0	5	0
受託 市町 村等 関係	27人委(不)第1号事案	1	-	-	1	1	0	0
	27人委(不)第3号事案	1	-	-	1	0	0	1
(小計)		2	-	-	2	1	0	1
合 計		102	95	4	3	1	5	1

(2) 職員苦情相談

(ア) 概要

a 職員体制

計9名（職員課 審査・給与担当職員9名） うち女性4名（セクハラ相談の対応等）

b 相談の方法

面談、電話、書面、ファクシミリ、メールにより相談

(イ) 状況

a 件数等

平成27年度中に受理した件数は37件（実件数）となっており、男女別では、男性18件、女性18件、不明1件で、任命権者別では、知事部局12件、教育委員会7件、市町村・一部事務組合等11件、その他・不明が7件となっている。相談の申出方法は、電話22件、メール8件、面談5件、書面2件となっている。

b 内容別・任命権者別処理件数

※（ ）内は平成26年度の件数

	知事部局	教育委員会	警察本部	市町村・一部事務組合	その他・不明	計
任用	3 (1)	0 (1)			1 (0)	4 (2)
給与	1 (0)	0 (1)		3 (1)	1 (0)	5 (2)
勤務時間、休暇、服務等	0 (1)	3 (0)		3 (0)	1 (0)	7 (1)
健康安全等	0 (1)			0 (1)		0 (2)
セクハラ	0 (2)					0 (2)
パワーハラ	3 (3)	1 (0)		3 (2)		7 (5)
パワーハラ以外のいじめ等	3 (0)			1 (0)	2 (0)	6 (0)
公平審査				1 (0)		1 (0)
その他	2 (0)	3 (5)		0 (1)	2 (0)	7 (6)
計	12 (8)	7 (7)	0 (0)	11 (5)	7 (0)	37 (20)

c 処理方法

制度説明・助言をしたものが28件、相談者の意向等を当局に伝達したものが6件、他機関を紹介したものが3件となっている。

なお、審査請求や措置要求に移行した事例はなかった。

(3) 職員団体関係

ア 管理職員等の指定

(ア) 概要

a 県関係

平成 28 年 4 月からの県の行政組織の変更等に伴い、管理職員等の範囲について規則改正を行った。

b 受託市町村等関係

平成 27 年 4 月の受託市町村等における行政組織の改編に伴い、管理職員等の範囲について規則改正を行った。

イ 職員団体の登録

(ア) 概要

職員団体の登録については、役員改選等に係る届出が 26 件、規約の変更に係る届出が 2 件、主たる事務所の所在地の変更に係る届出が 2 件あった。

(イ) 状況

平成 26 年 度末登録 団体総数	新規登録 団体数	解散等団 体数	変更届出			法人と なる旨 の申出	平成 27 年 度末登録 団体総数
			規約	役員	所在地		
32	0	0	2	26	2	0	32

注)「役員変更届出」には、専従職員の変更に係る届出を含む。

(4) 労働基準監督関係

平成 27 年度における労働基準監督事務の概要は、次のとおりである。

ア 事業場調査について

人事委員会は、地方公務員法第 58 条第 5 項の規定に基づき、地方公共団体の行う労働基準法別表第 1 第 11 号、第 12 号及び同表に掲げる事業以外の事業（官公署等の事業）に従事する職員（企業職員及び単純労務職員を除く）について労働基準監督機関の職権を有している。

このため、人事委員会が労働基準監督機関として職権を行使することとされている事業場について、書面等による調査及び指導（以下「事業場調査」という。）を行い、職員の勤務環境の向上を図っている。

全体状況の把握と効率的な指導を図るため、平成 19 年度から書面による全数調査と必要に応じた実態確認を実施しており、平成 27 年度は、当委員会所管の調査対象のうち、168 事業場について実施した。（兼務職員のみ 11 事業場は調査対象から除いている。対象事業場の内訳：知事部局 49 事業場、教育委員会 88 事業場、警察 24 事業場、その他任命権者 7 事業場）

イ 労働基準法及び安全衛生法関係

(ア) 労働安全衛生法に基づく認定及び報告状況について (H27 年度受付分)

	衛生管理者 の選任報告 (件)	産業医の選 任報告(件)	定期健康診 断結果報告 (事業場)	特殊健康診 断結果報告 (事業場)	労働者死傷 病報告(件)	有機溶剤中毒予 防規則一部適用 除外認定(件)
知事部局	14	10	13	8	11	0
教育委員会	16	6	53	11	38	1
警察	9	3	18	17	37	0

(イ) 宿日直許可の状況について (H28.3.31 現在)

知事部局	5
教育委員会	33
警察	25
その他	1

ウ ボイラー等の安全取締の状況

(ア) ボイラー、第一種圧力容器、ゴンドラ及びクレーン (以下「ボイラー等」という。) の安全取締りの状況

総括表 (H28.3.31 現在) 設置事業場数 53 (廃止分を除く)

	ボイラー	第一種 圧力容器	ゴンドラ	クレーン
前年度末の設置基数 (A)	56	41	1	3
本年度設置基数 (B)	0	1	0	0
本年度廃止基数 (C)	3	3	0	0
本年度末の総数設置基数 (D) <(A)+(B)-(C)>	53	38	1	3

(イ) ボイラー等の諸検査の状況

区分	事業場数	基 数			
		ボイラー	第一種 圧力容器	ゴンドラ	クレーン
落成検査	1	0	1	0	0
変更検査	0	0	0	0	0
使用再開検査	0	0	0	0	0
性能検査	46	46	34	1	0

(検査結果)

- ボイラー等の性能検査については、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会岩手事務所が実施する検査を受検している。
- 本年度における検査結果は概ね良好であったが、性能検査のうち、ボイラー16基及び第一種圧力容器13基については、附属部品等の取り換え、補修等の指示があった。

(5) 公平事務委託市町村等の事務の受託状況

市町村等公平委員会の事務の受託は、平成28年4月1日現在で13市15町4村21一部事務組合3広域連合の合計56団体となっている。

なお、独自の公平委員会を設置している市町村等は、盛岡市、盛岡地区広域消防組合及び盛岡地区衛生処理組合の1市2一部事務組合である。

参 考 资 料

6 参考資料

(1) 初任給基準表(平成28年4月1日現在)

行政職給料表

一 般	正規の試験	I種		1-25	178,300
		II種		1-15	158,700
		III種		1-5	145,900
	その他	高 校 卒		1-1	141,400
無 線 従 事 者		第1級総合無線通信士		1-25	178,300
		第1級海上無線通信士			
		第1級陸上無線技術士			
		第2級総合無線通信士		1-9	150,300
		第2級海上無線通信士			
		第2級陸上無線技術士			
		第1級陸上特殊無線技士			
		航空無線通信士		1-5	145,900
		第3級総合無線通信士		1-1	141,400
		第3級海上無線通信士			
		国内電信級陸上特殊無線技士			
		第4級海上無線通信士			
		第1級海上特殊無線技士			
その他の資格					

公安職給料表

正規の試験	I 種	3-2	309,300
	II 種	2-3	184,000
	III 種	1-3	168,200

教育職給料表(1)

教 諭 養護教諭 栄養教諭 (任用の期限を付さないものに限る。) 講師(任用の期限を付さないものに限る。) 栄養教諭 (任用の期限を付さないものを除く。) 助教諭 養護助教諭 講師(任用の期限を付さないものを除く。) 実習教諭 実習助手 寄宿舎 指導員	博士課程修了	2-31	265,200
	修士課程修了 専門職学位 課程修了	2-13	220,900
	大 学 卒	2-1	199,700
	短 大 卒	1-11	172,700
	大 学 卒	1-21	195,900
	短 大 卒	1-11	172,700
	高 校 卒	1-1	155,000

教育職給料表(2)

教 諭 養護教諭 栄養教諭 (任用の期限を付さないものに限る。) 講師(任用の期限を付さないものに限る。) 栄養教諭 (任用の期限を付さないものを除く。) 講師(任用の期限を付さないものを除く。) 助教諭 養護助教諭	博士課程修了	2-43	265,200
	修士課程修了 専門職学位 課程修了	2-25	220,900
	大 学 卒	2-13	199,700
	短 大 卒	2-3	175,300
	大 学 卒	1-21	195,900
	短 大 卒	1-11	172,700
	高 校 卒	1-1	155,000

研究職給料表

正規 の 試験	I種		1-25	183,100
	II種		1-15	161,300
	III種		1-5	146,000
そ の 他	博士課程修了 (大学6卒 後のもの に限る。)		1-61	246,700
	博士課程修了		1-57	242,100
	修士課程修了 専門職学位 課程修了 大学6卒		1-37	206,200
	高 校 卒		1-1	141,500

医療職給料表(1)

医 師 歯 科 医 師	博士課程修了	1-33	348,400
	大学6卒	1-9	268,100

医療職給料表(3)

保 健 師	大 学 卒	2-11	208,200
	短大3卒	2-5	195,900
看 護 師	短大3卒	2-5	195,900
	短大2卒	2-1	187,600
准看護師	准看護師養成所卒	1-1	159,800

医療職給料表(2)

薬 劑 師	大 学 6 卒	2-15	207,100
	大 学 4 卒	2-1	184,500
獣 医 師	大 学 6 卒	2-15	207,100
	大 学 4 卒	2-1	184,500
栄 養 士	大 学 卒	2-1	184,500
	正規の試験	1-11	162,100
診療放射線技師	大 学 卒	2-1	184,500
	短大3卒	1-17	173,200
診療エックス線技師	短 大 卒	1-11	162,100
	大 学 卒	2-1	184,500
臨床検査技師	短大3卒	1-17	173,200
	大 学 卒	2-1	184,500
衛生検査技師	短大3卒	1-17	173,200
	大 学 卒	2-1	184,500
臨床工学技士	短大3卒	1-17	173,200
	大 学 卒	2-1	184,500
理学療法士 作業療法士	短大3卒	1-17	173,200
	大 学 卒	2-1	184,500
視能訓練士	短大3卒	1-17	173,200
	大 学 卒	2-1	184,500
言語聴覚士	短大3卒	1-17	173,200
	大 学 卒	2-1	184,500
歯科衛生士	短大3卒	1-17	173,200
	短大2卒	1-11	162,100
	高校専攻科卒	1-7	155,300
歯科技工士	短大3卒	1-17	173,200
	短大2卒	1-11	162,100
あん摩マッサージ 指圧師	短大3卒	1-17	173,200
	短大2卒	1-11	162,100
はり師 きゅう師 柔道整復師	高 校 卒	1-1	146,300
	高 校 卒	1-1	146,300

(2) 級別職務区分表

1 行政職給料表

(平成28年4月1日現在)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
知事 の 事 務 部 局	本庁	2級から 10級まで の欄に掲 げる職以 外の職	3級から 10級まで の欄に掲 げる職以 外の職で 特に高度 の知識又 は経験を 必要とす るもの	主査 主任 建築監視員 主任行政 専門員	主任主査 主査 主査行政 専門員	担当課長 特命課長 主任主査	総括課長 特命参事 総括調査 監 調査監 報道監 防災危機 管理監 総務事務 センター 所長 政策監 調整監 ふるさと 振興監 地域連携 推進監 医師支援 推進監 競馬改革 推進監 県産米戦 略監 県産米生 産振興監 県産米販 売推進監 会計指導 監 課長	総括課長 特命参事 総括調査 監 調査監 報道監 防災危機 管理監 総務事務 センター 所長 政策監 調整監 ふるさと 振興監 地域連携 推進監 医師支援 推進監 競馬改革 推進監 県産米戦 略監 県産米生 産振興監 県産米販 売推進監 会計指導 監 課長	副部長 副室長 副局長 室長 局長 環境担当 技監 農政担当 技監 農村整備 担当技監 林務担当 技監 水産担当 技監 漁港担当 技監 道路都市 担当技監 河川港湾 担当技監 復興担当 技監 首席調査監 首席ふるさ と振興監 首席ILC 推進監 参事 技術参事	会計管理者 部長 秘書広報 室長 国体・障が い者スポー ツ大会局長 理事 技監	企画理事 復興局長
	広域振興局			主査 出張所長 主任 主任行政 専門員	主任主査 主査 出張所長 主査行政 専門員	課長 特命課長 普及サブ センター 所長 整備事務 所次長 ダム管理 事務所長	部長(盛岡 を除く。) 特命参事 室長 企画推進 課長 産業振興 課長(盛岡 に限る。)	部長(盛岡 を除く。) 特命参事 室長 企画推進 課長 産業振興 課長(盛岡 に限る。)	副局長 部長(盛岡 に限る。) 参事 技術参事	局長	

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
						ダム建設 事務所次 長 林務出張 所長 主任主査	管理主幹 総務課長 (県南の 総務部(総 務センタ ーを除 く。)に限 る。) 林業振興 課長(盛岡 に限る。) 農政調整 課長 農林調整 課長 水産調整 課長 副部長 用地課長 (盛岡及び 花巻土木セ ンターに限 る。) 調整課長 センター 所長 センター 副所長 整備事務 所長 ダム建設 事務所長	管理主幹 総務課長 (県南の 総務部(総 務センタ ーを除 く。)に限 る。) 林業振興 課長(盛岡 に限る。) 農政調整 課長 農林調整 課長 水産調整 課長 副部長 用地課長 (盛岡及び 花巻土木セ ンターに限 る。) 調整課長 センター 所長 センター 副所長 整備事務 所長 ダム建設 事務所長			
出先 機関	東京事務 所					副部長	部長	部長	所長		
	消防学校			科主任	科主任	副校長	校長	校長			
	先端科学 技術研究 センター					副所長			所長		
	環境保健 研究セン ター					企画情報 部長	副所長	副所長	所長		

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
県民生活センター					次長	所長	所長			
保健所				課長	副 所 長 (奥州に 限る。) 次長	副 所 長 (奥州に 限る。) 次長	副所長(県 央に限 る。)			
福祉総合 相談セン ター					課長	部長	部長	所長		
児童相談 所					次長 課長	所長	所長			
高等看 護学院										
精神保健 福祉セン ター					次長					
杜陵学園					園長補佐	園長	園長			
大阪事務所				次長	次長	所長	所長			
名古屋事 務所					次長	所長	所長			
福岡事務 所				次長	次長	所長	所長			
産業技術 短期大学 校			主査講師 主任講師	上席講師 主査講師	事務局次長 准教授 上席講師	事務局長 教育部長 教授	事務局長 教育部長 教授	副校長		
高等技術 専門校			科主任	科主任	校長補佐	校長	校長			
病虫害防 除所					次長	所長	所長			
家畜保健 衛生所					次長					
漁業取締 事務所			機関長 通信長	機関長 通信長	次長 船長	所長	所長			
生物工学 研究所						所長	所長			

区	分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	農業研究センター					課長	病虫害防除部長 畜産研究所次長	病虫害防除部長 畜産研究所次長			
	林業技術センター					企画総務部長 研修部長	副所長	副所長			
	水産技術センター			機関長 通信長	機関長 通信長	総務部長 船長					
	内水面水産技術センター										
	農業大学校			主査講師 主任講師	上席講師 主査講師	准教授 上席講師	副校長 事務局長 教授	副校長 事務局長 教授	校長		
	農業改良普及センター					普及課長 普及サブセンター 所長	所長 副所長	所長 副所長	所長(中央に限る。)		
	北上川上流流域下水道事務所					課長	所長	所長			
	花巻空港事務所					次長	所長	所長			
				主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 主査 主査行政 専門員	主任主査					
				主任主事 主任技師	副主任 技術副主任	副主任 技術副主任	主幹 技術主幹				
	専門職員			主査通信 技師	上席特別 税務調査員 上席通信 技師 上席消防 教官 主査通信 技師	上席特別 税務調査員 上席通信 技師 上席消防 教官	首席特別 税務調査員				

区 分			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
					主任通信技師 主査消防教官 主任消防教官	主査消防教官						
						上席社会福祉主事 上席障害者福祉司 上席児童福祉司 上席相談調査員 上席児童心理司 上席心理判定員 上席児童指導員 上席職業指導員 上席生活指導員 上席保育士 上席児童自立支援専門員	上席社会福祉主事 上席障害者福祉司 上席児童福祉司 上席相談調査員 上席児童心理司 上席心理判定員 上席児童指導員 上席職業指導員 上席生活指導員 上席保育士 上席児童自立支援専門員	首席児童福祉司 首席児童指導員				
					主査社会福祉主事 主任社会福祉主事 主査障害者福祉司 主任障害者福祉司 主査児童福祉司 主任児童福祉司	主査社会福祉主事						

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
				主査相談 調査員 主任相談 調査員 主査児童 心理司 主任児童 心理司 主査心理 判定員 主任心理 判定員 主査児童 指導員 主任児童 指導員 主査職業 指導員 主任職業 指導員 主査生活 指導員 主任生活 指導員 主査保育士 主任保育士 主査児童 自立支援 専門員 主任児童 自立支援 専門員	主査相談 調査員 主査児童 心理司 主査心理 判定員 主査児童 指導員 主査職業 指導員 主査生活 指導員 主査保育士 主査児童 自立支援 専門員						
				主査技術 指導員 主任技術 指導員	上席技術 指導員 主査技術 指導員	上席技術 指導員	首席技術 指導員				
				上席農業 普及員 上席林業普	上席農業 普及員 上席林業普	上席農業 普及員 上席林業普	首席林業普				

区 分			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	
						及指導員 上席水産業普及指導員 上席航海士 上席機関士 上席通信士 主査農業普及員 主任農業普及員 主査林業普及指導員 主任林業普及指導員 主査水産業普及指導員 主任水産業普及指導員 主査航海士 主任航海士 主査機関士 主任機関士 主査通信士 主任通信士	及指導員 上席水産業普及指導員 上席航海士 上席機関士 上席通信士	及指導員 首席水産業普及指導員					
					主査建築専門員	上席建築専門員 主査建築専門員	上席建築専門員						
議会の 事務局					主査 主任 主任主事	主任主査 副主任 主査	担当課長 主任主査 副主任	総括課長 課長 主幹	総括課長 課長	次長 参事	事務局長		

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
教育委員会の事務局等	本庁			文化財専門員(主任相当、主査相当) スポーツ医・科学専門員(主任相当、主査相当) 保健体育主事 主査 主任 主任行政専門員	上席文化財専門員 上席スポーツ医・科学専門員 主任保健体育主事 主任主査 副主幹 技術副主幹 文化財専門員(主査相当) スポーツ医・科学専門員(主査相当) 保健体育主事 主査 主査行政専門員	担当課長 特命課長 上席文化財専門員 上席スポーツ医・科学専門員 主任保健体育主事 主任主査 副主幹 技術副主幹	総括課長 特命参事 課長 主幹 技術主幹	総括課長 特命参事 課長	教育次長 室長 参事		
	出先機関	教育事務所		主査 主任 主任行政専門員	主任主査 副主幹 主査 主査行政専門員	企画総務課長 主任主査 副主幹	所長 企画総務課長(盛岡に限る。) 主幹	所長 企画総務課長(盛岡に限る。)	所長(盛岡に限る。)		
	教育機関	総合教育センター		主査 主任 主任行政専門員	主任主査 副主幹 主査 主査行政専門員	主任主査 副主幹	総務部長 主幹	総務部長			
		生涯学習推進センター		主査 主任 主任行政専門員	主任主査 副主幹 主査 主査行政専門員	総務部長 主任主査 副主幹	主幹				

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	図書館			主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 副主幹 主査 主査行政 専門員	主任主査 副主幹	副館長 主幹	副館長			
	埋蔵文化 財センター			文化財専門員(主任 相当、主査 相当)	上席文化 財専門員 文化財専門員(主査 相当)	上席文化 財専門員	所長 副所長	所長 副所長			
	県立学校			主査 主任 通信長 主任航海士 主任機関士 主任通信士 主任行政 専門員	漁撈長 機関長 主任主査 副主幹 主査 通信長 主任航海士 主任機関士 主任通信士 主任行政 専門員	事務長(6 級及び7 級の欄に 掲げられ ている事 務長を除 く。) 船長 漁撈長 機関長 主任主査 副主幹	高等学校又は特別支援 学校の事務 長(盛岡第 一、不来方、 杜陵、盛岡 農業、盛岡 工業、盛岡 商業、黒沢 尻工業、水 沢、一関第 一、大船渡、 釜石、宮古、 宮古水産、 福岡、盛岡 視覚支援、 盛岡聴覚支 援、盛岡と なん支援及 び花巻清風 支援に限 る。) 主幹	高等学校又は特別支援 学校の事務 長(盛岡第 一、不来方、 杜陵、盛岡 農業、盛岡 工業、盛岡 商業、黒沢 尻工業、水 沢、一関第 一、大船渡、 釜石、宮古、 宮古水産、 福岡、盛岡 視覚支援、 盛岡聴覚支 援、盛岡と なん支援及 び花巻清風 支援に限 る。)			
	市町村立 小中学校 及び義務 教育学校			主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 主査 主査行政 専門員	事務長 主任主査	主幹				
				主任主事 主任技師							

区 分			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	
警察	本部 等	本部			係長 主査	次長 副所長 課長補佐 隊長補佐 係長	次長 副所長 課長補佐 隊長補佐	課長 科学捜査研 究所長 指導監査室 長 サイバー犯 罪対策室長 自動車運転 免許試験場 長 給与調査官 会計調査官 施設調査官 厚生調査官 共済調査官 訟務調査官 情報管理調 査官 交通管制官	課長 科学捜査研 究所長 指導監査室 長 サイバー犯 罪対策室長 自動車運転 免許試験場 長 給与調査官 会計調査官 施設調査官 厚生調査官 共済調査官 訟務調査官 情報管理調 査官 交通管制官	参事			
		警察学校			係長 主査	事務長 係長	事務長	術科調査官	術科調査官				
	警 署					係長 主査 船長 機関長	課長 係長 船長 機関長	課長					
						主任主事 主任技師	副主幹	副主幹	主幹				
	選挙管 理委員 会の事 務局					主査 主任	主任主査 副主幹 主査	副書記長 主任主査 副主幹	書記長	書記長			
	監査委 員の事 務局					主査 主任 主任主事 主任行政 専門員	主任主査 副主幹 主査 主査行政 専門員	主任主査 副主幹	総括課長 主幹	総括課長	事務局長		
人事委 員会の					主査 主任	主任主査 副主幹	担当課長 主任主査	総括課長 主幹	総括課長	事務局長 参事			

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
事務局				主任主事 主任行政 専門員	主査 主査行政 専門員	副主幹					
労働委 員会の 事務局				主査 主任 主任主事 主任行政 専門員	主任主査 副主幹 主査 主査行政 専門員	主任主査 副主幹	総括課長	総括課長	事務局長 参事		
収用委 員会の 事務局				主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 副主幹 主査 主査行政 専門員	主任主査 副主幹	事務局長	事務局長			
海漁 業調整 委員会 の事務 局				主査 主任	主任主査 技術副主幹 主査	事務局次長 主任主査 技術副主幹	事務局長 技術主幹	事務局長	事務局長		

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、局付、課付、室付若しくは所付の職、教育委員会の事務局に置かれる局付、課付、所付、総合教育センターに置かれる所付若しくは県立学校に置かれる学校付の職、警察本部に置かれる部付、課付、所付、隊付若しくは警察学校に置かれる学校付若しくは警察署に置かれる署付の職、監査委員の事務局に置かれる局付の職又は人事委員会の事務局に置かれる局付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から10級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 9級以下の級に区分されている職で任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職員の職務の級を上位の級に決定することができる。

3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

4 この表において3級の欄に掲げる「主任相当」とは、知事の事務部局の款3級の欄に掲げる主任に、「主査相当」とは、知事の事務部局の款3級の欄に掲げる主査に、4級の欄に掲げる「主査相当」とは、知事の事務部局の款4級の欄に掲げる主査にそれぞれ相当するものである。

2 公安職給料表

区分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	
警察	本部	巡査	巡査(巡査長に限る。)	巡査部長 巡査(巡査長に限る。)	警部 警部補 巡査部長 巡査(巡査長に限る。)	警部 警部補	警視 警部(次長、地域調査官、科学捜査研究所副所長、機動捜査隊副隊長、交通機動隊副隊長、高速道路交通警察隊副隊長及び機動隊副隊長に限る。)	警視(課長、監察官、留置管理官、安全・安心まちづくり推進室長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び機動隊長に限る。)	警視(参事官及び監察課長に限る。)	警視(部長及び首席監察官、警務課長、生活安全企画課長、刑事企画課長、交通企画課長又は公安課長を兼ねる参事官に限る。)	
	警察学校						警視				警視(校長に限る。)
	警察署						警視 警部(次長、警務課長並びに見前及び高田の幹部交番所長に限る。)				警視(署長及び副署長に限る。)

備考1 警察本部に置かれる部付、課付、所付若しくは隊付、警察学校に置かれる学校付又は警察署に置かれる署付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て6級から9級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 6級以下の級に区分されている職で警察本部長が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を上位の級に決定することができる。

3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

3 教育職給料表(1)

区		分	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
知事の事務局	出先機関	産業技術短期大学校	講師 技術指導員	主査講師 主査技術指導員 主任講師 主任技術指導員 講師 技術指導員		准教授	教授
		農業大学校	講師 行政専門員	主査講師 主任講師 講師 行政専門員		准教授	教育部長 教授
教育委員会の事務局等	本庁			指導主事 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事補		主任指導主事 主任経営指導主事 主任社会教育主事	首席指導主事 首席経営指導主事 首席社会教育主事 特命参事
	出先機関	教育事務所		指導主事 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事補		主任指導主事 主任経営指導主事 主任社会教育主事	首席経営指導主事 首席社会教育主事
	教育機関	総合教育センター	研修助手	研修指導主事 指導主事		研修部長 支援指導部長 主任研修指導主事 主任指導主事	所長 研修部長 支援指導部長
		生涯学習推進センター		社会教育主事 社会教育主事補		生涯学習部長 主任社会教育主事	所長 首席社会教育主事
		図書館					館長
		博物館		社会教育主事 社会教育主事補			
		美術館		社会教育主事 社会教育主事補			
		埋蔵文化財センター		社会教育主事 社会教育主事補			
県立高等学校等		教諭 養護教諭 栄養教諭	教諭 養護教諭 栄養教諭 (任用の期限をふさないものに限る。)	指導教諭 指導養護教諭	副校長 教頭 主任指導教諭	校長	

区 分			1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
			講師 助教諭 養護助教諭 実習教諭 実習助手 寄宿舍指導員	講師(任用の期限を付さないものに限る。) 実習教諭 寄宿舍指導員			
警察	本部等	警察学校				副校長	

備考1 教育委員会の事務局に置かれる局付若しくは課付の職又は県立高等学校等に置かれる学校付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級又は4級に決定するものとする。

2 2級に区分されている職で教育委員会が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を3級に決定することができる。

3 一の職が2の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

4 教育職給料表(2)

区 分		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	
教育委員会の事務局等	本庁		指導主事 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事補		主任指導主事 主任経営指導主事 主任社会教育主事	首席指導主事 首席経営指導主事 首席社会教育主事 特命参事	
	出先機関	教育事務所	指導主事 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事補		教務課長(盛岡を除く。) 主任指導主事 主任経営指導主事 主任社会教育主事	教務課長(盛岡に限る。) 首席指導主事 首席経営指導主事 首席社会教育主事	
	教育機関	総合教育センター		指導主事		主任指導主事	
		生涯学習推進センター		社会教育主事 社会教育主事補		主任社会教育主事	首席社会教育主事
		博物館		社会教育主事 社会教育主事補			
		美術館		社会教育主事 社会教育主事補			
		埋蔵文化財センター		社会教育主事 社会教育主事補			
中学校	講師(任用の期限を付さないものを除く。) 助教諭 養護助教諭	教諭 養護教諭 講師(任用の期限を付さないものに限り) 助教諭 養護助教諭	主幹教諭 指導養護教諭	副校長 教頭	校長		
市町村立小中学校及び義務教育学校	栄養教諭(任用の期限を付さないものを除く。) 講師(任用の期限を付さないものを除く。) 助教諭 養護助教諭	教諭 養護教諭 栄養教諭(任用の期限を付さないものに限り) 講師(任用の期限を付さないものに限り)	主幹教諭 指導教諭 指導養護教諭	副校長 教頭	校長		

備考1 教育委員会の事務局に置かれる局付若しくは課付の職又は市町村立小中学校若しくは義務教育学校に置かれる学校付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級又は4級に決定するものとする。

2 2級に区分されている職で教育委員会が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を3級に決定することができる。

5 研究職給料表

区 分			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
知事の事務部局	本庁		2級から5級までの欄に掲げる職以外の職				
	出先機関	先端科学技術研究センター					
		環境保健研究センター			部長	副所長	
		生物工学研究所					
		農業研究センター			室長 県北農業研究所次長	部長 県北農業研究所長 畜産研究所次長	所長 副所長 畜産研究所長
		林業技術センター			部長	副所長	所長
		水産技術センター			部長	副所長	所長
		内水面水産技術センター				所長	所長
	専門職員		主査専門研究員 主任専門研究員 専門研究員	上席専門研究員 主査専門研究員 主任専門研究員	首席専門研究員		
教育委員会の事務局等	本庁		主任専門学芸員 主任専門学芸調査員 専門学芸員 専門学芸調査員	上席専門学芸員 上席専門学芸調査員 主任専門学芸員 主任専門学芸調査員			
		教育機関	博物館	主任専門学芸員 主任専門学芸調査員 専門学芸員 専門学芸調査員	上席専門学芸員 上席専門学芸調査員 主任専門学芸員 主任専門学芸調査員	首席専門学芸員 首席専門学芸調査員	
			美術館	主任専門学芸員 主任専門学芸調査員 専門学芸員 専門学芸調査員	上席専門学芸員 上席専門学芸調査員 主任専門学芸員 主任専門学芸調査員	首席専門学芸員 首席専門学芸調査員	
	警察	本部	刑事部科学捜査研究所	主査専門研究員 専門研究員	上席専門研究員 主査専門研究員	科学捜査研究官	

備考1 知事の事務部局に置かれる課付若しくは所付の職、教育委員会の事務局に置かれる部付若しくは課付の職又は警察本部に置かれる部付若しくは所付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から5級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 4級以下の級に区分される職のうち任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を1級上位に決定することができる。

3 一の職が2の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

6 医療職給料表(1)

区		分		1 級	2 級	3 級	4 級	
知事の事務部局	本庁			医師 歯科医師	医務主幹 担当課長	総括課長 課長 医務主幹 担当課長	副部長 医療政策室長 医務担当技監 総括課長 課長	
	広域振興局				課長 医務主幹 医師 歯科医師	保健福祉環境技監 部長 課長 医務主幹	保健福祉環境技監 部長	
	出先機関	環境保健研究センター					首席専門研究員	首席専門研究員
		保健所				課長 医務主幹 医師 歯科医師	所長 副所長 次長 課長 医務主幹	所長 副所長 次長
		福祉総合相談センター				医務主幹 医師	部長 医務主幹	部長
		精神保健福祉センター			医務主幹 医師	所長 医務主幹	所長	

- 備考1 知事の事務部局に置かれる部付、局付、室付、課付又は所付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て2級から4級までのいずれか一の級に決定するものとする。
- 2 3級以下の級に区分されている職で知事が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を1級上位に決定することができる。
- 3 一の職が2の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

7 医療職給料表(2)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	
知事の事務部局	本庁	診療放射線技師	薬剤師						
	広域振興局	臨床検査技師	獣医師	主査	主査	課長 主任主査 主査	保健福祉室長	保健福祉室長	
		栄養士 学校栄養職員	診療放射線技師 臨床検査技師						
	出先機関	食肉衛生検査所	衛生検査技師	栄養士 学校栄養職員			課長	所長	所長
		保健所	理学療法士 作業療法士	衛生検査技師			課長	次長	次長
		福祉総合相談センター	理療士 言語聴覚士	理学療法士 作業療法士					
		精神保健福祉センター		理療士 言語聴覚士					
		家畜保健衛生所					課長 次長	所長(中央を除く) 次長(中央に限る。)	所長 次長(中央に限る。)
					主査	主査	主任主査 主査		
								主幹	
	専門職員					上席薬剤師 上席獣医師 上席診療放射線技師 上席臨床検査技師 上席栄養士 上席衛生検査技師 上席理学療法士 上席言語聴覚士			
				主査薬剤師 主任薬剤師 主査獣医師 主任獣医師 主査診療放射線技師 主任診療放射線技師 主査臨床検査技師 主任臨床検査技師 主査栄養士 主任栄養士 主査衛生検査技師	主査薬剤師 主任薬剤師 主査獣医師 主任獣医師 主査診療放射線技師 主任診療放射線技師 主査臨床検査技師 主任臨床検査技師 主査栄養士 主任栄養士 主査衛生検査技師	主査薬剤師 主査獣医師 主査診療放射線技師			

区 分			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	
					主任衛生検査技師 主査理学療法士 主任理学療法士 主査作業療法士 主任作業療法士 主査理療士 主任理療士 主査言語聴覚士 主任言語聴覚士 薬剤師 獣医師 診療放射線技師 臨床検査技師 栄養士 衛生検査技師 理学療法士 作業療法士 理療士 言語聴覚士	主任衛生検査技師 主査理学療法士 主任理学療法士 主査作業療法士 主任作業療法士 主査理療士 主任理療士 主査言語聴覚士 主任言語聴覚士	主査理学療法士 主査作業療法士 主査理療士 主査言語聴覚士			
教育委員会	教育機関	県立高等学校等			主任栄養士 栄養士	主任栄養士				
		市町村立小中学校及び義務教育学校			主任学校栄養職員 学校栄養職員	主任学校栄養職員				

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、課付又は所付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から7級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 5級以下の級に区分されている職で任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を上位の級に決定することができる。

3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

8 医療職給料表(3)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
知事の事務 部局	本庁		准看護師	保健師	保健師			
	広域振興局			看護師	看護師			
	出先機関	保健所		看護教員	主査	主査	課長	保健福祉室長
				准看護師	保健師		主任主査	
		福祉総合相 談センター		看護師		主査		
		児童相談所						
		高等看護学院		保健師		課長	次長	
		精神保健福 祉センター		看護師				
	専門職員			科主任	科主任	副学院長 科主任		
				看護教員				
				保健師				
				主査	主査	主任主査		
						主査		
							主幹	
				主査保健師		上席保健師		
				主任保健師		上席看護教員		
				主査看護教員		上席看護師		
				主任看護教員		主査保健師		
				主査看護師		主査看護教員		
				主任看護師		主査看護師		
教育委員会 の事務局	本庁	教職員課		保健師	主査保健師	主査保健師	上席保健師	
				主任保健師	主任保健師	主任保健師	主査保健師	
				保健師				
警察	本部	警務部厚生課		保健師	主査保健師	主査保健師	上席保健師	
					保健師		主査保健師	

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、課付若しくは所付けの職又は警察本部に置かれる課付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から6級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 5級以下の級に区分されている職で任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を上位の級に決定することができる。

3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

(3) 給料の特別調整額
 給料の特別調整額に関する規則(昭和35年岩手県人事委員会規則第16号)
 別表第1(第2条関係)

(平成28年4月1日現在)

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
知事 の 事 務 部 局	本庁	企 画 理 事 復 興 局 長 会 計 管 理 者 部 長 秘 書 広 報 室 長 国 体・障 が い 者 ス ポ ー ツ 大 会 局 長	副 部 長 副 室 長 副 局 長 室 長 首 席 調 査 監 首 席 ふ る さ と 振 興 監 首 席 I L C 推 進 監 局 長 環 境 担 当 技 監 医 務 担 当 技 監 農 政 担 当 技 監 農 村 整 備 担 当 技 監 林 務 担 当 技 監 水 産 担 当 技 監 道 路 都 市 担 当 技 監 河 川 港 湾 担 当 技 監 復 興 担 当 技 監 理 事 技 監	参 事 技 術 参 事 総 括 課 長 (人 事 課 及 び 財 政 課 に 限 る。)	総 括 課 長 総 括 調 査 監 総 務 事 務 セ ン タ ー 所 長 政 策 監 調 整 監 医 師 支 援 推 進 監 競 馬 改 革 推 進 監 県 産 米 戦 略 監 会 計 指 導 監 特 命 参 事	調 査 監 報 道 監 防 災 危 機 管 理 監 ふ る さ と 振 興 監 地 域 連 携 推 進 監 県 産 米 生 産 振 興 監 県 産 米 販 売 推 進 監 課 長	担 当 課 長
	広 域 振 興 局	局 長 副 局 長	副 局 長 部 長 (盛 岡 に 限 る。) 保 健 福 祉 環 境 技 監 (盛 岡 に 限 る。)	保 健 福 祉 環 境 技 監 参 事 技 術 参 事 経 営 企 画 部 長 総 務 部 長 保 健 福 祉 環 境 部 長 (県 南 に 限 る。) 農 政 部 長 水 産 部 長 (沿 岸 に 限 る。) 土 木 部 長	県 税 部 長 保 健 福 祉 環 境 部 長 (県 南 を 除 く。) 農 林 部 長 林 務 部 長 水 産 部 長 (県 北 に 限 る。) 特 命 参 事 納 税 室 長 課 税 室 長 保 健 福 祉 室 長 (盛 岡 に 限 る。) 農 業 振 興 室 長 農 業 改 良 普 及 室 長 農 村 整 備 室 長 (盛 岡 及 び 県 南 に 限 る。) 管 理 用 地 室 長 道 路 河 川 室 長	県 税 室 長 保 健 福 祉 室 長 (盛 岡 を 除 く。) 農 村 整 備 室 長 (沿 岸 及 び 県 北 に 限 る。) 企 画 推 進 課 長 産 業 振 興 課 長 (盛 岡 に 限 る。) 管 理 主 幹 総 務 課 長 (総 務 部 (総 務 セ ン タ ー を 除 く。)) に 限 る。) 農 政 調 整 課 長 農 林 調 整 課 長 林 業 振 興 課 長 (盛 岡 に 限 る。) 水 産 調 整 課 長 副 部 長 用 地 課 長 (盛 岡 及 び 花 巻 土 木 セ	

組 織	区 分					
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
				建築住宅室長 センター所長 (千厩土木センターを除く。)	(センターに限る。) 調整課長 センター所長 (千厩土木センターに限る。) センター副所長 林務室長 整備事務所長 ダム建設事務所長 普及サブセンター所長 林務出張所長	
広域振興局以外の出先機関		東京事務所長 先端科学技術研究センター所長 環境保健研究センター所長 保健所長(県央に限る。) 保健所副所長(県央に限る。) 福祉総合相談センター所長 産業技術短期大学校副校長 農業研究センター所長 林業技術センター所長 水産技術センター所長 農業大学校長 農業改良普及センター所長(中央に限る。)	保健所長(奥州に限る。) 保健所副所長(奥州に限る。) 家畜保健衛生所長(中央に限る。) 農業研究センター副所長 農業研究センター一畜産研究所長	東京事務所の部長 消防学校長 食肉衛生検査所長 環境保健研究センター副所長 県民生活センター所長 保健所長(県央及び奥州を除く。) 保健所次長(奥州を除く。) 福祉総合相談センターの部長 児童相談所長 精神保健福祉センター所長 杜陵学園長 大阪事務所長 名古屋事務所長 福岡事務所長 産業技術短期大学校事務局長 産業技術短期大学校教育部長 高等技術専門校長 病虫害防除所長 家畜保健衛生所長 家畜保健衛生所次長(中央に限る。) 漁業取締事務所長 生物工学研究所長	保健所次長(奥州に限る。) 農業研究センター一畜産研究所外山畜産研究室長 農業研究センター一畜産研究所種山畜産研究室長 農業大学校教育部長 農業改良普及センター普及サブセンター所長	

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
					農業研究センターの部長 農業研究センター畜産研究所次長 農業研究センター県北農業研究所長 林業技術センター副所長 水産技術センター副所長 内水面水産技術センター所長 農業大学校副校長 農業大学校事務局長 農業改良普及センター所長 農業改良普及センター副所長 北上川上流流域下水道事務所長 花巻空港事務所長		
議会の事務局		事務局長	次長	参事	総括課長	課長	担当課長
教育委員の事務局等	本庁		教育次長 室長	参事 総括課長（教職員課に限る。）	総括課長 特命参事	課長	担当課長
	出先機関		教育事務所長（盛岡に限る。）		教育事務所長 教育事務所企画総務課長（盛岡に限る。）	教育事務所教務課長（盛岡に限る。）	
	教育機関		総合教育センター所長 図書館長		生涯学習推進センター所長 図書館副館長 埋蔵文化財センター所長	総合教育センターの部長 埋蔵文化財センター副所長	
	県立学校					校長 高等学校又は特別支援学校の事務長（盛岡第一、盛岡農業、盛岡工業、盛岡商業及び盛岡となん支援に限る。）	副校長 教頭 高等学校又は特別支援学校の事務長（不来方、杜陵、黒沢尻工業、水沢、一関

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
							第一、大船渡、釜石、宮古、宮古水産、福岡、盛岡視覚支援、盛岡聴覚支援及び花巻清風支援に限る。) 船長
警察	本部等		部長 警察学校長 参事官（首席監察官、警務課長、生活安全企画課長、刑事企画課長、交通企画課長又は公安課長を兼ねる参事官に限る。）	参事官 参事 課長（監察課長に限る。）	課長 監察官 留置管理官 科学捜査研究所長 機動捜査隊長 交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 機動隊長 検視官室長（警視である検視官室長に限る。）	公安委員会補佐室長 取調べ監督業務推進室長 警務調査官 人事調査官 企画室長 給与調査官 広報官 被害者支援室長 会計調査官 施設調査官 指導監査室長 災害復興推進室長 厚生調査官 共済調査官 訟務調査官 情報管理調査官 安全・安心まちづくり推進室長 生活安全調査官 人身安全対策室長 地域実務指導室長 地域調査官 少年事件指導官 生活環境調査官 サイバー犯罪対策室長 刑事指導官 検視官室長 性犯罪捜査指導官 知能犯捜査指導官 意見聴取官 交通調査官 交通管制官 交通事故事件捜査統括官	

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
						交通聴聞官 自動車運転免許 試験場長 高速道路交通調 査官 警備指導官 情報分析官 外事・国際テロ 対策室長 警備管理官 災害対策室長 警衛対策監 術科調査官 警察学校副校長	
	警察署		署長（盛岡東、盛岡西、紫波及び花巻に限る。）	署長（岩手、北上、水沢、一関、大船渡、釜石、宮古、久慈及び二戸に限る。）	署長 副署長	地域官 刑事官 交通官	
選挙 管理 委員会					書記長		
監査 委員 の 事務局			事務局長		総括課長		
人事 委員 会 の 事務局			事務局長	参事	総括課長		担当課長
労働 委員 会 の 事務局			事務局長	参事	総括課長		
収用 委員 会 の 事務局					事務局長		
海漁 調整 委員 会 の 事務局					事務局長		

- 備考1 2種から6種までの欄に掲げる職（第2条第2項ただし書の規定に基づき、別表第1に掲げる職のうち当該職に対応する同表の区分欄に定める区分より1種上位の区分とすることとして人事委員会が別に定める職を除く。）のうち人事委員会の承認を得たものにあつては、当該職を占める職員の区分より1種上位の区分とすることができる。
- 2 1種から5種までの欄に掲げる職（以下「指定職」という。）を占める職員が欠けた場合は、当該指定職の職務を代理することとなる職が、その指定職の属する区分の1種下位の区分欄に掲げられているものとする。指定職が事務取扱い又は兼務を命ぜられた者をもって充てられている場合（別に定める場合を除く。）においても、同様とする。

ア 行政職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
10級	1種	133,600円
9級	1種	128,900円
	2種	103,100円
8級	2種	94,300円
	3種	84,900円
	4種	75,400円
7級	3種	80,100円
	4種	71,200円
	5種	53,400円。ただし、総合教育センターの部長にあつては、62,300円
	6種	44,500円
6級	3種	75,700円
	4種	67,300円
	5種	50,500円。ただし、総合教育センターの部長にあつては、58,900円
	6種	42,100円
5級	5種	48,400円
	6種	40,400円
4級	5種	44,900円
	6種	37,400円

イ 公安職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
9級	2種	96,000円
8級	3種	82,200円
7級	4種	72,300円
	5種	54,200円
6級	4種	69,900円
	5種	52,400円
5級	5種	49,300円

ウ 教育職給料表(1)

職務の級	区分	給料の特別調整額
4級	2種	91,800円
	4種	73,400円
	5種	55,100円。ただし、高等学校又は特別支援学校(以下「高等学校等」という。)の校長の職で人事委員会が別に定めるもの及び総合教育センターの部長にあつては、64,200円
3級	5種	53,500円。ただし、総合教育センターの部長にあつては、62,400円
	6種	44,600円。ただし、高等学校等の教頭の職にあつては35,700円、高等学校等の副校長の職で、人事委員会が別に定めるものにあつては53,500円

エ 教育職給料表(2)

職務の級	区分	給料の特別調整額
4級	4種	70,100円
	5種	52,600円
3級	6種	43,100円

オ 研究職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
5級	2種	102,100円
	3種	91,900円
	4種	81,700円
4級	4種	72,200円
3級	5種	49,100円

カ 医療職給料表(1)

職務の級	区分	給料の特別調整額
4級	2種	109,000円
	3種	98,100円
	4種	87,200円
	5種	65,400円
3級	2種	103,100円
	3種	92,800円。ただし、条例別表第5のア医療職給料表(1)の職務の級3級の適用を受ける保健福祉環境技監にあつては、82,500円
	4種	82,500円
	5種	61,900円
	6種	51,600円
2級	6種	48,200円

キ 医療職給料表(2)

職務の級	区分	給料の特別調整額
7 級	3 種	79,600 円
	4 種	70,700 円
	5 種	53,000 円
6 級	4 種	67,300 円
	5 種	50,500 円
5 級	5 種	47,900 円

ク 医療職給料表(3)

職務の級	区分	給料の特別調整額
6 級	4 種	70,800 円
	5 種	53,100 円
5 級	5 種	48,100 円

備考 別表第1に掲げる職のうち、この表に掲げられていない給料の特別調整額を定める特別の事情があると人事委員会
が認める職を占める職員に支給する給料の特別調整額については、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員
の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で人事委員会が別に定める額とする。

- 1 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より1種上位の区分があるときは、当該区分に係る給料の特別調整額未満の額
- 2 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より1種下位の区分があるときは、当該区分に係る給料の特別調整額を超える額
- 3 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る給料の特別調整額の区分があるときは、当該給料の特別調整額未満の額
- 4 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る給料の特別調整額の区分があるときは、当該給料の特別調整額を超える額

(4) 職員の昇格実施基準

(平成28年4月1日現在)

給料表	職務	昇格前	昇格後	要件
行政職	総括課長	6～	7～	在職2年以上
	主任主査・専門職員	4～	5～	在職2年以上
	副主幹・技術副主幹	4～	5～	在職3年以上
	主査	3～	4～	役職5年以上
	主事・技師 (任命権者通知)	3-45(12) 4～ 1-45(12) 1～	4～ 4～ 2～ 2～	役職2年以上 大学卒 経験5年以上 短大卒 経験8年以上 高校卒 経験10年以上
公安職	警部	4-49(12)	5～	在職3年以上
	警部補	4-69(12)	5～	在職7年以上
	巡査部長	3-73(12)	4～	在職6年以上
	巡査長	3-85(12) 2-57(12)	4～ 3～	在職6年以上 在職2年以上
研究職	主査専門研究員・主任専門研究員	2～ 2-49(12)	3～ 3～	役職2年以上 役職1年以上
	技師 (任命権者通知)	1～	2～(専門研究員)	大学卒 経験4年以上
医療職 (1)	所長・副所長	3～	4～	経験25年以上 かつ 在級10年以上 (人事委員会承認事項)
	課長・主幹	2～	3～	経験13年以上 かつ 在級6年以上
医療職 (2)	所長・保健所次長	6～	7～	在職2年以上 (人事委員会承認事項)
	主査・主査薬剤師等	4～	5～	役職4年以上 又は 在級3年以上 役職1年以上 役職1年以上
		4-33(12)	5～	
		3～ 3-37(12)	4～ 4～	
	主任薬剤師等	3～ 3-37(12)	4～ 4～	役職1年以上
	薬剤師・獣医師	2-25(12) 2～	3～ 3～	大学6卒 経験3年以上 大学卒 経験6年以上
診療放射線技師等	2-29(12) 2～	3～ 3～	大学卒 経験7年以上 短大3卒 経験8年以上 短大卒 経験9年6月以上 高校専攻科卒 経験11年以上 高校卒 経験12年以上 中学卒 経験16年以上	
医療職 (3)	主査・科主任・主査保健師等	4～	5～	在級1年以上 役職2年以上
		3～ 3-49(12)	4～ 4～	
		主任保健師等	3～ 3-49(12)	
	保健師・看護師	2-33(12) 2～	3～ 3～	大学卒 経験6年以上 短大3卒 経験7年以上 短大2卒 経験8年以上
	准看護師	1-29(12) 1～	2～ 2～	准看護師養成所卒 経験7年以上

(5) 管理職員等の範囲

a 県分に係る管理職員等の範囲(昭和41年岩手県人事委員会規則第21号(平成28年4月1日現在))

組 織		職 員
議会事務局		事務局長 次長 総括課長 総務課の主任主査及び主査(人事、給与、服務又は秘書の事務を担当する者に限る。)
知事の 事務部 局	本庁	企画理事 復興局長 会計管理者 部長 秘書広報室長 国体・障がい者スポーツ大会局長 技監 副部長 副室長 副局長 出納局長 担当技監 企画室の室長 首席調査監 総務室長 総合防災室長 政策推進室長 首席ふるさと振興監 地域振興室長 科学I L C推進室長 廃棄物特別対策室長 若者女性協働推進室長 医療政策室長 医師支援推進室長 雇用対策・労働室長 ものづくり自動車産業振興室長 競馬改革推進室長 県産米戦略室長 総括課長 総括調査監 調査監 報道監 総務事務センター所長 政策監 調整監 ふるさと振興監 地域連携推進監 医師支援推進監 県産米戦略監 県産米生産振興監 県産米販売推進監 会計指導監 課長及び担当課長(部局等若しくは出納局又は室課等の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。) 給与人事担当課長 行政経営担当課長 調査担当課長 予算担当課長 法務学事課の特命課長 管財課の管理担当課長 職員福祉担当課長 審査課長 主任主査及び主査(部局等又は出納局の主管室課等において人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。) 秘書広報室の主任主査及び主査(調査に関する事務を担当する者に限る。) 秘書課の主任主査及び主査(秘書の事務を担当する者に限る。) 人事課の給与人事又は行政経営に関する事務を担当する主任主査及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 財政課の主任主査及び主査(財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。) 法務学事課の主任主査及び主査(法務に関する事務を担当する者に限る。) 管財課の主任主査及び主査(庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。) 並びに守衛長
出先機 関	広域振興局	局長 副局長 保健福祉環境技監 部長 部の室長 管理主幹センター所長 整備事務所長 ダム建設事務所長 総務課長 林務出張所長
	東京事務所	所長 部長
	消防学校	校長
	先端科学技術研究センター	所長 副所長
	食肉衛生検査所	所長
	環境保健研究センター	所長 副所長 企画情報部長
	県民生活センター	所長
	保健所	所長 副所長 次長
	福祉総合相談センター	所長 部長 総務課長
	児童相談所	所長 総務課長
	高等看護学院	学院長 事務長
	精神保健福祉センター	所長
	杜陵学園	園長
	大阪事務所	所長
	名古屋事務所	所長
	福岡事務所	所長
	産業技術短期大学校	副校長 事務局長 教育部長
	高等技術専門校	校長
	病害虫防除所	所長
	家畜保健衛生所	所長
	漁業取締事務所	所長 はやちね及び岩鷲の船長

組	織	職	員	
	生物工学研究所	所長		
	農業研究センター	所長 副所長 畜産研究所長 部長 県北農業研究所長 企画管理部総務課長 畜産研究所の外山畜産研究室長及び種山畜産研究室長		
	林業技術センター	所長 副所長 企画総務部長		
	水産技術センター	所長 副所長 総務部長 岩手丸及び北上丸の船長		
	内水面水産技術センター	所長		
	農業大学校	校長 副校長 事務局長 教育部長		
	農業改良普及センター	所長 副所長 普及サブセンター所長		
	北上川上流流域下水道事務所	所長 総務課長		
	花巻空港事務所	所長		
教育委員会の事務局等	事務局	本庁	教育次長 教育企画室長 学校教育室長 総括課長 課長及び担当課長（室及び課内の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。） 高校改革課長 人事給与担当課長 厚生福利担当課長 小中学校人事課長 県立学校人事課長 教育企画室の主任主査及び主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 教職員課の人事、給与又は服務に関する事務を担当する主任主査、主査及び主任並びに当該事務の企画を担当する主事 首席経営指導主事 主任経営指導主事 経営指導主事	
		教育事務所	所長 課長 首席経営指導主事 主任経営指導主事 経営指導主事	
	教育機関	総合教育センター	所長 総務部長	
		生涯学習推進センター	所長	
		図書館	館長 副館長	
		中学校	校長 副校長 教頭 事務長	
		高等学校	校長 副校長 事務長 りあす丸及び海翔の船長	
		特別支援学校	校長 副校長 事務長	
		幼稚園	園長 教頭	
		選挙管理委員会事務局	書記長	
	監査委員事務局	事務局長 総括課長 監査第一課の主任主査及び主査（人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。）		
	人事委員会事務局	事務局長 総括課長 担当課長 主任主査 主査 主任 主事（公平審査を担当する者に限る。）		
	労働委員会事務局	事務局長 総括課長 主任主査及び主査（人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。）		
	収用委員会事務局	事務局長		
	海区漁業調整委員会事務局	事務局長		

b 市町村分に係る管理職員等の範囲(昭和41年岩手県人事委員会規則第22号(平成27年5月1日現在))

別表第1 市町村(第2条関係)

1 宮古市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務部局	本庁	部長 危機管理監 会計管理者 次長 課長 産業支援センター所長 室長(秘書室、きれいなまち推進室及び子育て支援室の室長に限る。) 総務課の副主幹及び主査(人事、給与、服務、職員団体及び法規審査の事務を担当する者に限る。) 企画課の副主幹(秘書の事務を担当する者に限る。) 財政課の副主幹及び主査(予算及び庁舎管理の事務を担当する者に限る。)
	福祉事務所	所長
	総合事務所	所長 課長
	保育所	所長
	診療所	所長 事務長
	歯科診療所	所長 事務長
	保健センター	所長(宮古保健センターの所長に限る。)
教育委員会の事務局等	事務局 小学校及び中学校	教育部長 課長 総務課の副主幹 校長 副校長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

2 大船渡市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務部局	本庁	会計管理者 局長 部長 室長 課長 所長 次長(大船渡魚市場建設推進室の次長に限る。) 技監(水産課及び建設課の技監に限る。) 秘書広聴課の課長補佐及び秘書係長 総務課の課長補佐(人事、給与及び服務の事務を担当する者に限る。) 及び人事係長 財政課の課長補佐(予算の事務を担当する者に限る。) 及び財政係長
	市民文化会館	館長
	福祉事務所	所長
	三陸支所	支所長
	診療所	所長
	歯科診療所	所長
教育委員会の事務局等	本庁	教育次長 課長 生涯学習課の課長補佐(人事、給与及び服務の事務を担当する者に限る。)
	小学校及び中学校	校長 副校長
	博物館	館長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

3 花巻市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 事務局次長
市長の事務部局	本庁	部長 会計管理者 部次長 課長 室長 所長(市民生活総合相談センターの所長に限る。) 総務課の課長補佐、法規文書係長及び人事係長 契約管財課の課長補佐(庁舎管理の事務を担当する者に限る。) 秘書政策課の課長補佐及び秘書係長 財政課の課長補佐及び財政係長
	総合支所	支所長 課長
	清掃センター	所長
	保健センター	所長
	事務局	部長 課長 教育企画課の課長補佐 施設管理監
教育委員会の事務局等	博物館	副館長
	保育園	園長(日居城野保育園、西公園保育園、南城保育園、宮野目保育園、大迫保育園及び成島保育園の園長に限る。)
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長(花巻学校給食センター、南城学校給食センター、石鳥谷学校給食センター及び東和学校給食センターの所長に限る。)

組 織	職 員
監査委員の事務局	事務局長
農業委員会の事務局	事務局長

4 北上市

組 織	職 員	
議会の事務局	事務局長 課長	
市長の事務局	本庁 部長 会計管理者 参事 課長 政策企画課の課長補佐及び行政経営係長 総務課の課長補佐、法規文書係長及び人事厚生係長 財政課の課長補佐、財政係長及び管財係長	
教育委員会の事務局等	事務局	教育部長 課長 総務課の課長補佐
	小学校及び中学校	校長 副校長
	幼稚園	園長
	保育園	園長
	学校給食センター	所長（中央学校給食センター及び北部学校給食センターの所長に限る。）
	中央図書館	館長
埋蔵文化財センター	所長	
監査委員の事務局	事務局長	
農業委員会の事務局	事務局長	

5 久慈市

組 織	職 員	
議会の事務局	事務局長 次長	
市長の事務局	本庁	部長 担当部長 会計管理者 課長 室長 総務課の係長 財政課の係長
	総合支所	支所長 課長
	福祉事務所	所長
	診療所	事務長
	保育園	園長（小久慈保育園の園長に限る。）
	保健センター	所長
教育委員会の事務局等	事務局	教育部長 課長 室長
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局	事務局長	
監査委員の事務局	事務局長	
農業委員会の事務局	事務局長	

6 遠野市

組 織	職 員	
議会の事務局	事務局長	
市長の事務局	本庁	部長 特命部長 担当部長 会計管理者 課長 担当課長 室長 所長（地域包括支援センターの所長に限る。） 経営企画部の副主幹及び主査（予算及び庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 総務課の課長補佐、行政文書係長及び職員係長
	市民センター	所長 課長
	支所	支所長 課長
	清養園クリーンセンター	所長
	子育て総合支援センター	所長
	診療所	所長
	歯科診療所	所長
教育委員会の事務局等	事務局	教育部長 担当部長 課長 教務課の課長補佐
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局	事務局長	
監査委員の事務局	事務局長	
農業委員会の事務局	事務局長	

7 一関市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局次長
市長の事務局	本庁	市長公室長 部長 参事 技監 会計管理者 部次長 副参事 課長 室長 監 秘書課の課長補佐及び秘書係長 職員課の課長補佐（人事又は給与の事務を担当する者に限る。）、人事研修係長及び給与厚生係長 総務課の課長補佐及び法規文書係長 財政課の課長補佐、財政係長、財政企画係長及び管財係長
	支所	支所長 支所次長 課長 室長
	保健センター	所長（一関保健センターの所長に限る。）
	診療所	所長 歯科部長 事務長
	歯科診療所	所長
	保育園	園長（一関あおば保育園、大原保育園、摺沢保育園、興田保育園、猿沢保育園、千厩保育園、奥玉保育園、長坂保育園、折壁保育園及び川崎保育園の園長に限る。）
こども園	園長	
教育委員会の事務局等	事務局	部長 部次長 課長 監 教育総務課の庶務係長 学校教育課の課長補佐（人事の事務を担当する者に限る。）
	小学校及び中学校	校長 副校長
	博物館	次長
	学校給食センター	所長（一関西部学校給食センターの所長に限る。）
監査委員の事務局		事務局次長
農業委員会の事務局		事務局次長

8 陸前高田市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局次長
市長の事務局	本庁	理事 部長 局長 会計管理者 課長 室長（復興対策局事業推進室及び幹線道路対策室の室長に限る。） 企画政策課の課長補佐及び秘書係長 総務課の課長補佐及び職員係長 財政課の課長補佐及び財政係長
	福祉事務所	所長
	診療所	診療所長
	保育所	所長
教育委員会の事務局等	事務局	教育次長 課長 室長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
選挙管理委員会の事務局		事務局次長
監査委員の事務局		事務局次長
農業委員会の事務局		事務局次長

9 釜石市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局次長
市長の事務局	本庁	部長 副室長 危機管理監 事務局次長（復興推進本部の事務局次長に限る。） 技監 会計管理者 部次長 副本部長 課長 事務局次長 所長（地域包括支援センターの所長に限る。） 室長（世界遺産登録推進室、国土調査推進室、高規格幹線道路対策室、都市整備推進室、用地調整室、復興住宅整備室、リーディング事業推進室及び生活支援室の室長に限る。） 総務課の課長補佐、秘書係長、行政係長及び職員係長 財政課の課長補佐及び財政係長
	福祉事務所	所長
	保育所	所長
教育委員会の事務局等	事務局	教育次長 課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	幼稚園	園長
選挙管理委員会の事務局		事務局次長
監査委員の事務局		事務局次長
農業委員会の事務局		事務局次長

10 二戸市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 事務局次長
市長の事務部 局	本庁	部長 会計管理者 副部長 課長 室長（財政課財産管理室の室長に限る。） 政策推進課の副主幹及び主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 総務課の副主幹（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。） 財政課の主幹、副主幹及び財政課財産管理室の副主幹
	総合支所	支所長 課長
	福祉事務所	所長
	診療所	所長 事務長
	保育所	所長
	保育園	園長
教育委員会の 事務局等	事務局	部長 課長 副主幹（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。）
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		書記長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

11 八幡平市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務部 局	本庁	部長 会計管理者 課長 室長 市長公室の室長補佐、秘書広報係長及び財政係長 総務課の課長補佐、行政係長、組織再編係長及び管財係長
	総合支所	総合支所長 課長
	福祉事務所	所長
	病院	病院長 副院長 科長 事務局長 看護師長
	診療所	所長 事務長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長 課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

12 奥州市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 事務局次長
市長の事務部 局	本庁	部長 室長（行財政改革推進室及び国体推進室の室長に限る。） 会計管理者 課長 総務課の課長補佐（人事、給与又はサービスに関する事務を担当する者に限る。）、秘書係長、行政係長及び職員係長 財政課の課長補佐及び財政係長 財産運用課の課長補佐（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）
	総合支所	総合支所長 課長
	福祉事務所	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育部長 課長 教育総務課の課長補佐
	支所	支所長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	保育所	所長（前沢保育所の所長に限る。）
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

13 滝沢市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務部局	本庁	会計管理者 部長 課長 室長 総務課の総括主査（人事、給与及び服務の事務を担当する者に限る。） 財務課の主査（予算の事務を担当する者に限る。）
教育委員会の事務局等	事務局	教育次長 課長（担当課長を除く。） 室長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

14 雫石町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部局	本庁	会計管理者 課長 推進監 保健師長 総務課の課長補佐及び主査（人事、給与、服務、法規審査又は庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 企画財政課の課長補佐及び主査（予算の事務を担当する者に限る。）
	診療所	所長 副所長 事務長 看護師長
教育委員会の事務局等	事務局	課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

15 葛巻町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部局	本庁	参事 課長 会計管理者 総務企画課の室長（給与、予算、法規審査及び庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 政策秘書課の室長
	病院	名誉院長 病院長 理事 副院長 科長 事務局長 総看護師長 看護師長
教育委員会の事務局等	事務局	教育次長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	保育園	園長（葛巻保育園の園長に限る。）
農業委員会の事務局		事務局長

16 岩手町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部局	本庁	課長 会計管理者 総務課の主幹（人事、給与、服務又は予算の事務を担当する者に限る。） 所長
教育委員会の事務局等	事務局	教育次長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	中央公民館	館長
農業委員会の事務局		事務局長

17 紫波町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部局	本庁	会計管理者 部長 課長 室長（総務文書室、職員秘書室及び財務政策室の室長に限る。）
	情報交流館	事務局長
	保育所	所長（佐比内保育所の所長を除く。）
教育委員会の事務局等	事務局	教育部長 課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

18 矢巾町

組 織	職 員	
議会の事務局	事務局長	
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 室長 総務課の課長補佐及び職員係長
	保育園	園長
教育委員会の 事務局等	事務局	課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食共同調理場	所長 次長
農業委員会の事務局	事務局長	

19 西和賀町

組 織	職 員	
議会の事務局	事務局長	
町長の事務部 局	本庁	課長 会計管理者 室長 総務課の庶務・財政グループリーダー
	病院	病院長 副院長 外科医長 歯科医長 総括看護師長 事務長
	保育所	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局	事務局長	

20 金ケ崎町

組 織	職 員	
議会の事務局	事務局長	
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 参事 課長 総合政策課の課長補佐（人事、給与又は服務の事務を担当する者に限る。）
	保健福祉センター	所長 副所長 科長 事務長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長
	中央生涯教育センター	所長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
農業委員会の事務局	事務局長	

21 平泉町

組 織	職 員	
議会の事務局	事務局長	
町長の事務部 局	本庁	課長 室長 会計管理者
	保健センター	所長
	保育所	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長 世界遺産推進室長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局	事務局長	

22 住田町

組 織	職 員	
議会の事務局	事務局長	
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 室長 総務課の課長補佐
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長
	保育園	園長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局	事務局長	

23 大槌町

組 織	職 員	
議会の事務局	事務局長	
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 部長 局長 課長 室長 総務課の主幹及び主任主査
教育委員会の 事務局等	事務局	部長 教育次長 課長
	小学校及び中学校	校長 副校長

組 織	職 員
監査委員の事務局	室長
農業委員会の事務局	事務局長

24 山田町

組 織	職 員
議会の事務局	事務局長
町長の事務部局	本庁 会計管理者 課長 総務課の課長補佐（人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。）
教育委員会の事務局等	事務局 教育次長 課長
	小学校及び中学校 校長 副校長

25 岩泉町

組 織	職 員
議会の事務局	事務局長
町長の事務部局	本庁 会計管理者 課長 総務課の総括室長
	保育園 園長（いわいずみこども園の園長に限る。）
	歯科診療所 所長
教育委員会の事務局等	事務局 教育次長
	小学校及び中学校 校長 副校長
農業委員会の事務局	事務局長

26 田野畑村

組 織	職 員
議会の事務局	事務局長
村長の事務部局	本庁 会計管理者 課長
	診療所 所長 事務長
	歯科診療所 所長 事務長
教育委員会の事務局等	事務局 教育次長
	小学校及び中学校 校長 副校長
農業委員会の事務局	事務局長

27 普代村

組 織	職 員
議会の事務局	事務局長
村長の事務部局	本庁 会計管理者 課長
	診療所 所長 事務長
	歯科診療所 所長
教育委員会の事務局等	事務局 教育次長
	小学校及び中学校 校長 副校長
農業委員会の事務局	事務局長

28 軽米町

組 織	職 員
議会の事務局	事務局長
町長の事務部局	本庁 会計管理者 課長
	保育園 園長（軽米保育園、小軽米保育園及び晴山保育園の園長に限る。）
	健康ふれあいセンター 所長
教育委員会の事務局等	事務局 教育次長 担当主幹
	小学校及び中学校 校長 副校長
	幼稚園 園長
選挙管理委員会の事務局	事務局長
農業委員会の事務局	事務局長

29 野田村

組 織	職 員
議会の事務局	事務局長
村長の事務部局	会計管理者 課長 室長
教育委員会の事務局等	事務局 教育次長
	小学校及び中学校 校長 副校長

30 九戸村

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
村長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 室長
	事務局	教育次長
教育委員会の 事務局等	小学校及び中学校	校長 副校長

31 洋野町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 参事 課長 室長 総務課の課長補佐及び人事係長
	病院	院長 副院長 外科医長 内科医長 事務長 看護師長
	診療所	所長
	歯科診療所	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	課長
	事務所	所長
	小学校及び中学校	校長 副校長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

32 一戸町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	部長 会計管理者 課長 総務課の課長補佐
	事務局	教育長 教育次長 課長 室長
教育委員会の 事務局等	小学校及び中学校	校長 副校長
	食育センター	所長
農業委員会の事務局		事務局長

別表第2 一部事務組合（第2条関係）

1 岩手県市町村総合事務組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長 会計管理者

2 北上地区広域行政組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長（人事、給与、服務又は予算に関する事務を総括する者に限る。）

3 二戸地区広域行政事務組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長 事務局長補佐 会計管理者 室長 所長

4 盛岡北部行政事務組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長

5 紫波、稗貫衛生処理組合

組織	職員
管理者の事務部局	会計管理者 事務局長 場長 場長心得

6 岩手・玉山環境組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長

7 盛岡・紫波地区環境施設組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長 所長

8 岩手県競馬組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長 部長

9 岩手県沿岸知的障害児施設組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長 次長

10 大船渡地区環境衛生組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長

11 釜石大槌地区行政事務組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長 課長

12 宮古地区広域行政組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長 課長

13 岩手県自治会館管理組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長 会計管理者

14 盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長 事業所長

15 岩手中部広域行政組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長 主幹

16 一関地区広域行政組合

組織	職員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長 課長 清掃センター所長

17 岩手沿岸南部広域環境組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長

18 奥州金ヶ崎行政事務組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長 会計管理者 課長 企画総務課の主幹及び課長補佐（人事、給与又はサービスの事務を担当する者に限る。）

19 岩手北部広域環境組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	会計管理者 事務局長

20 滝沢・零石環境組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	会計管理者 事務局長 所長

別表第3 広域連合（第2条関係）

1 気仙広域連合

組 織	職 員
広域連合の長の事務部局	課長

2 久慈広域連合

組 織	職 員
広域連合の長の事務部局	事務局長 課長

3 岩手県後期高齢者医療広域連合

組 織	職 員
広域連合の長の事務部局	会計管理者 事務局長 事務局次長 総務課長

附則（平成27年5月1日岩手県人事委員会規則第13号）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項のよりなお従前の例により在職する教育長については、この規則による改正後の公平事務委託市町村等の管理職員等を定める規則別表第1の規定は適用せず、この規則による改正前の公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を規則別表第1の規定は、なおその効力を有する。

(6) 登録職員団体一覧

平成28年4月1日現在

登録番号	登録年月日	職員団体名	法人格の有無	代表者	組合員数
1	S41.10.12	岩手県教職員組合	有	砂金良昭	3,735
2	S41.10.11	岩手県高等学校教職員組合	有	澤瀬清巳	3,008
3	S41.10.11	岩手県教育委員会事務局職員組合	有	上平義浩	145
4	S41.10.11	岩手県立学校事務職員組合	有	金澤信行	122
11	S41.10.29	矢巾町職員労働組合	有	花立孝美	164
14	S41.12.14	滝沢市職員組合	有	菅原栄一	210
15	S41.12.15	岩手県職員労働組合	有	小野演彦	1,885
16	S41.12.15	紫波町職員労働組合	有	橋本豊	148
19	S42.1.24	大船渡市役所職員組合		佐藤克敏	353
20	S42.2.10	陸前高田市職員労働組合	有	千葉達	98
23	S41.10.8	金ヶ崎町職員労働組合		相澤啓	127
35	S45.2.24	田野畑村職員組合		佐藤智佳	16
36	S45.5.6	軽米町役場職員労働組合	有	福島貴浩	167
41	S46.2.9	普代村職員組合		菅野伸二	44
42	S48.5.8	住田町職員組合		遠藤貞行	87
44	S54.7.4	岩手県競馬組合職員組合		遠藤悟	11
45	S55.7.23	宮古地区広域行政職員労働組合		坂下雄一	32
48	H3.12.19	北上市職員労働組合		峰 正樹	548
51	H12.9.22	奥州金ヶ崎行政事務組合職員労働組合		高橋一義	27
54	H17.8.8	宮古市職員労働組合		伊藤裕一	484
55	H17.11.25	遠野市職員労働組合		佐藤浩彦	194
56	H17.12.22	一関市職員労働組合	有	三浦順一	963
57	H18.3.3	自治労奥州市職員労働組合		及川政典	219
58	H18.3.3	自治労西和賀町職員労働組合		菊池輝昌	52
59	H18.5.9	自治労連西和賀町職員組合		泉川道浩	112
60	H18.6.20	奥州市職員労働組合	有	佐々木靖郎	580
61	H19.3.14	久慈市職員労働組合		勝田 光	298
62	H19.3.27	二戸市職員労働組合		田口貴寛	203
63	H20.8.28	八幡平市職員組合	有	多田和雄	225
64	H21.3.12	平泉町職員組合		阿部純	98
65	H23.3.16	自治労八幡平市職員労働組合		東本茂樹	84
66	H24.3.19	花巻市職員労働組合	有	佐藤秀作	689
計		32団体			

(7) 号別区分表

(平成27年3月31日付人委職第258号岩手県人事委員会委員長通知(平成27年4月1日施行))

1 人事委員会が労働基準監督機関としての職権を行使する事業又は事務所

労基法別表第一号別	事業内容	事業又は事務所の名称	事務所数
第12号	教育・研究・調査	消防学校 先端科学技術研究センター 環境保健研究センター 高等看護学院[3] 産業技術短期大学校本校 産業技術短期大学水沢校 高等技術専門学校[3] 生物工学研究所 農業研究センター(畜産研究所及び県北農業研究所を除き、研究室を含む。) 農業研究センター畜産研究所(畜産研究室を含む。) 農業研究センター県北農業研究所 林業技術センター 水産技術センター 内水面水産技術センター 農業大学校 中学校 高等学校(分校は本校を含む。)[64] 特別支援学校(分校は本校を含む。)[13] 総合教育センター 生涯学習推進センター 図書館 警察学校	101
官公署の事業(労基法別表第一に掲げる事業を除く。)		知事部局本庁 広域振興局(行政センター、保健福祉環境部、保健福祉環境センター、県南広域振興局農政部農村整備室、整備事務所及びダム建設事務所を除く。)[4] 行政センター[10] 県南広域振興局農政部農村整備室 整備事務所 東京事務所 県民生活センター 福祉総合相談センター(障がい保健福祉部を除く。) 児童相談所[2] 大阪事務所 名古屋事務所 福岡事務所 病虫害防除所 家畜保健衛生所[3] 漁業取締事務所 農業改良普及センター(普及サブセンターを含む。)[9] 県議会事務局 教育委員会事務局本庁 教育事務所[6] 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 警察本部(鉄道警察隊及び警察航空隊を含む。) 機動捜査隊(分駐隊を含む。) 運転免許課(自動車運転免許試験場及び運転免許センターを含む。) 交通機動隊(分駐隊を含む。) 高速道路交通警察隊(分駐隊及び分遣班を含む。) 機動隊 警察署(交番その他の派出所及び駐在所を含む。)[17] 労働委員会事務局 収用委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会	77
			178

2 労働基準監督署が労働基準監督機関としての職権を行使する事業又は事務所

労基法別表第一号別	事業内容	事業又は事務所の名称	事務所数
第1号	製造・加工	施設総合管理所 県南施設管理所	2
第3号	土木・建築	ダム建設事務所 流域下水道事務所	2
第4号	運送	空港事務所	1
第12号	教育・研究・調査	○福祉の里センター ○視聴覚障がい者情報センター ○いわて子どもの森 ○青少年の家[3] ○博物館 ○美術館 ○埋蔵文化財センター ○野外活動センター	10
第13号	保健衛生	広域振興局保健福祉環境部及び保健福祉環境センター[9] 食肉衛生検査所 保健所[9] 福祉総合相談センター障がい保健福祉部 精神保健福祉センター 杜陵学園 県立病院[20] 附属診療所[8] 特別支援学校寄宿舎[8] ○リハビリテーションセンター ○療育センター	60
第14号	旅館・接客業	議員会館 ○県民活動交流センター ○ふれあいランド岩手 ○産業文化センター ○公会堂 ○花巻広域公園 ○御所湖広域公園 ○県民会館 ○体育館 ○野球場 ○スケート場 ○武道館 ○運動公園	13
官公署の事業(労基法別表第一に掲げる事業を除く。)		医療局本庁 企業局本庁	2
			90

注1 []内の数は事業又は事務所数を示すものである。

2 ○を付した事業又は事務所は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき管理を委託しているものである。

(8) 市町村等公平事務委託状況一覧

(平成28年4月1日現在)

区分	受託市町村等	公平委員会
市	宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市 滝沢市	盛岡市 13
町	雫石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町 西和賀町 金ヶ崎町 平泉町 住田町 大槌町 山田町 岩泉町 軽米町 洋野町 一戸町	15
村	田野畑村 普代村 野田村 九戸村	4
一部事務組合	岩手県市町村総合事務組合 大船渡地区消防組合 北上地区広域行政組合 二戸地区広域行政事務組合 盛岡北部行政事務組合 紫波・稗貫衛生処理組合 岩手・玉山環境組合 盛岡・紫波地区環境施設組合 岩手県競馬組合 岩手県沿岸知的障害児施設組合 大船渡地区環境衛生組合 釜石大槌地区行政事務組合 宮古地区広域行政組合 北上地区消防組合 岩手県自治会館管理組合 盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合 岩手中部広域行政組合 一関地区広域行政組合 岩手沿岸南部広域環境組合 奥州金ヶ崎行政事務組合 滝沢・雫石環境組合	盛岡地区衛生処理組合 盛岡地区広域消防組合 21
広域連合	気仙広域連合 久慈広域連合 岩手県後期高齢者医療広域連合	3
計	13市 15町 4村 21一部事務組合 3広域連合	56 1市 2組合 3

注1) 平成27年度の公平事務委託経常費（一般経常費）の総額は、2,398千円である。

注2) 平成20年度から経常費負担額の算定方法の見直しを行い、公平審査分人件費（審査負担金）を除く経常費（一般経常費）負担総額を2,400千円とし、この額を団体規模に関係なく請求する均等割（一律10,000円）及び委託市町村の職員規模に応じて按分される職員数割により算出し、請求する方式とした。また、公平審査事案が発生した団体においては、審査負担金として1件当たり200,000円を経常費に加算して請求することとした。

注3) 平成28年度から経常費負担額の見直しを行い、経常費（一般経常費）負担総額を2,600千円、均等割額を一律11,000円、審査負担金を1件当たり210,000円とした。また、地方公務員法の改正により、退職管理に係る業務が公平委員会の委託事務に追加されることとなるため、退職管理の案件が発生した団体においては、退職管理業務負担金として1件あたり50,000円を経常費に加算して請求することとした。

